

平成 2 9 年

第 1 回西原村定例会会議録

平成 2 9 年 3 月 8 日

平成 2 9 年 3 月 1 5 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 平成 2 9 年 第 1 回 定 例 会 会 期 日 程 表

| 月 日       | 曜 | 区 分 | 日 程  | 備 考 |
|-----------|---|-----|--|-----|
| 3 月 8 日   | 水 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会期の決定</li> <li>・村長施政方針及び提案理由説明</li> <li>・休会の件について</li> <li>・全員協議会</li> <li>・常任委員会</li> </ul>          |     |
| 3 月 9 日   | 木 | 休 会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会</li> </ul>   |     |
| 3 月 1 0 日 | 金 | 休 会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会</li> </ul>   |     |
| 3 月 1 1 日 | 土 | 休 会 |  |     |
| 3 月 1 2 日 | 日 | 休 会 |  |     |
| 3 月 1 3 日 | 月 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（4名）</li> <li>・議案審議<br/>（議案第2号～第7号）</li> </ul>   |     |
| 3 月 1 4 日 | 火 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議<br/>（議案第8号～議案第16号）</li> </ul>   |     |
| 3 月 1 5 日 | 水 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議<br/>（議案第17号～議案第23号）</li> <li>・同意第1号</li> <li>・組合議会報告</li> <li>・委員会の閉会中の継続審査</li> <li>・委員会の閉会中の継続調査</li> </ul> |     |

# 提 出 議 案 等

(平成29年3月8日提出)

(村長提出議案)

- 議案第 2号 西原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第 3号 西原村村費負担教職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第 4号 西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 指定管理者の指定について (西原村青少年の森)
- 議案第10号 平成28年度西原村一般会計補正予算 (第10号) について
- 議案第11号 平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 議案第12号 平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 議案第13号 平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) について
- 議案第14号 平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算 (第6号) について

- 議案第15号 平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第16号 平成29年度西原村一般会計予算について
- 議案第17号 平成29年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第18号 平成29年度西原村介護保険特別会計予算について
- 議案第19号 平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第20号 平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第21号 平成29年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 議案第22号 工事請負変更契約の締結について（災補道第2463号 田中高遊線道路災害復旧工事）
- 議案第23号 工事請負変更契約の締結について（災補道第2461号 田中高遊線道路災害復旧工事）
- 同意第1号 西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて

（平成29年3月13日提出）

（一般質問）

1番 林田直行君 2番 堀田直孝君 3番 桂悦朗君 4番 山下一義君

## 目 次

### 第1号（3月8日）

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 議事日程第1号                               | 1  |
| 応招議員氏名                                | 2  |
| 出席議員氏名                                | 3  |
| 事務局職員出席者                              | 3  |
| 説明のため出席した者の職氏名                        | 4  |
| 開会・開議                                 | 5  |
| 日程第 1 会議録署名議員の指名                      | 5  |
| 日程第 2 会期の決定について                       | 5  |
| 日程第 3 村長提案理由説明（施政方針・議案第2号～第23号・同意第1号） | 5  |
| 日程第 4 休会の件について                        | 13 |
| 散 会                                   | 13 |

### 第2号（3月13日）

|  |    |
|--|----|
| 議事日程第2号  | 15 |
| 応招議員氏名   | 16 |
| 出席議員氏名   | 17 |
| 欠席議員氏名   | 17 |
| 事務局職員出席者                                       | 17 |
| 説明のため出席した者の職氏名                                 | 18 |
| 開 議  | 19 |
| 日程第 1 一般質問                                     | 19 |
| （林田直行）   | 19 |
| ・ 県道熊本高森線俵山バイパスについて                            |    |
| ・ 大切畑ダムについて                                    |    |
| （堀田直孝）   | 30 |
| ・ 熊本地震に伴う住民からの申請状況について                         |    |
| ・ 熊本地震後の観光振興について                               |    |
| （桂 悦朗）   | 38 |
| ・ 復興計画について                                     |    |
| （山下一義）   | 51 |
| ・ 災害公営住宅の整備について                                |    |
| ・ 防災計画の見直しについて                                 |    |
| 日程第 2 議案第 2号 西原村一般職の任期付職員の採用等<br>に関する条例の制定について | 57 |

|       |         |   |     |
|-------|---------|---|-----|
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 西原村村費負担教職員の採用等に関する条例の制定について             | 5 9 |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について   | 6 0 |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について         | 6 2 |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について     | 6 3 |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 6 5 |
| 散 会   |         |   | 6 6 |

### 第3号（3月14日）

|                |         |                                    |     |
|----------------|---------|------------------------------------|-----|
| 議事日程第3号        |         |                                    | 6 7 |
| 応招議員氏名         |         |                                    | 6 8 |
| 出席議員氏名         |         |                                    | 6 9 |
| 事務局職員出席者       |         |                                    | 6 9 |
| 説明のため出席した者の職氏名 |         |                                    | 7 0 |
| 開 議            |         |                                    | 7 1 |
| 日程第 1          | 議案第 8 号 | 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について            | 7 1 |
| 日程第 2          | 議案第 9 号 | 指定管理者の指定について（西原村青少年の森）             | 7 2 |
| 日程第 3          | 議案第10号  | 平成28年度西原村一般会計補正予算（第10号）について        | 7 4 |
| 日程第 4          | 議案第11号  | 平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について   | 8 7 |
| 日程第 5          | 議案第12号  | 平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について     | 9 1 |
| 日程第 6          | 議案第13号  | 平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について  | 9 5 |
| 日程第 7          | 議案第14号  | 平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について | 9 6 |

|       |        |                                     |     |
|-------|--------|-------------------------------------|-----|
| 日程第 8 | 議案第15号 | 平成28年度西原村工業用水道事業<br>会計補正予算(第2号)について | 100 |
| 日程第 9 | 議案第16号 | 平成29年度西原村一般会計予算に<br>ついて             | 102 |
| 散 会   |        |                                     | 129 |

第4号(3月15日)

|                |              |  |     |
|----------------|--------------|--|-----|
| 議事日程第4号        |              |  | 131 |
| 応招議員氏名         |              |  | 132 |
| 出席議員氏名         |              |  | 133 |
| 事務局職員出席者       |              |  | 133 |
| 説明のため出席した者の職氏名 |              |  | 134 |
| 開 議            |              |  | 135 |
| 日程第 1          | 議案第17号       | 平成29年度西原村国民健康保険特<br>別会計予算について                    | 135 |
| 日程第 2          | 議案第18号       | 平成29年度西原村介護保険特別会<br>計予算について                      | 142 |
| 日程第 3          | 議案第19号       | 平成29年度西原村後期高齢者医療<br>特別会計予算について                   | 148 |
| 日程第 4          | 議案第20号       | 平成29年度西原村中央簡易水道事<br>業特別会計予算について                  | 150 |
| 日程第 5          | 議案第21号       | 平成29年度西原村工業用水道事業<br>会計予算について                     | 154 |
| 日程第 6          | 議案第22号       | 工事請負変更契約の締結について<br>(災補道第2463号 田中高遊線<br>道路災害復旧工事) | 156 |
| 日程第 7          | 議案第23号       | 工事請負変更契約の締結について<br>(災補道第2461号 田中高遊線<br>道路災害復旧工事) | 157 |
| 日程第 8          | 同意第 1号       | 西原村監査委員の選任につき同意を<br>求めることについて                    | 158 |
| 日程第 9          | 組合議会報告       |  | 159 |
|                |              | ・益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会<br>・阿蘇広域事務組合議会               |     |
| 日程第10          | 委員会の閉会中の継続審査 |  | 161 |
| 日程第11          | 委員会の閉会中の継続調査 |  | 162 |
| 閉 会            |              |  | 162 |
| 署 名            |              |  | 163 |

第 1 号 ( 3 月 8 日 )



## 平成29年第1回西原村議会定例会会議録

平成29年3月8日、平成29年第1回西原村議会定例会が西原村役場に召集された。

平成29年3月8日（水曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（施政方針、議案第2号～第23号、同意第1号）
- 日程第 4 休会の件について

1、応招議員 (10名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 3 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 3 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

|         |           |
|---------|-----------|
| 議会事務局長  | 吉 田 光 範 君 |
| 議会事務局書記 | 坂 園 まゆみ 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|        |        |
|--------|--------|
| 村長     | 日置和彦君  |
| 副村長    | 内田安弘君  |
| 教育長    | 曾我敏秀君  |
| 総務課長   | 西山春作君  |
| 企画商工課長 | 高本孝嗣君  |
| 教育課長   | 塚元利文君  |
| 会計管理者  | 中村義光君  |
| 税務課長   | 佐藤光弘君  |
| 産業課長   | 海東義朗君  |
| 住民課長   | 藤吉昌也君  |
| 保育園長   | 園田久美代君 |

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成29年第1回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番議員、桂悦朗君、1番議員、堀田直孝君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、3月1日に行われました議会運営委員会で本日8日より15日までの8日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日8日より15日までの8日間と決定いたしました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成29年第1回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚く感謝申し上げます。

昨年4月14日、16日に発生しました熊本地震により、西原村にも未曾有の大災害となりました。災害関連死を含め7名の方が犠牲となられ、56名が負傷されました。また、住家の全半壊も1,356棟となり、村全体の56%が大きな被害を受けております。現在、解体工事も進めていますが、進捗率は2月末までで78.4%で、1,570棟の申請に対し1,231棟が完了しているところであります。

避難所は11月18日に閉鎖させていただきまして、現在は小森仮設団地とみなし仮設住宅に村民の約2割に当たる1,254名の方が仮設住宅での生活を余儀なくされています。それぞれが宅地の擁壁、石積みの崩落、住家の倒壊等で被災された方ばかりであります。今後の宅地の再生、住家の再建あるいは農業施設の再建などで大変先行きを心配されていると思われれます。

村としましても、宅地、住家の再生、再建、また農家の再生に向け、最適な災害関連事業の取り組みを模索しながら補助金、交付金、県の復興基金の

要望、確保に向け日々努力しているところであります。

国の補助対象であります地域防災がけ崩れ対策事業、大規模盛土滑動崩落防止事業、同じく拡充事業、また、小規模住宅地区改良事業や都市防災推進事業、その他の事業を含め、地域に合った、かつ負担割合の少ない事業の選択を精査しながら進めてまいります。

熊本地震における特例措置として510億円が復興基金として県に措置されています。平成29年度は、4月に配分ルールの検討がなされますので、順調に進めば6月定例会で予算の提案ができるものと思います。

今定例会は、平成29年度の当初予算が主な議題となっております。また、一般質問と重複するところがありますが、私の平成29年度における思いを少しだけ語らせていただきます。

まず、災害公営住宅の件であります。仮設住宅に入居されている方でひとり暮らし、二人暮らし、そして高齢者の方が約半数入居されています。今後の生活プランあるいは資金力で住宅再建が困難な方もおられます。入居者を対象にアンケート調査を実施しましたところ、災害公営住宅に入居希望者が約80世帯でありました。仮設住宅の入居期限が一応2年となっておりますので、早急に建設する必要があります。新年度予算において公営住宅関係で委託料、工事請負費の予算を計上させていただいております。公営住宅建設のめどがつけば、仮設住宅の入居者の方々がしばらくは安心して入居していただけるものと思っております。

公共土木災害につきましては、被害総額約15億円ほどになっておりまして、現在、入札額は約10億円であります。

農地等災害被害は約7億5,000万円であり、入札済額として2億円弱であります。入札状況は、現在のところ不調不落が1件ありましたが、再度入札をしていただき、まずは全て順調に落札をしていただいております。しかし、今後は、災害公共工事を含め宅地の再生事業等、さらには住宅や農業用倉庫建設等が控えており、建築業者、土木業者の不足が懸念されています。できる限り不調不落がないよう村外業者を含め対応してまいりたいと考えています。

平成29年度は、地震関連事業が大部分を占めております。平成28年度補正予算後の総額も157億円となっており、平成29年度当初予算におきましても110億円を超え、対前年度比2.74倍となっております。熊本地震による復旧事業で超大型予算編成となっており、今後の村の財政を圧迫することも避けて通れない状況となっております。しかしながら、被災者の方々のことを考えれば、村として支援するのは今を生きる我々の責務であり、努めであると考えています。

今後、しばらくは単独事業を控え、極力無駄を省き、補助金、交付金、復興基金の財源確保に努め、被災者に寄り添った支援に力を入れていかなくて

はならないと強く思っているところであります。

災害大国と言われる日本、平成29年度も地震、風水害が発生しないとは限りませんが、まずは熊本地震からの復旧・復興に全力を傾注し、一日も早くもとの生活が取り戻せるよう努めてまいりたいと考えています。

復興計画につきましては、復興計画策定委員会から報告を受けておりますので、本日後ほど議員の皆様にご内容をお示しして、了解をいただきましたならば今年度末には計画を発表させていただくならばと考えているところであります。

6年間で復興するという計画で、大きく分けますならば、2年間で復旧、次の2年間で復興期間として、最後の2年間は復興と連動した創造的、発展的な村づくりを目指すならばと計画しております。

議員各位におかれましては、復興をなし遂げる目標の達成のため、大事な6年間となると思われまします。ともに目指すのは創造的完全復興であります。お互い知恵と汗を流し、6,800余名の村民が幸せを実感できるよう、一体となって村づくりに協力とご指導を賜りますよう、切にお願い申し上げます。また、職員も情報を共有し、時には課を超えて災害復興に取り組まなければならないと考えています。まさしく議会、執行部、そして今を生きる者として、今の村政を預かる我々の務めであり、使命であると考えます。どうかよろしくごお願い申し上げ、提案理由の説明を申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第2号、西原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の熊本地震の復旧・復興における職員不足への対応をも考慮し、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、西原村一般職の職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関する事項を定めるため、必要な事項を定める条例の制定を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第3号、西原村村費負担教職員の採用等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

西原村が目指している「生涯元気な西原づくり」の実現のため、西原村立小・中学校に通う児童・生徒の学力向上等を目的として、村費により教職員の採用を行うため本条例の制定を行うものでございます。なお、詳細につきましては、教育課長よりご説明申し上げます。

議案第4号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴

い、関係条例の規定を改正するものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

こちら地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例の規定を改正する必要があるとございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第6号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

熊本県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に鑑み、職員の扶養手当等の改定を行うため、関係条例の規定を改正する必要があるとございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第7号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

こちら地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例の規定を改正する必要があるとございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第8号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正する必要があるとございます。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第9号、指定管理者の指定（西原村青少年の森）についてご説明いたします。

西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、西原村青少年の森指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要があるためのご提案でございます。詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第10号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

補正予算（第10号）は、歳入歳出それぞれ5億9,131万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億2,973万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものを申し上げますと、歳入では村税414万5,000円の減額補正、村民税2,093万円の増額、固定資産税1,845万4,000円の減額等でございます。地方消費税交付金1,050万円の増額補正、地方交付税1億9,000万円



の減額補正、分担金及び負担金1,699万4,000円の減額補正、国庫支出金1億3,515万円の減額補正、県支出金3億2,711万円の減額補正、寄附金2億7,086万6,000円の増額補正、繰入金4,508万3,000円の増額補正でございます。村債2億4,023万8,000円の減額補正でございます。

歳出におきましては、総務費3億48万5,000円の増額補正、民生費5,956万7,000円の減額補正、衛生費3億4,074万9,000円の減額補正、農林水産業費3億7,920万6,000円の増額補正、土木費8億1,477万3,000円の減額補正、教育費1,831万1,000円の減額補正、災害復旧費4,039万5,000円の減額補正等でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第11号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,496万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,900万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で国庫支出金2,927万円の減額補正、療養給付費等交付金2,787万3,000円の増額補正、共同事業交付金2,776万1,000円の減額補正、繰入金は法定外繰入金1,000万円の減額を含む1,176万3,000円の減額補正でございます。

歳出におきましては、共同事業拠出金1,028万円の減額補正、諸支出金1,699万円の増額補正、予備費2,894万3,000円の減額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第12号、平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,071万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,962万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国庫支出金1,553万9,000円の減額補正、支払基金交付金819万円の減額補正、県支出金1,179万9,000円の減額補正、繰入金1,609万7,000円の増額補正でございます。

歳出におきましては、保険給付費1,261万8,000円の増額補正、地域支援事業費125万2,000円の減額補正、予備費3,184万5,000円の減額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第13号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,644万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,824万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で熊本地震による減免申請等により、後

期高齢者医療保険料1,567万2,000円の減額補正であります。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1,624万2,000円の減額及び予備費20万7,000円の減額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第14号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億1,436万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,018万7,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入では国庫補助金、災害復旧費補助金として3億5,265万6,000円の減額補正、その際地方公営企業災害復旧事業債として1億6,360万円の減額補正。

歳出で、今回の熊本地震によります水道施設の災害査定も終了いたしましたので、災害復旧費、工事請負費として3億7,618万円の減額補正を行っております。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第15号、平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、規定の収益的収入支出の総額をそれぞれ1,592万3,000円と定めるものでございます。

主な内容といたしましては、収益的収入の営業収益、給水収益176万円及び営業外収益、雑収益108万円の減額補正を行っております。

次に、収益的支出として、営業費用総係費113万1,000円及び予備費に152万円の減額補正を行っております。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第16号、平成29年度西原村一般会計予算についてご説明いたします。

平成29年度西原村一般会計予算を、歳入歳出それぞれ110億1,787万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、村税が前年度より1億2,981万8,000円減額の6億3,983万4,000円、地方譲与税3,500万円、地方消費税交付金1億1,000万円、ゴルフ場利用税交付金2,200万円、地方交付税におきましては、普通交付税3億6,400万円の増、特別交付税4億6,700万円の増により、前年度より8億3,100万円増の19億3,900万円、分担金及び負担金は前年度より1,307万4,000円減の5,954万円、国庫支出金におきましては、災害復旧費国庫負担金が3億1,333万3,000円の増、衛生費国庫補助金5億4,560万2,000円の増、土木費国庫補助金24億9,900万円増により、前年度より33億1,278万2,000円増額の38億9,174万3,000円、県支出金は、民生費県負担金6,814万2,000円増、民生費県補助金5,003万円増、農林水産業費県補助金4億4,538万1,000円増、災害復旧費県補助金4億9,012万5,000円増、土木費県補助金

1億5,594万1,000円増等により、12億877万円増額の14億8,128万3,000円、財産収入3,246万8,000円、繰入金につきましては、財政調整基金で2億3,000万円、災害復興基金2億円等で合計4億3,000万2,000円となっております。繰越金は8,000万円、諸収入は4,293万1,000円でございます。

村債につきましては、臨時財政対策債1億1,200万円、公共事業等債6,930万円、災害復旧事業債11億9,190万円、歳入欠かん等債5億3,480万円、公営住宅建設事業債3億2,000万円で合計の22億2,800万円となっております。

歳出についてご説明いたします。

議会費につきましては、前年度より237万3,000円減の7,318万4,000円、総務費につきましては、前年度より19億1,578万5,000円増の28億8,743万8,000円、民生費につきましては、1億6,710万1,000円増の10億8,409万5,000円、衛生費につきましては、11億1,184万6,000円増の14億7,416万4,000円、農林水産業費につきましては、4億9,559万6,000円増の8億2,815万5,000円、商工費60万3,000円減の1,383万1,000円、土木費24億7,028万7,000円増の26億6,530万7,000円、消防費につきましては、4億9,444万1,000円減の1億6,844万7,000円、教育費2,418万6,000円減の1億9,537万7,000円、災害復旧費10億4,362万8,000円増の10億4,363万3,000円、公債費3億1,899万6,000円増の5億7,812万4,000円となっております。

本年度の予算は、主に平成28年熊本地震に対応するため、大幅な増額予算となっております。本年度も引き続き熊本地震に対応する財源の確保等に努め、効率的な財政運営及び財政基盤の安定化に努めてまいり所存でございます。詳細につきましては総務課長よりご説明いたします。

議案第17号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成29年度西原村国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,838万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、国民健康保険税1億5,905万円、国庫支出金2億5,092万1,000円、療養給付費等交付金2,113万4,000円、前期高齢者交付金2億7,780万4,000円、県支出金4,895万6,000円、共同事業交付金2億245万7,000円、繰入金5,745万4,000円などとなっております。

歳出におきましては、保険給付費5億9,895万5,000円、後期高齢者支援金9,920万円、介護納付金4,293万3,000円、共同事業拠出金2億5,429万7,000円となっております。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第18号、平成29年度西原村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成29年度西原村介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,539万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、保険料1億1,665万7,000円、国庫支出金1億7,623万1,000円、支払金交付金1億7,739万7,000円、県支出金9,674万7,000円、繰入金9,835万1,000円などとなっております。

歳出におきましては、保険料給付費6億2,484万円、地域支援事業費2,482万8,000円などで、保険給付費は歳出予算の93.9%を占めております。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第19号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,804万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、後期高齢者医療保険4,509万4,000円、一般会計繰入金1億1,179万5,000円等となっております。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が1億5,606万6,000円、歳出予算の98.7%を占めております。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第20号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ8,440万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入といたしましては、給水収益5,700万1,000円、その他営業収益341万円、繰越金の874万円、村債、災害復旧事業債1,500万円でございます。

歳出といたしましては、業務費2,757万3,000円、災害復旧費3,000万円、企業債償還金1,924万9,000円、予備費506万円となっております。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第21号、平成29年度西原村工業用水道事業会計予算についてご説明いたします。

平成29年度西原村工業用水道事業会計予算を収益的収入支出それぞれ1,598万円と定めるものでございます。

主な内容といたしましては、給水事業所8カ所に対する営業収益913万6,000円、営業外収益684万3,000円でございます。

支出につきましては、営業費用1,333万3,000円、営業外費用45万円、予備費419万6,000円となっております。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第22号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

平成28年10月の第4回臨時会におきまして議決をいただきました田中高遊線道路災害復旧工事につきましては、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得または処分に関する条例第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第23号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

議案第23号も議案第22号と同じく田中高遊線の道路災害復旧工事に関するもので、こちらも契約の変更が必要になりましたので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

続きまして、同意第1号、西原村監査委員の選任について同意を求めることについてご説明申し上げます。

監査委員河上勝彦氏が平成29年3月31日に任期満了となるため、再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、今定例会に提案しておりました議案22件、同意1件、合計23件につきましては、議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。大変お世話になります。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日9日から12日までの本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日9日から12日までの本議会を休会します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は13日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時35分 散 会

第 2 号 ( 3 月 1 3 日 )

## 平成29年第1回西原村議会定例会会議録

平成29年3月13日、平成29年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成29年3月13日（月曜日） 議事日程第2号

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第2号 西原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第3号 西原村村費負担教職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第4号 西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第6号 西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第7号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1、応招議員 (10名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 3 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

2、不応招議員 (なし)



3、出席議員 (9名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

4、欠席議員 (1名)

|     |           |
|-----|-----------|
| 3 番 | 坂 本 隆 文 君 |
|-----|-----------|

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

|         |           |
|---------|-----------|
| 議会事務局長  | 吉 田 光 範 君 |
| 議会事務局書記 | 坂 園 まゆみ 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|        |        |
|--------|--------|
| 村長     | 日置和彦君  |
| 副村長    | 内田安弘君  |
| 教育長    | 曾我敏秀君  |
| 総務課長   | 西山春作君  |
| 企画商工課長 | 高本孝嗣君  |
| 教育課長   | 塚元利文君  |
| 会計管理者  | 中村義光君  |
| 税務課長   | 佐藤光弘君  |
| 産業課長   | 海東義朗君  |
| 住民課長   | 藤吉昌也君  |
| 保育園長   | 園田久美代君 |

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は坂本議員から欠席届が出ております。

第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、3月1日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、8番議員、林田直行君、件数2件、発言を許します。

（8番議員 林田直行君 登壇 質問）

○8番議員（林田直行君）8番議員、林田でございます。

通告しておりました2件について質問をいたします。

まず、初めでございます。県道熊本高森線俵山バイパスについてでございます。

まず、1点目、4月16日の熊本地震で大きな被害を受けて不通となっておりました県道熊本高森線俵山トンネルのバイパスのルートは、国土交通省によりまして直轄工事が行われ、昨年12月24日に俵山トンネル、また旧道、村道の一部を利用しまして被災箇所を迂回しまして、西原村、南阿蘇村を結ぶ約10kmが暫定的に再開いたしました。開通によりまして、以前のグリーンロードよりも20分の時間の短縮ができ、冬季の安全確保や物流の円滑化、観光の振興などに大きな効果を示すことができていると思います。

しかしながら、俵山大橋や桑鶴大橋、大切畑大橋などの復旧工事はまだ終わっておりません。完全なる全面開通は、いつになるかわかりません。国土交通省の報告によれば、その開通の結果、1カ月後の1日の交通量は、地震前、震災前の6,500台から8,500台と3割増加となっているということです。

こうした交通増加に伴いまして、大変利用はなりますが、この迂回路でございますので、全面の完全なる復旧はいつになるか、村長、お伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えさせていただきます。

県道熊本高森線俵山バイパスについてということで、1点目が、現在、村道の一部を迂回して暫定開通したが、全面開通の見通しはいつごろかというお尋ねであると思います。

県道熊本高森線は、熊本地震によりまして、風当地区から俵山トンネルまでの区間において橋梁が6橋全て被災をしております。そのほか道路路面の亀裂、路肩の崩落等の甚大な被害を受けているところでございます。被災直後から、国土交通省の直轄代行事業によりまして復旧工事が行われておりますが、現在、名ヶ迫交差点から村道万徳宮山線を利用し、大峯地区から先は、出の口地区、袴野地区の地権者26名の方々の協力により農地、山林を借地をいたして、仮設道路が新設をされております。俵山トンネルまでの桑鶴大橋の村道、村道俵山峠線も改良されまして、議員が今申されましたように、平成28年12月24日、南阿蘇村までの暫定ルートが開通をしておるところでございます。

残された本線道路も、国土交通省により直轄代行事業が行われておりますが、風当集落・袴野入り口交差点については、延長265mの大切畑大橋の橋脚の補修、補強工事が行われ、大切畑ダム前にあります延長35mの大切畑ダム橋についても復旧工事中で、まだ未発表であります。早ければ平成30年春ごろには開通できるのではないかというふうなことをお聞きしております。これは未発表でありますので、決定ではございません。

その先に、また延長160mの桑鶴大橋、延長128mの扇の坂橋、延長43mのすすきの原橋、最後に俵山トンネル手前の延長140mの俵山大橋の4橋についても、現在、災害復旧工事が行われております。それぞれの橋は構造も違いまして難工事ではありますが、特に俵山大橋につきましては一番大きな被災を受けており、時間を要するというふうに聞いております。

国土交通省、それぞれの区間の道路の災害復旧担当者、橋梁の災害復旧担当者、それぞれの方々が最新技術を駆使して、少しでも早く開通させたいというふうに思っ頑張っておられるところでございます。しかしながら、この全線開通の時期につきましては、国土交通省九州地方整備局と熊本地震災害対策推進室に確認をいたしました。現時点では不明ということで明言をされておられません。いつになるかまだ今のところはっきりしていないということでございます。村といたしましても、萌の里初め沿線の店舗の活性化、観光客の誘致のためにも、早期の全線開通を要望してまいりたいというふうに考えております。

そういうことありますので、今のところは、いつ元の道路の全線開通になるかは、まだまだ見通しが立っていないという状況でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○8番議員（林田直行君）2点目でございますが、これは出の口・大峯地区においては、以前より児童の通行の安全面ということで横断歩道の設置を要望されておりました。しかしながら、交通量が少ないということで設置を見送られておりました。また、昨年におきましても地元住民の方が秋に現場を見

せてもらって、どうかそういう横断歩道などの設置はできないかということで強く要望されたことも、村長さんも実際、要望に立ち会われまして感じられたことと思います。実際、今、暫定開通しまして、あそこに朝夕行ってみますと、大変交通量が多くございまして、小学校あたりの通学が道路を渡るということで大変苦勞している状態でございます。

現在、出の口・大峯・宮山地区から、山西小学校の児童ではございますが、27名通学しておりまして、住民の方も往来に対しまして大変苦勞をされております。地区住民の安全策としまして、大峯地区に横断歩道を設けていただき、出の口と大規模林道あたりには、ボタン式の信号機でもよございまして、設置はできないかと思っております。

先ほど村長さんから、大切畑ダム橋ができれば、大峯地区というか出の口地区あたりの通行も減るのではないかと考えております。そういう30年の春とお聞きしましたが、その間も大変、交通量が非常に先ほど申しましたように増加しておりますので、どうかそれを県あたりにご要望いただくならと思っておりますが、そのところどう村長はお考えでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほど30年の春と言いましたのは、大切畑ダムまでのことでありまして、その先はまだ未決定ということでございますので、申しつけておきますけれども。今、議員のご質問でありますけれども、出の口・大峯地区は、車の通行増加により、歩行者、特に児童の通学などの横断が大変危険であるということで、横断歩道、信号機は設置できないかという内容の質問であります。ご存じのとおり、ご質問のあった出の口・大峯地区の村道は、熊本地震の発生後、県道熊本線の道路や橋梁、トンネルに多大な損傷があったため、その復旧工事関係者の大型ダンプや工事関係車両が頻繁に往復する状況でございました。また、先ほど申しましたように、昨年12月24日からは、俵山トンネルルートを活用した熊本高森線の迂回ルートが開通したことに伴いまして、南阿蘇村への交通量が急激に増加しております。道路の横断はもとより、とても危険な状況となっていることは、私も認識をしているところでございます。

このような中、大峯、宮山、出の口の児童は約30名近くおります。通学における安全確保のためにも、保護者の方が今現在は送迎を行われておりますが、横断歩道の設置は、通学路の安全の確保のため、交通事故の防止策として、交通環境の危険性の解消を図るため、また、交通弱者の安全確保対策として、これはまた必要不可欠であるということは認識をしております。

このような認識のもと、大津署へは既に数回の要望を行って、先ほど言われたように現地も見ていただいているところでございます。しかしながら、地元から要望が上がっている場所ではありますが、横断歩道を設置した場合、その横断歩道が見えにくいなど地形的に設置が厳しい場所と指摘が上がって

おります。

あの場所は、ちょっと上って、ちょうど一番高いところに横断歩道をつけなくちゃならないということで、その横断歩道が見えにくいということで、そういったことを指摘を受けております。信号機の設置もという話でございますけれども、県道熊本高森線の本線のルートが今度、全線開通したときには、この場所の交通量は激減するんじゃないかなというふうに思われますので、信号機につきましては、そういったときに交通量が減ったときに車が通行しなくても信号待ちしなきゃならないということも考えられます。ということで、かえって地元の皆さんの通行に支障を来す状態になることも危惧しているところでございます。車が1台も来ないのに信号が赤だったら止まらなければならないということで、そういったことも考えられるということでもあります。

しかし、現在の迂回道路としての車の通行量を鑑みますと、子どもの通学路として大変危険であることは十分理解をしております。今後も横断歩道の設置については、交通量の多い今だからこそ、そして議員が常に設置の要望されておられましたので、先月の16日も再度、大津警察署及び県にお願いをしたところでございます。大津署のほうも必要性は理解をさせていただいております。横断歩道の設置は、この前、可能性が高いという、設置はできるだろうということで先週、連絡をいただいたところであります。まだこれは決定ではございませんので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに思っています。

今回また質問をいただきましたので、再度、子どもたちのためにも要望し、可能性ではなく確約をいただきに再度行きたいというふうに思っております。地元議員として、子どもたちの安全安心な通学を願う思いが多分かなうんではなからうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○8番議員（林田直行君）横断歩道設置については可能性が高いということで、もうあと一押し村長にはお願いいたします。

続きまして、3点目でございます。名ヶ迫から出の口の区間におきましては、先ほど申されましたように交通量が多くなり、車が災害復旧のままであり傾斜もあり大変危険な状態であります。先ほど村長さんが申されましたように、交通量が大変多うございまして、大型の作業用工事車両、バス、それに木材の運搬車などが頻繁に通行しております。前回の地区の要望によりまして、応急的に歩道や落石があるところの落石受けといたしますか、そういう土のう積みは整備されましたが、車道においてはまだ整備ができておりません。いざ運転を誤ったりスピードを出したりしますと大きな事故につながるかと考えております。

国土交通省の先ほどの報告によりまして一部村道を迂回していることか

ら、急勾配、急カーブ箇所などは、依然、課題が残っているというのは報告があつております。事故が起きては遅うございますので、早目の改修要望をできますよう村長にまたお願いをいたしたいと思ひますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長、自席より結構です。

○村長（日置和彦君）名ヶ迫から出の口の区間は、車道が災害復旧のままの傾斜があり、大型車両が多く通行しているため大変危険であると、早急な路面改修はできないかということでございます。

お尋ねの区間、まさしくそのとおりでございます。村道万徳宮山線の一部で、震災直後から南阿蘇村への唯一の道路として、秋田灰床線・グリーンロードとともに県と協定を結びまして、県道熊本高森線として利用されている道路でございます。先ほど申しましたように、昨年12月24日の仮設の工事用道路の完成によりまして、交通量が大幅に増加をしております。

ご指摘の区間は、子どもの通学路でもございます、先ほど申しましたように、村としても早くから心配しておった区間でもございます。この区間は、大峯山の断層が通っておって、道路路面は多くの亀裂や段差が生じ、大きく被災したところでもございます。被災したこの道路の路面は、応急処置にて復旧し、その上にオーバーレイといひますが、舗装の上に舗装をかぶせると、オーバーレイ舗装をかけた結果、結局、道路の下側、山でない反対のほうの歩道との歩車道境界ブロックがござひます。これが役に立っていない状況でもございます。通学路としては危険だということで、そういったことで私のほうも県にお願ひし、すぐ歩道に三角コーンを並べ、応急の対策をした後、県、国土交通省にもお願ひし、落石防止用の、先ほど言われましたように大型の土のうとともに、歩道の縁石にポストコーンといひか赤いポールを設置していただいたところでござひます。

議員のご指摘のように、工事用の大型車両や、そして木材を積んだ大型トレーラー等も含めて大変交通量がふえております。道路の横断勾配が本当は右カーブなら左のほうが高くなって遠心力がござひますので、そういった横断の断面をつくらなくちゃなりませんけれども、まだそれもできていないということで、急カーブのところは逆に車をはみ出はしないかというところも心配をしております。そういったことで危険な道路ということで、袴野地区あたりは、子どもの通学については送迎をされておられるということでござひます。

先日、阿蘇地域振興局にこの件について要望を行ひまして、県から返ってきた言葉が、社会資本整備交付金を活用して、歩道を含めた道路復旧工事を行うということで検討に入っているということをお返事をいただきました。そういうことでありますので、平成29年度には、その道路も災害復旧工事をしていただけるものというふうにお願ひしております。村といたしても、子どもが

安全に通学できるよう、今後も早期の工事着工について、さらに県に要望していきたいというふうに思っておりますので、子どもたちも親御さんが送迎をしていただいて、安心安全な道路の横断と歩道の設置、これをしていただくならばというふうに思っておりますので、いましばらくお待ちいただければというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）1件目については、まとめますか。まとめてください。

○8番議員（林田直行君）先ほど車道の復旧も平成29年度の事業でできるというような回答もいただきましたので、ひとまず安心しているところではございます。この俵山トンネルルートは、先ほど申されましたように、あと何年かかるかわかりませんが、開通まで何年になるか、完全なる開通はわかりませんが、まだその間は、ここの道を迂回しながら機能を果たしていかなければならないと考えております。

南阿蘇村から国道57号線に通ずる長陽大橋もことしの7月か8月ごろには開通する見込みであると聞いております。そうなれば、幾分かあっちのルートに抜けて交通量も減るかとは思っておりますが、これから春の行楽シーズンとなりまして、交通の増加がより見込まれ、また、渋滞も懸念されるところでございます。今後、住民のより以上の安心安全の生活ができますように、村長からもまたより一層の要望をお願いしたいと思います。

そして続きまして、第2件目に移りたいと思っております。

第2件目でございますが、これは大切畑ダムについてでございます。大切畑ダムは、江戸時代の布田手永の惣庄屋の矢野甚兵衛氏により安政2年から6年をかけて築造されたものでございまして、改修が県によって昭和45年から50年に行われました。高さが皆さんご承知のように23mでアースダムとなっております、大体、かん水面積が9haとなっており、総貯水量が85万1,000 $\text{m}^3$ 、有効貯水量が72万 $\text{m}^3$ になっていると伺っております。

そうした中、大切畑ダムの給水は、西原村が田んぼで71ha、畑が108ha、計の179haに給水をし、益城町におきましては、畑で135haで、大切畑ダムの給水が合わせて310haの供水というか水をやっているというような状況でございます。また、深迫ダムにおきましても水を送りまして、これには菊陽町が403haの畑を潤しているような状況でございます。また、地区におきましても、水路を利用しまして防火用水としての機能を果たしているのが大切畑ダムの現状でございます。

しかしながら、今回の熊本地震で分水施設が破壊しまして大量の漏水をしたのは、ご承知のとおりでございます。現在は水を安定して流下させておられますが、この大切畑ダムの地震の後の調査では、ダム堤体のひび割れや洪水吐きといえますか水のオーバーするところが、亀裂などによりまして被害が報告されております。また、このダムは、先ほど言われましたように、東西に布田川断層が走っておりまして、復旧については、この地表地震断層と



の関係で現在3つの工法が考えられ、協議中と聞いております。また、着工を2018年度に行うと見込まれているとお聞きしておりますが、完成の見込みはいつごろになるか、村長にお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）大切畑ダムについてでございます。村内外の農家において絶対必要なダムであると、復旧完成の見通しはあるのかという内容の質問でございます。

大切畑ダムにつきましては、熊本県におきまして、京都大学名誉教授を委員長とする5名によります技術検討専門会議が5月31日に設置されまして、5月、8月、10月、12月の4回の専門会議が開催され、大切畑ダムの復旧工法の検討を進められておりました。12月21日開催の第4回の技術検討専門会議におきまして、熊本県から、先ほど申されましたように3つの復旧案が提示をされ、各案の技術的課題や留意事項等について審議が行われました。

検討案といたしましては、地表地震断層との関係、2番目に施設の復旧概要、3番目に必要貯水容量の確保、4番目に設計施工、5番目に建設コスト、6番目に技術的評価の観点から3つのダム堤体復旧工法案が検討されました。

その第1案が、原位置での復旧案については、地表地震断層がダム堤体を横切ることとなり、これに対する確実な工法が確立されていない現状では困難というふうにされました。

第2案が右岸堤体移動案で、堤体にコンクリート擁壁を建設し、堤敷の地表断層を回避する案でございます。先ほど申されましたように、断層が通っているということで、その地表断層を回避する案で、堤体は地表地震断層を介するようになっておりますが、今回確認された地表断層帯の北側は、これまでの断層活動による影響を強く受けておるという指摘がなされております。

第3案につきましては、既に新聞報道等でご存じかと思いますが、堤体上流移動案でございます。堤体を上流に移動するという案でございますが、ダム軸を上流に移動して、堤敷の地表地震断層を回避する案でございます。この第3案につきましては、地表地震断層の南側、要するに上流側でありますけれども、これまで断層活動に影響は見られないということでの第3案が出されたということでございます。断層を避けて上流側への移動と、要するに南側ですね、移動となれば、ため池周辺の山林及び農地等を掘削し、貯水容量の確保が必要となってまいります。

県におかれましては、現在、第2案、第3案について検討されておりますが、西原村としましても、貯水量の確保とともに鳥子川下流集落の今後の安全安心を考慮した案で復旧をお願いしているところでございます。ということで、鳥子地区の区長、大切畑の区長へは技術検討専門会議の検討内容について、2月28日夜に小園公民館にて説明会を実施していただいたところであります。説明会の中では、地元としては、下流に安全な工法で復旧をお願い

するという意見が出ておりました。今後も関係地域への説明会の開催をお願いしております。

お尋ねの復旧完成の見通しはあるのかということではありますが、述べましたとおり、県においても技術検討専門会議で会議され、災害査定を踏まえ、農林水産省との協議もなされております。平成29年度に設計のためのボーリング調査、ダム容量決定のための農用地転用状況調査等も予定されております。もし第3案での工事となれば、ダムが上流側、南側に移動するような形となり、完成までには相当な時間を要すると思われ、熊本県としても早期完成を目指すものの、現時点では完成時期は明言がされておられません。

なお、深迫ダムへの幹線水路の復旧は、熊本県において既に終わっておりまして、現在は深迫ダムへの通水は可能となっております。西原村管内での畑かん支線の補修も、熊本県、小森土地改良区によりまして随時、破損箇所を見つけ、補修を行っているところでございます。

先ほど議員が申されました大切畑ダムのいきさつというか流れというか、について、若干、私のほうからも話をさせていただきますならば、もともとダムができるまでは、鳥子川の上流として下流域に流れていたことは、これは自然的、地形的にも当然であったと思われれます。ただ、堰をとめて、先ほど申されましたように、江戸時代、矢野甚兵衛氏により築造されたということで、そのたまった水は小森土地改良区の水であり、双方の権利として、小森東の一部ですね、これは一部というとならば風当とか大切畑地区と鳥子地区と小森西地区の小森土地改良組合に分水して流しているのが今の現状でございます。

また、空港ができるときに深迫ダムに送水して、菊陽町、益城町の要するに空港西の畑地かん慨用として利用しておりますが、ただ、深迫ダムに送水するのは、西原村が利用しない冬場等に限り送水しているのが現状でもございます。議員が申されますように、大切畑ダムは村内外に広域的に水によって潤いを与え、農業にとって重要なダムであるということは、ご存じのとおりというふうに思います。西原村にとっても、このダムの水は、農業再生の生命線と言っても過言ではなかろうかなというふうに思います。私の考えでありますけれども、平成29年度から完成まで4年から5年ほどの期間を要するのではないかと、個人的にはそう思っているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○8番議員（林田直行君）ただいまいろんな工法をとられて協議されていて、村長の考えでは四、五年はかかるんじゃないかというようなことでございます。現在、西原村におきましても、大切畑ダム関係の水路や、その下の小森のため池などの改修が進められております。先ほど申されましたように、畑かん施設あたりは大分改修ができていたというようなことでございますが、

水田におきましては、まだそういった感じで改修が思うようにできていない状況だなということをおもっております。

ここ数年、給水ができなければ、その流域の水田あたりは荒廃もしくは耕作放棄を、高齢化も進んでおりますが、されるんじゃないかと思っております。西原村の水田面積は、大切畑ダム関係は別としまして、水田面積が約300haありまして、去年の生産目標といいますか水稲の生産目標が減反あたりので植えられるのがその半分弱の140haでございました。

しかし、去年の地震によりまして、実際に水稲を作付されましたのは69ha、70haぐらい、半分の作付だったかと思っております。その以外には、大体、水が来ればWCS、野菜・大豆・飼料作などと考えられておりました。あとは自己保全管理といった状況で進められているのが実態だったと思います。去年はWCSを予定されておりました方も給水ができないということで、WCSから飼料作物に変えられたという農家が大分あったかと、去年の報告からはうかがえる状態でございます。

ことしも経営所得安定対策の実施によりまして、生産調整の集落説明がきょうからですかね、始まります。農家は何を植えていいのやら、水のかからないところの農家は考えられております。農家によって今後、より以上の収益を上げられる作物は何かないのかという農家が大半でございます。

今回の経営所得安定対策の中で、WCSは8万円、麦・大麦・飼料作は3万5,000円というふうなことで、水稲植えつけは7,500円というような状況でございますが、それと西原村には産地資金交付金というようなことで、里芋が1万8,000円、その他野菜で1万2,000円というような交付金が入っております。こういった裏づけのもとに皆さんは今後実施されるわけではございますが、村におきまして、何かこういう農家の収入に携わる計画といいますか、県、JAあたりを巻き込んだ営農計画はできないかと思っておりますが、その点、お尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）先ほど言いそびれたことは、4年か5年ほどかかるだろうということを申し上げましたが、その間、ダムには水がためることができない、入ってくる水はどこにか流さなくちゃならないということで、工事期間中、上から流れたその水の利用ですね。県の試算によれば50%の水田ぐらいは植えられるんじゃないかなと、それを直接ためないで、要はどういった工法かわかりませんが、私はパイプで樋門のところを持ってきて、マブを通して流すということになりはしないかなというふうに思っておりますので、その水の利用で田んぼは全然、四、五年間植えられないんじゃないかと少しは植えられる、50%という話を水の量を計算すれば、それぐらいは植えられるだろうという話を聞いておりますので、さっきの質問の中で申し添えておきます。

大切畑ダム下流の水田につきましては、熊本地震以降、ダムの被災、あるいは上井手・下井出水路の被災、そしてまた下小森のため池の被災等がありました。布田川山腹の崩落によりまして、布田のため池への水路及び布田のため池も被災があっておりまして、また、ほかに地域においても多くの水路等の被災があっておりまして、昨年は水を使った営農ができない状況でございました。また、地震後の6月20日、梅雨前線豪雨によりまして、多くの農地、農道、水路がさらに被災を受けまして、作付ができない農地も多数あったと。議員が先ほど申されましたように、約半分の水田でしか植えられなかったということでございます。

震災直後は、農家の方々も役場も道路や水道等のライフラインの確保や避難所運営等を優先せざるを得なかったため、農地等の復旧や営農の今後の問題については、取り組みがおくれておったということは否めないというふうに思っております。

このような状況の中、7月下旬になりまして、水稻の作付及びWCS作付が不可能となった農地に対して、水がなくても作付ができる大麦若葉の契約作付の説明会を、製薬会社の工場長を呼んで8月1日の午前、午後の2回実施をいたしました。出席数は少のうございまして、十数名の出席でありました。現在、数名の方が大麦若葉の作付をされておりまして、本年も取り組みたいと思っております。また、周囲へも広めたいということでありました。しかし、多数の農地が未耕作で放置されましたので、中山間地直接支払い交付金事業に取り組んでおられる地区におきましては、昨年9月に農地の適正管理についての通知を送付いたしました。中山間地交付金を最大限活用していただき、今回被災した農地で作付ができなかった状況であっても適正な管理を実施し、来年度以降も農地の利用が可能となるよう適正な維持管理をしていただき、継続して交付金をもらえるようお願いしたところでございます。

また、農業復興ボランティア百笑応援団のコーディネーターにより、公益社団法人オイスカにより、数カ所の地域で耕作放棄地解消の取り組みとして、耕作が放棄された農地や農道、水路、畦畔等の草刈りを行っております。中には、オイスカと共同で中山間地域の農道、水路の草刈りを実施された地区もあります。少しずつではありますが、荒廃した田畑がきれいになりつつありますので、平成29年度につきましても、荒廃地が出ないよう依頼をしていきたいというふうに考えております。

そしてまた、農業収益を上げる営農計画の進め方につきましては、先月の27日に阿蘇地域振興局、JA阿蘇西原支所と役場によりまして、被災田営農支援関係者連絡協議会を開催し、平成29年度の収益性のある植えつけ作物の検討を行いました、3月中旬から始まります集落座談会における経営安定対策にかかわる検討事項として、野菜を植えつけられるところ以外のところは大麦若葉の作付、大豆、ソバの作付をされるところについては、その収穫機

械及び乾燥施設、販売先の確保の課題について検討いたしました。次年度は、最低でも水が来た時に水田作付ができるように、地力増進のためにすき込み用にレンゲ、菜種、イタリアン等の作付を行っていければというふうに今考えているところでございます。

いかんせん水が来なければ水田が植えつけられないということで、水田にかわる作付も、村に合った作物は何がいいかということも検討しながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3回目。

○8番議員（林田直行君）具体的に今JAあたり県あたりと会議を開きながら対策を練っているということでございますので、安心しておるところでございます。

しかしながら、この地震とは関連もありますが、必然的、今後の西原村におきましても高齢化が進みまして、水田や畑もでございますが、作付ができない農地が出てくるものと思っております。担い手が余り望めない中でございますので、地域ビジョンといたしますか、先ほど申されましたように、中山間の組織などを利用されまして、何か集落営農といたしますか、地域の集団でできるような組織活動といたしますか、そうした活動づくりといたしますか、整備を村あたりがもう少し音頭をとっていただいて、何か地域全体の営農ができるか、菊陽町や大津町あたりは、もう大規模的な営農集団ということでやっておられます。西原村におきましても、さっき言った小さな集団ではありますが、そういうあたりで何か計画を推し進めていただくとお思いまして、最後のまとめといたします。村長、それについてよろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）議員が申されますように、確かに私もまだまだ農業は村の基幹産業というふうな捉え方をしております。しかしながら、今回の地震におきまして、農地、農道、いろんなところに大きな被害が発生をしております。今後、農業の作物だけではなくして、それを利用した6次産業とかいったことも視野に入れながら検討していかなきゃならないというふうに思っております。

今月の4日から20日まで、熊本市で「西原村復興フェア in まちなか」ということを実施しております。これも西原村の農産物を提供して、そのレストランでまた、農産物も販売はもちろんしておりますけれども、その隣のレストランで西原村の農産物を使った料理を提供していただいております。私も4日の日、行ってまいりまして、大きなぎわいがあって、レストランのほうは余り売れてオーダーストップというようなこともあったというふうに聞いております。どうか議員の皆さん方もぜひ顔を出して1回行っていただければありがたいと思ひます。

やはり農産物をつくるだけでなくして販売加工といったことも含めて農業の活性化を図るならばというふうに思っておりますので、どうか今後ともご理解をいただきたいと、そしてまたご指導いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田議員、よございますか。

○8番議員（林田直行君）これで私の一般質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）受領番号2番、1番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。一般質問通告書に従い、お伺いしたいと思います。

まず、1点目でございますが、熊本地震に伴う住民からの申請状況についてということでございます。今回の熊本地震におきまして、県内におきまして50名の方のとうとい命が落とされ、本村におきましては残念なことに5名の方が亡くなられました。また、その震災に伴う災害関連死の認定を受けられた方が先日までに県内で149名。内訳としましては、認定の多い順に言いますと、熊本市62名、阿蘇市16名、益城町14名、宇土市と南阿蘇村が7名、宇城市、合志市、御船町が6名、菊陽町5名、大津町4名、甲佐・高森町が3名、嘉島町、西原村が2名、氷川町1名となっており、地震で直接亡くなられた方の約3倍の方が災害関連死として認定を受けておられます。

本村では震災から先月末までに約60名の方が亡くなられたと思っておりますが、この数字を見たところ、布田川断層直下の自治体としてかなりのダメージを受けましたが、他の市町村に比べ、災害関連死の認定が非常に少ないと思っておりますが、村長はこのことに対してどう思われますか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

今回の地震については、議員もご承知のとおり、過去にない未曾有の大災害というふうになっております。4月14日、本村においては震度6弱の地震が発生し、今後、震度5程度の余震が発生するだろうと言われておった中、16日の夜中1時25分、本震が後で発生するという想定外の地震が起こりました。多くの村民の方々は、本震後、逃げ惑い、現実とかけ離れた揺れにより安全な場所を求めて避難をされたことと思っております。家族、親族を亡くされた方、重傷者を初め多くの方が負傷され、また、住む家をなくされた方も全てのことを回想しながら胸中はぽっかりと大きな穴があいた感じではなかったのかなというふうに思っております。最愛の家族を亡くされ、その心情を察すれば悲しみははかり知れないものであり、また、変わり果てた我が家の倒

壊を初め、集落の無残な姿を見れば、涙を流された方も少なくなかったのではなかろうかなというふうに思います。

震災後11カ月が経過した今、涙は枯れても亡くなられた家族や住家は返ってきません。何と言葉をかけていいか、万感胸に迫る思いでございます。私もそういった方々のために何かを支援しなければならない、何かを対策を講じなきゃならないと思いを強くして、被災者支援、そして復旧に復興に向け、進めておるところでございます。そのことは議員の皆さん方も同じ考えであろうと思っているところでございます。

今回の熊本地震による県内の犠牲者は、3月8日現在で直接死50名、関連死149名、大雨による2次災害死5名で合計204名となっております。当村におきましても関連死2名を含め7名の方が犠牲になりました。議員が申されますように、震災後、村全体で病死を含め60名の方が亡くなられております。

他町村に比べて関連死が少ないが、どう思うかというお尋ねであります。本村の場合、現在、災害関連死の方は2名となっておって、布田川断層帯では少ない数字でございます。私も当初は関連死の申請は多くおられるのではないかと感じておりましたが、申し込みが少ないところで推移をしております。ただ、負傷者56名の方は全てが全快をされております。病気や高齢で亡くなられた方もおられますが、各自が関連死と関係ないと判断されているものと思われま。しかし現在、関連死と認められている方が2名であります。申請をされてはどうかとこちらから促して申請された方もおられません。

今後は、申請されても明らかにそれは無理じゃなかろうかなという場合もございまして、できる限り関連死の認定につきましては申請を受け付け、因果関係につきましても医療機関等で調査実施し、西原村災害弔慰金審査委員会で慎重に審査をしていただきたいというふうに考えております。ただ、関連死が多いがよいことではなく少ないことに尽きますが、対象になるのであれば各自が相談、申請をしていただけたらと思っておりますので、議員におかれましても何かの情報をいただいたときには、本人様に申請を促していただきたいというふうに思っております。

なかなか情報が入ってこないところもございまして。申請されればいいんですけれども、申請されないでおられる方もおられるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういった情報があればまた教えていただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）ということで、一応、本村におきましては現在2名の方が認定を受けられておりますが、実際のところ今現在、何名の方の申請があり、内容としまして、何名の方が却下され、何名の方が審査待ち及び保

留されているかお伺いしたいと思います。

また、先ほど本村において認定審査会を設置してあるということですが、この構成メンバーというのはどういう方々なのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）ご質問の関連死の受け付け状況でありますけれども、3月8日現在で6件ありました。内容といたしましては、先ほど申しましたように、認定をされた方が2名、未認定が2名、審査会に審査予定の案件が1件、審査取り下げが1名となっております。合計6件でございます。認定者につきましては、12月に60代の男性、2月に90代の女性を認定しております。認定の理由といたしましては、60代の男性につきましては、ご家族の希望により公表はしておりません。90代の女性につきましては、入所中の施設が被災し、別の施設に避難されましたが、体調が回復せず、4月下旬に内因性心臓死にて死亡されました。

それと、審査会は県内15市町村が参加しております。合同の審査会で審査委員は5名で、医師2名、弁護士3名の先生によって構成をされております。以上でいいですかね。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）この審査会のメンバーが本村では合同ということで設置されているということですが、この震災関連死の判定の判断の考え方というのがあるかと思いますが、それについての1点と、その審査会の開催時期と回数をお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

震災の関連の認定基準につきましては、熊本県のほうから提示していただいております熊本震災関連死認定基準につきまして、先ほど申しました審査員さんのほうで審議していただき、認定のほうをしていただいております。審査会の開催につきましては合同開催ということで、スケジュールにつきましては県のほうから一応、スケジュールを立てていただいております。今まで熊本県審査会は4回あっております。8月、10月、12月、1月。当村におきましては2回、12月と1月に合同開催のほうに参加しております。次回開催が一応3月予定ということで、その後のスケジュールについては、今、決まっていない状況でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）堀田議員、3回使いましたけれども、まだ。

○1番議員（堀田直孝君）まとめます。

○議長（宮田勝則君）もうまとめますか。

○1番議員（堀田直孝君）はい。それでは、まとめたいと思います。

今回の震災におきまして、西原村で5名のとうとい命が奪われ、遺族の方におかれましても大切な家族を失い、その悲しみ、寂しさは一生忘れること



のできないこととなりました。また、この震災によって死期が早まった方が本村にもまだまだいらっしゃると思います。その要因は、もう十人十色だと思います。

今回この質問に至ったのは、毎日、熊日新聞で生活関連情報として、災害ごみ、医療、給水、県内の被災状況として死亡、震災関連死、大雨による2次災害死、負傷者、仮設住宅等の数値が必ず掲載されており、その中で震災関連死においては、他の市町村におきましては時がたつとともに数字がふえる町村とふえない町村があり疑問に思いましたので、今回は本村以外の市町村に私、出向きまして、担当者に聞き取り調査をしました。

ところが、市町村によって震災関連死の受け付けにばらつきがあるものを感じました。首長が関連があれば死亡された方はできるだけ認定したいという考え方をお持ちの市町村におきましては、申請があれば全て申請を受け付け、親身に対応し、遺族に寄り添う対応をしている町村と、まさか本村ではないと思いますが、例えば窓口においでの方に、おたくの場合は病歴があるから無理でしょうとか最初に諦めるような誘導をしたり、広報等の周知をすると申請の数がふえるので、ただでさえ震災の対応に忙しい上、申請を受け付けると面倒くさい書類をつくらなければならないので、取りとめがつかないので周知もしないと言われた自治体もありました。同じ行政が行う事務処理にばらつきがあり驚いたところでした。

今後、本村においても震災関連死の申請が上がってくると思いますが、申請される方は、震災以降にそれぞれいろんな要因により大切な家族を亡くされ、深い悲しみと不安の中で申請されます。私がおりました河原避難所でも、がんの方がおられました。この避難所というのは、非人道的な環境であります。特に河原小学校は、南阿蘇村への通り道ということで、被災されて、がん、病気を持っておられる方、深夜まで大型車両、救援車両がけたたましく、もう体育館のすぐ横は道でございましたので、鳴り響いて寝るにも寝れない。赤ちゃんは泣き、子どもは騒ぐ。本当は家族の方は病院に連れて行きたい。でもあの震災で病院の受け入れ体制ができない。そういう中で本当にその患者、亡くなられた方は、汗をかき顔色が悪く、大丈夫かなと本当に本当に病院にいれば死期も早めなかった方が亡くなられた。または病歴を持っていてボランティア活動を専念する余りに、普通であれば病歴を持っておる方は自己で自己管理ができるんですが、自己管理もできない、そういう環境の中におられた、河原の避難所だけでもそういう方が何人か見受けられます。

ということは、西原村でこの劣悪な環境、避難所、または今の仮設、みなし仮設、おられる方もまだ劣悪な環境におられると思います。そういう方がいっぱいおられると思いますので、前段に述べた、西原村も遺族に寄り添った対応をしていただきたいと思ひまして、この質問を終わりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）答弁求めますか。

○1番議員（堀田直孝君）いや、いいです。

○議長（宮田勝則君）じゃ、2件目、移ってください。

○1番議員（堀田直孝君）2件目に入ります。熊本地震後の観光振興についてということでお伺いします。

今回、熊本地震におきまして、西原村のシンボルであります俵山に無数の崩落の傷跡が見られ、大変切なく寂しい気持ちになりながら毎日、俵山を見ておりますが、先週は原野の火入れが無事に終わり、これから新緑が芽生え、本格的な観光シーズンを迎えます。現在、本村におきまして、地震の復旧、復興に多大なる予算の確保に奔走している中、これまでも西原村の俵山を初めとする本村の自然環境に恵まれ、村外から観光客が落とされたお金も相当あったと思います。

年間統計におきまして村外からの観光客が落とす金額は、1問目ですけれども、どれだけあったのか。そこで、観光入り込み客について震災後も調査を行われたのか。3点目、もし行われていれば、どういう客数の変動効果があるのか把握しているのか、この3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほどまとめて議員が申されましたように、避難所生活から仮設住宅と流れて、避難所でもただでさえ生活しにくい環境の中で、その中で病氣がみだったりとか震災によって精神的につらい思いをされた方々、いろいろおられると思います。当初申しましたように、そういった方々の心情を察すれば、私どももその悲しみははかり切れないなというふうな思いしております。今後また関連死等のお話がありましたときには、そういったことで対応をしていきたいと。ただ、もう誰が見ても明らかにこれはだめだろうということがあれば、厳しいということはお話はさせていただくということで対応していきたいなというふうに思っております。

そして、予想は3倍ぐらいあるということでもありますならば、うちは三五15名がということになりますので、計算上は、多いがいいんじゃないけれども、そういったことは被災者に寄り添った形で対応するならばというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

2番目の本村の観光資源である俵山等の観光客の受け入れについてどのようになっているのかという質問でございます。

我々の観光資源については、ご存じのとおり、山については俵山、冠ヶ岳、白糸の滝など自然豊かな観光資源がございます。また、萌の里、阿蘇ミルク牧場等の観光施設も資源豊かな環境の中で村外の方々を集客する施設として、観光振興に欠かせない大事な観光資源として位置づけております。

それで、今回の熊本地震後の観光振興についての本村の観光資源であるこの観光客の受け入れはどのようになっているかという内容の質問であります

が、熊本地震がもたらした被害は、かつてない未曾有の大災害となって、観光資源であります俵山を初めとする山とか、あるいは揺ヶ池、お池さん等も甚大な被害となっております。俵山登山ルート、冠ヶ岳登山ルート等の点検は、ボランティアの方々によって点検は終えております。車が通っております林道等は数カ所、崩落地があり、当面、通行を断念せざるを得ない状況でもございます。登山道路につきましては、少々ひび割れ程度はありますが、登山道路、崖等の崩落するような箇所はないというふうに向っております。

しかし、登山道路であります遊歩道は、ここ1年、点検のみで草刈り等の整備を行っておりませんので、これは登山するには歩きにくいんじゃないかなというふうに思われます。もし俵山登山を試みられる方がいらっしゃれば、注意を図りながら登山していただければ、俵山登山は可能であるというふうに思っております。

また、お池さんでありますけれども、湧水池として名をはせたお池さんが実は湧水がなく渇水状態で、雨の日以外はほとんど水かさがなくなっていました。あそこは誰もが小さいときから幾度となく足を運んでおったお池さんでございまして、池の中をのぞき込みますと、底なし沼と称されましたように、池の奥深くから湧き出てくる湧水が底の見えないような状況をつくっておりました。今でも青く澄んだ湧水が記憶として私どもも残っておりまして、水くみに来られる方も観光客の方々も寂しい思いを感じられていることというふうに思っております。

地震後、お池さんの水が枯れたということでございましたので、私もお池さんのほうに一回足を運びまして中を見ましたけれども、本当に水がなく寂しい気持ちが込み上げてまいりましたが、自然が織りなす環境と申しますか現実として受けとめて、まさしく西原村の今後の復旧・復興に力を注がなければならぬと新たに感じたところでございます。

ほかの観光施設もいろいろございます。ミルク牧場とか萌の里、いろいろございますが、萌の里につきましては、仮店舗を復興市場として県道堂園小森線の新所前に構えられて、多くの方々の憩いの場として開設をしております。現在は、先ほど申しましたように、昨年末に俵山トンネルが開通いたしましたので、今月の20日にもとの場所に萌の里が再開されるということで、仮設店舗と合わせて2カ所での営業というふうにお聞きをしております。

このように、それぞれの観光明媚な場所、施設と頑張っておられますが、ただ、西原村の風の里も一つの観光でありますけれども、キャンプ場につきましては、今回の熊本地震により給水ができなくなったり、あるいは事務所等の地盤が崩れております。西原村の観光振興の一つでありますので、再建に向けた復旧及び復興を目指すならばと考えておりまして、平成28年度の補正予算で復旧工事の予算計上をお願いしているところでございます。

それから、先ほど年間統計ということで、村外からの観光客の金額はどの

くらいかということと、入り込み客、震災後の調査はしているのかと、そして客数の変動は把握しているのかということでありますけれども、詳細につきましては、また担当課長のほうから説明をさせていただきます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）詳細についてを企画商工課長、答弁をお願いします。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいま堀田議員のほうからご質問がありました3点について、お答えいたします。

まず最初に、観光客が売り上げというか落とします金でございますけれども、一応、統計が大体、平成27年度におきましては四半期ごと、平成28年度におきましては年に1回と、四半期ごとは去年はございませんでした。一応、1月から12月という四半期ごとに統計調査をやっておるわけでございます、平成27年度におきましては大体、売り上げといたしましては18億4,500万円ほどでございます。去年、地震がありまして、一応、統計上では10億8,300万円ほどでございます58%ほどが一応、落ち込んでおります。入り込み客数につきましては、平成27年度のこれも統計の調査でございますけれども、大体150万人ほど参っております。平成28年度につきましては75万9,000人と、やがて9,000人ということで、こちらのほうは大体44%ほどでございます。

それと、お尋ねになりました特に気になられることは、俵山の方面ということでございまして、ここに資料といたしましては、萌の里は大体毎年公表されているんですけれども、萌の里が平成27年度におきましては、売り上げとしては大体4億1,400万円ほど、平成28年度におきましては1億8,000万円ですけれども、萌の里のほうの場所で売り上げというのは、ちょっと今わかりませんが、仮設店舗のほうの売り上げも入っております。今の額のほうでは、ただ、入り込み客数については、仮設店舗のほうと、1月から4月までの客数といたしましては、まず馬頭山前の入り込み客数で萌の里のほうは大体28万人ほど入っておられます。仮設店舗を開設されまして、去年の8月から12月までが19万8,000ということで、客数としてはそういった状況でございまして、客数といたしましては、開設をすればまた人数的には戻ってこられるかなというふうに思っております。

売り上げにつきましては、特に物販の売り上げだけでございまして、ご存じのように、あそこのエクス橋といいますか、あの橋の先のほうにゴルフ場がございます。ゴルフ場の売り上げが去年の4月から皆無の状態になっています。グリーンヒルでございますけれども、こちらのほうにつきましては、本年の4月にはオープンするだろうということで一応伺ってはおりますけれども、こちらは4月の地震から今までが全然もう皆無の状態ということでございますので、そちらについては、やはりどうしても売り上げのほうはなかなか厳しい状況があったということだけはお知らせをしておきます。

調査につきましては、先ほども申し上げましたように、通年でございます

と四半期ごとにうちのほうから依頼をかけて調査をいたしまして、本年だけは年に1回ということでございまして、1月の末に一応、統計として上がっておる状態です。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）詳しい説明をいただきましたので、今後聞こうと思ったのがなくなりましたので、まとめたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）では、まとめてください。

○1番議員（堀田直孝君）本村のまち・ひと・しごと創生西原村総合戦略の中にも、観光資源・文化資源等豊富な地域資源として、1、見る、2、楽しむ、3、食べる、4、伝える、5、住む、6、人の大きな項目が示され、本村の特色である地理条件の地域特性及び観光資源、文化資源等を生かす対策を実施していくことで、本村がさらなる交流人口の増加、ひいては移住人口がさらなる増加する可能性を秘めているとうたってあり、現在、震災によって人口が減りましたが、これらの問題解消のためにも、西原村総合戦略にありますように、観光整備も震災復旧と重要なことだと考えます。

これから西原村に愛着を持って来村される観光客の方々がたくさんおられると思いますが、その期待に沿うような観光行政を行うことによって、萌の里を初めとする震災前のにぎわいを取り戻すことを願っておりますということで、まとめたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）まとめはしましたけれども、まとめについて執行部の意見を求めますか。

○1番議員（堀田直孝君）はい。

○議長（宮田勝則君）それでは、村長。

○村長（日置和彦君）先ほどの入り込み客数でありますけれども、平成27年度は10月が一番多うございました。23万6,000人かな、ということで10月が一番多うございましたけれども、ことしは結局、10月は9万3,000人ということで、そしてまた昨年よりも、ことしの4月までは前年度をかなり上回って推移していたということであります。おととの平成27年度は10万人ですが、平成28年3月は13万人と、去年はもちろんこの3月が一番多うございました。

ということでずっと比較しますと、3月までは平成27年度よりも平成28年が全て多かったということで、本来ならばそのまま推移していけば、かなりの平成28年度は入り込み客が多かったんじゃないかなというふうに思っております。残念なことに今回の地震がもたらすこういった被害は、直接被害じゃなくして、こういったところにも被害が大きく出ているということでございまして、一日も早い、特に今の水準は萌の里ばかりでございまして、特に萌の里は、西原村といえば萌の里、萌の里といえば西原村というような村を代表するような観光施設でありますので、一日も早い完全復旧・復興をできればというふうに願っております。3月20日グランドオープンしますの

で、その後、今は車が長陽大橋が渡れませんので、全ての南郷、南阿蘇谷はこちらのほうに流れてきますので、今はそういった方々も萌の里に寄ってただけるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺も含めて我々も一日も早い復興を目指していきたいというふうに思っております。そして、西原村に訪れて来る観光客がもとの観光客より多いようになるように努力をしていきたいというふうに思っています。

今、私、いろんなところで話す機会があるときには、この布田川断層は今回、エネルギーを使い果たしたということでございます。大学の先生では、もう1,000年、2,000年はないだろうという話も伺っておりますので、日本一安全安心な村ということをお話をしておりますので、ぜひ西原村においでいただきたい。そして西原村で家を建てていただきたい。転入者もふえるように、そういったところも話をしていきたいというふうに思っておりますので、どうか今後とも議員には、ご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

○1番議員（堀田直孝君）じゃ、最後、またいいですかね。

○議長（宮田勝則君）はい、どうぞ。

○1番議員（堀田直孝君）俵山の安全確保もできまして、税収が減る中、やはり村外からのお金を落としていただくというのも復興の一役を担うと思いますので、今、村長の答弁、やはり萌の里を初めとする西原村の観光がもっともっと入り込み客がふえる、そして西原村を気に入っていただいて定住者がふえるということで、いい方向に行けばと思います。ということで終わりたいと思います。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時25分）

（午前11時34分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、9番議員、桂悦朗君、件数1件、発言を許します。

（9番議員 桂 悦朗君 登壇 質問）

○9番議員（桂 悦朗君）9番議員、桂でございます。

通告しておりました復興計画について、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

最初に、復興計画策定に関してお聞きしたいんですが、以前、最初に出されているのが、座談会資料を出しておられると思います。これはいつごろから、どのようなメンバー構成で作成されたのかを一つお聞きしたいというふうに思います。

また、その座談会資料をもとに、総区長さんを初め各種団体の代表者などが参加され、復興計画策定委員会の会合を開催し、協議されております。その協議の中には、十分に住民の声が反映されているのかなということ、ま

たそれも村長のほうにお聞きしたいというふうに思っております。

ちなみに、益城町では、被災者の生活再建だけでなく、10年後、20年後の町の姿を見据えまちづくりを行うと。20回以上の、そして述べ1,600人の住民と意見交換を行い、現在はまちづくり協議会も全ての地区につくることを働きかけているということでございます。区長さんたちとの意見交換はもちろん、ほかにも各種団体、また15歳から30歳代の若者世代、そして子育て世代や、また仮設住宅入居者など、住民の声、思いを大事に、その意見を十分反映させた復興計画を策定したということでございます。この報告は、西村町長が熊本復興再生会議のシンポジウムの中で、基調講演で報告されました。

私も、この復興計画については、なかなか西原村のほうで、どのように進んでいるかわからなかったものですから、この講演を、シンポジウムに行つて、どのように皆さん方が進めておられるか、少し勉強させていただきました。本村の復興計画策定においては、住民との意見交換はどのように進められ、その声をどのように反映されているのか、そこもお聞きしたいというふうに思います。

復興計画に際しましては、村長がこちらの復興計画の中ではじめにということで文章を書いて出しておられますが、震災の経験と教訓を生かし、安心・安全な村づくりを実現していくこと、本村をさらに発展させていくことこそ、与えられた責務だと考えますということを書いておられます。

また、災害復旧はもちろんのこと、災害公営住宅の建設、また住宅の再建など生活の拠点づくりを最優先に、一つ先のことを考え、一歩先に行く復旧・復興を推進していきますと。今後は、第5次西原村総合計画で掲げている「すみやすいむら」、「訪れてみたいむら」、そして「みんなでつくるむら」を将来像として、確実な復旧と創造的完全復興に全力を傾注いたしますということで書いてあります。

創造的復興とは、現状に復帰にとどまらず、新しい地域づくり、新しい村を創生するものであるというふうに思います。具体的にはどのように取り組んでいかれるのか、村長にお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

復興計画策定についてということで、ここに大まかに大体4つございますけれども、順番に沿ってお話をさせていただきます。

まず、メンバー構成はどのようになっているかということでございますけれども、復興計画案につきましては、西原村復興計画策定委員会が2月20日及び3月6日に開催され、その素案について協議が行われました。なお、策定委員会のメンバーは、村議会議長、山西・河原区長代表、企業連絡協議会代表、商工会の会長、農業協同組合の支所長となっております。それから、

西原村酪農組合の組合長、森林組合の課長、消防団団長、教育委員会委員長、西原村農業委員会の会長、全て申し上げますか。

○9番議員（桂 悦朗君）大体でいいですけども、大体何名ぐらいで。

○村長（日置和彦君）合計24名です。そういった各機関・組織の代表の方24名で構成をされております。

なお、策定委員会の委員長は委員の互選によりまして、山西地区区長代表の曾我勝徳氏が選任をされております。構成はそのような状況でございます。

復興計画の完成期日はいつなのかは、8日の日に議員の皆さん方に素案をお示ししていただきましたので、本年度内で、平成28年度内で策定を終わる予定にしております。

住民意見交換会はしたのかということですが、これまで、昨年11月に、各機関・組織の代表者による復興ビジョン検討委員会を開催し、意見交換を行っております。

12月には、区長会議の開催時にアンケートを依頼して、各集落内の意見・要望等の取りまとめをお願いし、地震災害の対応に関する多くの要望をいただきました。

女性の皆さんの意見を聞くために、女性活動推進協議会、学校関係の意見を聞くためにPTA連絡協議会、農業後継者の意見を取りまとめるために山河塾等と、復興計画に関する座談会を開催し、意見の集約を図ったところでございます。

なお、日ごろからの村民の皆様方のご意見を反映させる方向で作業をしておりますが、時期や場所を定めた住民説明会については、開催をしております。

先ほど、益城町のほうでは住民説明会をやったという話でございますけれども、西村町長の話聞けば、座談会では復興計画の座談会の話は余り出ないと。要するに、苦情、要望等がほとんどで、震災対応の話でいろんな話が出たそうでございます。この復興計画の話はもう余りほとんどなかったというふうなことでございまして、それを私聞いておりましたので、じゃ、そういった形でいろんな組織に話をさせていただいて、その意見を吸い上げて進められるということで、全体的な意見、今回はしなかったということでございます。

それから、どのような目的を持って創造的復興を目指すのかということですが、これからの取り組みとしましては、熊本地震で受けた被害からの復旧はもちろんでございますが、それだけでなくこれから先も、書いておりますように「みんなが憧れ、愛されるむら」を目指すために、創造的な復興をしていく必要がございます。

復旧は、本来ならば原型復旧が基本でございますけれども、原型復旧だけじゃなくして、創造的な復興をしていく必要があるというふうに捉えており



ます。そして、住宅の再建、道路、水道の本格的な復旧等を早急に行わなければならない課題がたくさんあります。しかし、魅力的な村にするためには、単に地震前の状況に復旧するだけでなく、先ほど言いましたように震災を機に生活基盤等を見直すきっかけとなる復興を目指す必要がございます。熊本地震による震災被害からの早期の復興を図り、住民の皆様の生活基盤となる生活環境の整備を最重要課題として復興に取り組んでまいります。

やはり、人は何事をするにも住むところがなかなかない、生活の拠点、これが大事だというふうに思っておりますので、まずはそこら辺をしっかりと進めていく必要があるというふうに思っております。

提案理由のときに申し上げましたとおり、6年間で復興するという計画で、まずは2年間で復旧、3年、4年目にかけてを復興期間と位置づけて、最後の2年間で創造的復興とあわせ、発展的な村づくりを目指さずならばというふうに考えております。そして村民の皆さん、特に被災された方々が、震災前よりもよくなったと言えるような復興ができればと思っております。

計画を立てるだけでなく、復興につきましては、大変なエネルギーも必要になってまいります。議会、執行部、そして地域住民と三位一体となって取り組んでいかなければならないというふうに思います。

この地震発生後、人と金が足りないと言っておりましたけれども、やはり人材と財源確保など多方面から知恵と力をかりながら、そして思いを強く持って進めてまいりたいと思います。

桂議員のほうにも、ご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

創造的復興といいますのは、要するに、今まで2m、3mの道路しかなかったと。救急車、緊急車両が入るにも離合もできないような状況であったと。今だからこそできる、今は6集落の中は、あの一番ひどかった6集落の中は、家がなくなって更地になっているところも多うございます。そういったところを、今だからできる道路の拡張をやるならばというふうに思っております。

今、全体的な村の測量関係を進めておりますので、それができたときに、どういう事業でそこを復旧していくのか、予算関係もございますので、どこが一番補助率が高いのか、その補助率も年度によって変わります。ことしが高かったり来年は低かったりいたしますので、そういったところ、いろんところも精査しながら進めていかなければならないというふうに思います。要するに、財源もかなり要ります。起債もかなりふえてまいりました。平成29年度、来年度では七十数億円の起債残高になるというふうに思っております。いずれ返さなくちゃならない借金でもございますので、そこら辺を踏まえて、まず親元である村が財政危機にならないよう進めていかなくちやなりません。

そういったことも踏まえながら、今後皆さん方と話をしながら、そしてと

もに協力しながら、そしてまた皆さん方のご指導いただきながら進めていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮田勝則君）はい、2回目続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）復旧・復興には多くの時間を、また費用もかかるということで、村長もこちらのほうに書いておられます。労力が必要になると。しかし、ここに書いておられるように、多くの住民の皆さんの意見を聞いてもらう、今後そういうふうにしてやってもらって、よりよい地域づくりをやっぱり目指してもらいたいなというふうに思います。

今回の委員会の中では、皆さん方各種団体の方々も話をされているというふうに思います。その中で、ただ説明をされただけなのかというのもあるんですよね。要するに、皆さん方の意見を集約したのかと。こういうことですよという説明をされたという委員会もあったようなので、それで今度作成されているのを見たら、もうちょっと委員会の中でいろんな意見が出たのをやっぱり集約してもらいたかったなというふうにも思っております。

また、議会においても、この3月8日のほうに説明がありました。しかし、議会には復興特別委員会というのがございます。その委員長に、その前に何も話がなかったと。私は聞きました。話ありましたかと聞いたら、いや、何もなかったですものねということだったんですね。3月8日、今度の議会の最初の日に説明がありました。本来であれば、特別委員会がありますので、やっぱり議会のほうにも素案ができたときに、こういうことでやりますよということを出してもらいたかったわけですね。そういうのがちょっと違っていいのかというふうに思います。

今後は、やっぱりそういう面では、議会の皆さんにも協力をしてもらわなくちゃなりませんので、そういう面では先にそういうものを出してもらって、そして議会のほうでもやっぱり議論をしていくということも大事ではないかなというふうに思います。

また、先ほども言いましたけれども、シンポジウムに私出させていただいたんですが、そのとき蒲島知事は、県政の目標に、県民の総幸福量の最大化を掲げ、地震対応では県民の経済的豊かさ、誇り、安心安全、そして夢というのを向上させるために貢献する創造的な復興を目指しているということを報告されました。創造的復興については、大事な点はプランの目的であるとも言っておられます。単にもとの姿に戻るのではなく、できるだけ多くの住民の皆さんがなれた土地に返り、生活をしていくことが大事ではないかなということも言っておられます。

そのためには、住みやすい環境づくりを最優先にしていくことが大事ですよということで、県のほうはそういうふうにご考慮しておられますので、やはり村としては事情をきちんと県に伝えてもらって、そしてどういうところに県のほうに力をかけてもらえるのか、そういうことも、やはり村が一番わかっ

ているわけですから、住民からの声を聞いて、それを上げてほしいというふうに思います。その点についても、村長にお聞きしたいなというふうに思います。

また、安心安全な地域づくりであり、ひいては多くの人が住んでみたいなというように思うような地域づくりを目指さなければならないというふうにも思います。

今必要なことは、各地域の住民がもっと話し合いの場を持ち、自分たちはどのような地域づくりを目指すのか、そのためには何が必要なのか、各集落の皆さんで復興するための計画を立ててもらうのが一番じゃないかなというふうに思います。その上で、行政が県や国に対して依頼し、後押しをしてもらうと、そういうことをやってもらうということが、今から先必要になってくるというふうに思います。

将来的に三つ星の評価をもらえるという、そのような村を考えておられるようですから、これはすばらしい将来像だというふうに思います。しかし、短期目標として今必要なこと、全ての住民の住みかを安定させることではないかなと、これが一番だろうというふうに思います。それからが復興の始まりじゃないかなと。私たちも全壊した家屋からすれば、やっぱり自分の家ができるのを楽しみにはしていますし、またその後大変な思いもしなくちゃならないんですが、でもそこが一番じゃないかなと、まずは。そこにやはり行政としては全力を投球してもらいたいというふうに思います。

また、蒲島知事が言っておられたんですが、職員に対して、できないと思うなど。どうしたらできるか考えようということですよ。だから、できないと思ったらもう前に進めません。どうにかすればできるじゃないかということで、やはり皆さん方に話を持って行ってもらいたいなというふうにも思っております。

次に、2回目は、産業振興についてちょっとお聞きしたいということで、そこに水路復旧と農業再生ということで、先ほど林田議員のほうでほとんど答弁はされましたけれども、ちょっとお聞きしたいことを言わせていただきたいと思います。

農地等災害復旧事業において、農地の復旧は平成29年度中に行うという、これに書いてある計画があります。また、農業用水路の復旧については2年ほどかかるんじゃないかなということでございます。

しかし、いつになったら米がつくれるのか、野菜がつくれるのかという農家の不安の声も聞きますので、そして、ましてや高齢化してきております。農業従事者の中には、農業をもうこの際やめようかなという、そういうふうな意見を持っている方も聞きます。そのような住民の不安に対処するためには、早く具体的な工程表をきちんと出してもらって、いつにはできますよということやってもらいたい。どこの地域はいつできますよということ

で、工程表をつくってもらいたいというふうに思います。

田畑の荒廃を防ぐためにも、農地、水路の整備を早期に行い、活用できるようにしてもらいたいと。また、風当集落から畑、名ヶ迫、万徳地区に通っている水路は、生活排水も流れ込んでおります。そういうことも考えれば、衛生面でも問題が出てくるんじゃないのかなというふうにも思いますので、早く水を流してもらいたいという住民の方もおられます。そのようなこともあり、早期に水路整備を求めたいというふうに思っております。

村長にお聞きしたいのは、これからの農業再建の支援等策の検討については、新たな品種や作物の支援及び販路の拡大、それと販路開拓を支援するというふうになっておりますが、どのような計画を今立てておられるか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）1回目の件で創造的復興ということでありまして、議員の皆さん方におかれまして、震災後こんなふうによく来ていただきまして、いろんな対応を一緒になって考えていただきました。

今回の復興計画も、いろんな各種団体の方々の意見を聞いて集約をしてみましたけれども、全てが財源が伴います。ほとんどの意見が財源を伴うことであって、全てのことをこっちが受け入れるわけにはまいらない、いかないところも多くございますので、この辺はご理解いただきたいというふうに思います。

創造的復興は何なのかと、県に言わせれば何なのかと、なかなかどこをどうすれば創造的復興になるかと言いますけれども、県は益城町を4車線にするのが創造的復興なのか、阿蘇大橋を別なところにかけて利便性をよくするのが創造的復興なのか、それはまさしく創造的復興かもしれませんが、各自治体におきましては、私どもが言う2m道路を6m道路にすると、今だからできるからすると、基本は原型復旧ですよとされます。ですね。それを、我々は今だからできるから、創造的復興はこれですよと今言っております。

それについては、予算関係等もございまして、それにするには、国庫補助が50%あっても残りの40%は町村が負担しなければならないとか、いろんな負担率の割合もございまして、なかなか全てがいかないけれども、やはり、今しないとできないというところもございまして、そういったところは創造的復興に向けて進めていくと、それも全てが人と金です。それに金額をもらいますので、それにあわせて、できる限りのことは、今しかできないことは今やろうと、だから、この道路は後でもできるじゃないかというところは後回しにしながら、そういったところを進めていくなればというふうに思っております。

農業関係の質問でございまして、農業水路と農業再生までだったですか、

質問は。

いつ農業ができるかと。田んぼも植えられないと先ほど林田議員のときもお答えしましたがけれども、これも、我々が田んぼはいつ植えられますよということをお示しするのも、県のダムの工事の関係上、いつですよという今のところはスケジュールも立てられません。しかし、先ほど言いましたように、あの水をためないでもあのまま流すならば約50%の水田が植えられやしないかという話も県から伺っております。あの水路を計算して、田んぼの面積を計算すれば、そういったことになるという話でございますので、そういったことはそういったことで進めていきたいというふうに思います。

そして、用水路関係もでありますけれども、やはり、村内一円ありとあらゆるところに、水路関係、道路関係、農道関係、被災しております。それぞれ、議員さんにおかれましては地元をできるだけ早くしてあげたいという気持ちも重々にわかっておりますけれども、やはり危険性、緊急性、そして道路環境を先に進めてやらなくてはならないと。道路が通れないならば、先の災害復旧もできませんので、そういったことも含めてやっていかなくちやならないということでもありますので、それも平成29年度で全てのそういった災害の復旧工事も発注は終わりますけれども、多分にも業者不足ということでもありますので、繰り越しになるかと思っておりますけれども、発注だけは平成29年度で終わらせたいというふうに思っております。

そのことによって、水路の発注も終わります。田んぼの崩れも終わります。農道も終わる。そして公共土木の道路関係も一応発注は終わるということで進めております。自分で自負するわけじゃありませんけれども、他町村よりか比べれば、割と早く進んでいるんじゃないかなというふうに思っております。村内の業者さんだけでは足りません。今は、菊池郡市、あるいは阿蘇のほうの高森町とか、熊本市の東部とか、いろんな業者さんにも指名願いを出していただいて、できるだけ一日も早く復興・復旧できるように努めているところでもございます。

きょうは、ここに答弁を書いてきましたけれども、そういったことで進めるならばというふうに思っています。農業再生も一応、先ほど言いましたように、村の基幹産業は農業でございます。しかし、農業もこれだけの打撃を受けております。すぐさまもとに戻るということもなかなか厳しいところもありますけれども、今できるのは農業用倉庫、あるいは農業機械、トラクター関係、甘藷の貯蔵庫、農業の倉庫ですね。それと農機具格納庫、あるいは豚舎、牛舎、いろんな農業には施設が要ります。農業を継続するには、これらの復旧がなければできません。そういったことで、そういったときにはそういった補助対象の事業がございますので、それでやってするならばというふうに思っております。

そしてまた、水がない、田んぼが少ないということで、荒廃の地もふえて

おりますので、それも荒廃しないように、先ほど言いましたように百笑応援団とかいろんな方々に協力していただいて、農地はしっかり守らんと中山間地の補助金も交付金も受けられませんので、そういったことをするならばというふうに思っております。

先ほど言いました農業被災者向けの災害復旧緊急対策経営体育成支援事業を行いまして、農家の方々から意見を聞き、約700項目の事業要望を出していただきましたので、それに対応しているところでございます。

この事業も、6月中旬には農家の方々へ事業説明会を行いまして、地区別の個別面談会も農林水産省、熊本県の協力いただきまして、JA阿蘇西原支所会議室や集出荷場にて実施し、約240名、事業項目700件の相談を受けております。

そして、また10月の中旬には、役場大会議室におきまして、第2回目の事業申請者の個別面談会を実施し、事業申請に必要な書類の確認等を約300名、800事業項目について行い、12月下旬に個別面談会を山河の館で行いました。各事業の着工時期の確認、不備書類の最終確認を行ったところでございます。

この事業に係る事業費は、今回の3月定例会の補正予算でも要望しております、平成28年度で既に着工済みの34億円、平成29年度には約60名の120項目の約7億円を要望しておるところでもございます。

村の農業再生において特に急を要したのが、甘藷、村の特産品であります甘藷の貯蔵庫の復旧でございました。

地震によりまして、ちょうどカライモの植えつけ時期が地震と重なって、植えつけができるのかというような思いでありましたけれども、前年度80haが76haは植えることができました。若干減りましたけれども、5%ぐらい減りましたけれども、植えることができまして、収穫までボランティアの方々に来ていただいたと。農業ボランティアの方も2,600人来ていただきまして、そのことによって甘藷の植えつけもできたし、取り上げもできたということで、我々はそれに対する貯蔵庫の復旧が急がれましたので、それもいろんな形で、もとの形でつくるのか、2次製品を使った新工法もありましたので、そういったこととして、復旧を優先的に実施をいたしました。何とか、甘藷の貯蔵に間に合ったというところで、今全てが貯蔵庫に入っておるところでございます。

今の農業機械関係も、農業機械と倉庫の建築をされておるところもございますが、経済係は毎日のようにそういったところにも検査に行っておると、農業施設、貯蔵庫を含めて施設等にも検査に行っているところでございます。

それから、新聞報道にもありましたけれども、酪農家、被災した酪農家9戸におかれましては、これもまた経営体育成事業によって全戸、9戸全てが再建に取り組みされて、中には規模拡大まで行われる農家もあるということであり、大変心強く思っているところでもございます。

あとは、農業、農地等の災害復旧につきましては、先ほど言いましたよう  
にかなりの被害がございまして、全体的には7億5,000万円に上っております。  
平成29年度までは、平成28年度、2億円ほどは今発注が済んでおります  
ので、平成29年度で全ての工事を発注する予定にしております。

そのようなことで、徐々にではありますけれども、復興計画に載せており  
ますように、2年間で復旧するというので、工事の完成は2年間で終わり  
ませんかもしれませんが、発注だけは2年間で終わらせたいというふ  
うに思っております。そのことによって、村の農業の再生もできるんじやな  
かろうかなと。まずは復旧することが、作物を、何をつくるかもありますけ  
れども、まずは復旧、田んぼの復旧、畑の復旧、農道の復旧、それらを急い  
でやりたいというふうに思っておりますので、どうかご理解いただきたいと  
思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）はい、3回目続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）水路の話をしたら、防災的にも風当、畑、あちらの  
ほう、要するにその水路を使って今までは防災をしていたというようなど  
ころでありますので、今水が流れていない状況なものですから、防災上にもち  
よっと心配するところがございまして、今回は、急いでくださいというの  
は大変だとわかっています。わかっていますけれども、それをやっぱり1日  
でも2日でも早くやってもらえるようにしてもらいたいものというふうに思  
います。

まだ、こちら書いとったんですが、これちょっと飛ばさせていただいて、  
観光と商業についてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

今回の地震で店が倒壊したり、道路が寸断されたりして、幾つかの窯元さ  
ん、要するに西原村に多分5軒ぐらい来られていたですかね。そのうちのも  
う3軒は何かやめられたということなんですよ。そして今1軒はもう一緒にな  
って今頑張ってもものづくりをされております。

しかし、今まで来られていたお客さんが、もう道が悪いということで来ら  
れなくなったということで、営業できないような状況だからということをお  
私がかんがえて聞いたものですから、今回その点についても質問しようかなと  
思っています。

それと、飲食店の方々も、かなり影響を受けておられます。俵山方面で商  
売されておった方は、ほとんどがもう商売できないような状況になっており  
ますし、またこちらのほうでも、皆さん方被災されて、今休業されていると  
ころもあるし、やむなく店を閉じたところもございまして。移転せざるを得  
なくて、移転された人もおられます。そういう中で、被災された方々に何か協  
力できないかなということ、もしよければということで今回質問するん  
ですが、萌の里さんが仮設から今回3月末にはもとのところに戻られると、そ  
して仮設があくのであれば、そういう人たち、要するにものづくりをしてい

る人たちに何かそこを提供できないか。そしたら、営業ができるんじゃないかなと。

そうすると、それはやっぱり今まで来られておった観光にもつながってくると思うんですね。その人たちの生活もですけども、観光にもつながってくる。お客様たちをやっぱり呼び戻すというのが大事なんですね。今窯元さんたちは、福岡か何かに行ってお出しておられるようです。ただ、福岡に行かれても、熊本、西原村のほうには何の見返りもないような感じがありますので、そういうこともちょっと考えてもらってできないのかなと。

それと、やめた店でも、まだ今から先しますよというそういう飲食店もございますので、そういうのを村のホームページか商工会のホームページに、いつぐらいからここは営業されますよというの何か載せてもらえれば、それが支援になりやしないかなとということで、そういうのを検討できないかなとということで、村長のほうにお聞きしたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほどの水路の話でございますけれども、防災ということで、私も大変心配しておるところでございます。防災というと、消防の積載車、雨ざらし、日ざらしと、格納庫が潰れておると。詰所もなくなっておるとい消防団もいくつもございます。積載車が雨ざらし、日ざらしになっておるといことで、資機材等がかなり傷んではいないかといことであります。

今復興基金で補助になりますけれども、公民館あるいは神社仏閣とか、いろんなところに復興基金を利用させていただきますけれども、地区によっては、公民館どころかと、我が家はまだそのまましているのとい話も伺います。しかし、消防は今火災が起きたらどうなるのかと。消火栓、防火水槽のみしかないとこもございますので、そこら辺も早くどうかしないといかんといふふうに考えておるところでございます。

水路に水が流れれば、それによって水利の確保ができますので、そういったことも考えながら進めていきたいといふふうに思っております。

それから、観光と商業についてといふことで、窯元や飲食店等の常連客を呼び戻すための支援策はどのように考えているのかといふことでございます。

今回の熊本地震によりまして、建物の被害はもとより、先ほどから話がありましたように道路宅地、農地、山林等、多くの災害に見舞われました。今もなお地元の人でも、それぞれの地へ足を運ぶのもなかなか困難なところもございます。特に布田川断層帯を初め、家屋の被害が大きく、またその地域に足を運ぶのも、見るのも寂しい状況でございます。そういった状況でありますので、地域によっては、顧客の皆無、店舗の倒壊により営業閉鎖、また移転等も考えている人もおられると伺っております。天災とはいえども、本当に寂しい限りでございます。



お尋ねの件の、窯元、飲食店の常連客を呼び戻すための支援策はどのように考えているかという質問でございますが、もともとありました店舗等の地に常連客を呼び戻すには、まず道路の復旧とあわせて、同時に店舗も当然ながら順次復旧しなくてはなりません。ご存じのように、道路等におきましては、順次発注をさせていただいておりますが、これは先ほど言いましたように平成29年度までかかります。単年度だけでは復旧はできませんので、また店舗等につきましても、再開するには被害の状況によっては多大な資金と時間を要するところでもございます。

何分にも個人の営業される店舗でございますので、なかなか村がどうのこのじゃなくして、今現在は多くの企業は再建に向けた補助事業として商工会を窓口とした熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備助成事業、通称グループ補助金でありますけれども、を活用させていただいており、一日も早く復旧へと願っているところでございます。グループ補助金の申請は、現在のところ事業所71軒の方がグループ補助金の計画認定を受けておられ、申請者の被害総額は施設が約100億円、設備のほうは50億円となっており、現在のところ補助申請額の実情は約20億円になっております。今申し込まれている申請ですね。

このような状況の中で、常連客を呼び戻すのは現状では、今現在では厳しいところがございますが、まずはこのグループ補助金という制度を利用していただいて、窯元、飲食店の再建が望まれるというふうに思っております。

先ほど堀田議員の一般質問でもお話をさせていただきましたが、萌の里の仮設店舗、復興市場については、農産物の販売が第一の目的であります。萌の里の復旧・復興を願われていました人々が、常連客等を呼び戻す策としても、これを担っておるというふうに捉えております。

今回の地震により、地域的被害の大きい小森東にあります桑鶴地区には窯元が多分2戸だったと思っておりますけれども、あつて、飲食店や工房等が点在して、村内でも自然豊かな芸術の地域というふうに私は評価をしているところでもございます。今後、窯元や飲食店の常連客を呼び戻すための支援策として、萌の里と同様で、仮設的な店舗等を例えば別なところに構えることも一つの方策かもしれません、先ほど議員が言われましたように。萌の里の復興市場でも、萌の里がもとの場所において営業を再開されます。現在の復興市場の売り場面積の余裕が図られるかもしれません。

これは、地方創生加速化交付金を活用してやっておりますので、そういうことができるのか、もし許されるならば、認めていただけるならば、そのような場所を活用しながら、少しでも常連客が戻ってこられるような場所として提供していただけるように、村としても応援をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）桂議員。

○9番議員（桂 悦朗君）まとめます。

○議長（宮田勝則君）まとめますか。それでは、まとめてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、観光と商業となるとなかなか難しい点もございます。先ほど益城町の4車線化を村長言われましたけれども、益城町のほうでも、それを創造的復興じゃないと思っているんですよね。それを目指すためにあそこを4車線にする。要するに、実際言うたら被害が大きかったので、そこに道路が使えない状況になったから多分4車線にされたと、されるように県と話を、県のほうから多分来られたと思うんですが、そういうふうにしてされたと思います。

しかし、それから先というのは、今度商業、要するにあそこはスーパーとか病院とかいろいろあります。そういうところがそこに、またもとに戻ってきてそこで営業してもらえれば、今度は住民もまた戻ってくるんじゃないかなと。そういうふうにして整備して戻ってくると、多分計画の中に入れておられるんじゃないかなと。それが、創造的復興につながっていくというふうには私はこの前の話では捉えましたが。

本村でも、道路が狭いところがいっぱいあります。万徳地区なんかいったら、要するにもう狭くて、バスが通っていたんですが、あんな狭いところバス通っておったのかなというぐらいに狭いんですよね。しかし、万徳についても、ほとんどが全壊状況になっている状況で、今解体されて、かなりあいています。今のうちであれば少し道路を広げられるかなというふうにも思っておりますので、今後、そういうものもまた地域の人と話をしながら、地域づくりをしていけたらというふうにも思っておりますので、そういう面で、もし行政のほうから力をかけていただければ、そういうところで話をできればというふうにも思っておりますので、そして、村全体が創造的に復興する、要するに変わっていく、これはもうこの今じゃないとできないというふうに思いますので、そちらのほうに力を入れてもらって。

金がかかると思います。でも、金がかかるからそれはできませんと言われるなら、じゃ進むのかなというのもございますので、それは皆さん方、将来的にそれを子どもたち、孫たちに残すためには、今頑張らなくちゃならないかなというふうに思いますので、その点では、村長にはかなりの期待をしておりますし、それで頑張ってもらわないと西原村の復興はないというふうに思っておりますので、はい、ごますっています。

そういうことで、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 0時22分）

（午後 1時27分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号4番、7番議員、山下一義君、件数2件、発言を許します。

(7番議員 山下一義君 登壇 質問)

○7番議員(山下一義君) 7番議員、山下です。

宣告通知しておりました災害公営住宅建設と防災計画の見直しの2件について、村長に質問させていただきます。

私たちがいまだ経験したことのない未曾有の大地震から間もなく1年たとうとしております。今回の地震で、私たちが貴重な経験を体験いたしました。この事実を、今後の西原村の将来に向け頑張らなくてはならないと考えます。

また村長の方針、また経営理念であります安全、安心で災害に強い村づくりを目指さなくてはならないと考えます。

それで、最初の質問は、災害公営住宅整備内容について一括して質問いたします。

今や、仮設住宅等で生活を余儀なくされておられる住民の方々に、一日も早く災害公営住宅の建設や予定地、建設戸数、入居時期、対象者などの予定を知らせて、一日も早い安心をさせてやらなくてはならないと考えております。このことについて、村長の質疑を受けたいと思います。よろしく願いします。

○議長(宮田勝則君) 村長。

(村長 日置和彦君 登壇 答弁)

○村長(日置和彦君) 災害公営住宅の整備についてというお尋ねでございます。4つの項目の質問であるかと思えます。

まず冒頭に、現在小森の小森団地、要するに仮設住宅、あるいはみなし仮設住宅に入居される方々がおられますけれども、一応2年が期限となっております。そういうことでありますので、できるだけ早く公営住宅の建設を示して、入居者の方々が安心して、まずは入居していただきたいというふうに思っております。

やはり入居者の方々は2年、そしてまた3年、4年おったとしてもいずれは出ていかななくてはなりません。しかし、入居者の方々には、宅地の再生、住家の再建、その再建プランあるいは資金力の関係で厳しい方も少なくないというふうに思っております。

あそこに入居者の方々がおられるのは、ひとり暮らし、二人暮らしあるいは高齢者の方が約半数近くおられますので、そういった方々が先行きを大変不安視されているというふうに思っているところでもございます。

その自力で再建できないならばどうするかということで、入居者の方々も、じゃあ子どもが家を持っているので、子どもと一緒に暮らそうかと思っておられる方もおられると思いますけれども、果たして子どもさんから歓迎されるのか、そこもわからないということとあわせて、だったらばアパートに住もうかと言っても、家賃が五、六万円だったらば、年金暮らしだったら到底

生活も厳しいだろうということで、大変悩まされるだろうというふうに思っております。

だから、そういった方々が、例えば老夫婦がおられたとするならば、2年たったらどうするかと、夫婦の会話の中で話されることもあるかと思えます。子どものところにも行けないと、アパートも行けないと。お金は少しあるけれども、どうやって病気になるかわからない、どうやってけがするかわからない。先行きのことを考えたならば、どうしたらいいか大変悩まされるだろうと思えます。

地元のどこかの集落においても、地元の運営費等も出さなくちゃいけない。孫が来たならお小遣いもやらなくちゃならない。例えば学校に行くならば、ランドセルの一つも買ってあげたい、祖父として、祖母として。そういったことも考えられて、少しは蓄えも持っておらんと先のことが心配であるということで悩まされて、中には夫婦の会話の中でそういったことを言われて、もう俺たちの人生は終わりよという話もされるんじゃないかなというふうに思います。

その会話の中で、ここでは言えないけれども、みずから我が身を絶つと。その話はきのう、3月11日のテレビで流れておりました。東日本大震災のときに流れておって、自殺される方もかなりおられたと。災害公営住宅が建つのを待たなくて、亡くなられた方もおられたという話もテレビで流れておりました。何かしら、私どもの村も、まさしくそのようなことが起きないように心のケアに努めていかなきゃならないと強く思ったところでもございます。

そういったこともありますので、災害公営住宅の整備については、私は一般の方々の宅地の再生、住家の再建とあわせて、そういった方々に災害公営住宅を早くお示しして、安心させたいというふうに思っております。

お尋ねの、まずは建設予定地でございますけれども、災害公営住宅の建設地につきましては、住宅供給に適していること、あるいは敷地や周辺のインフラが整備されていること、権利関係から見て取得しやすい土地であることなどを考慮する必要がございます。

今のところ、山西地区と河原地区にそれぞれ1カ所ずつと考えております。山西地区は、村の土地であります種馬所周辺で建設するならばと、河原地区は河原団地周辺に建設できないかというふうに考えているところでございます。

しかし、今後用地交渉もお願いしなくてはなりませんので、できますならば議会だより「ゆうすい」には、この河原地区の村営住宅の付近と掲載するのは控えていただければありがたいと思えます。せめて山西、河原地区ぐらいいままでにしていただければというふうに思っております。

そういうことで、山西地区、河原地区、戸数はそれぞれ違いますけれども、建設したいなど。それとあわせて木造の仮設住宅がございますので、それも

土地も森林組合に相談しなければなりませんけれども、そこら辺もできますならば立派な木造の仮設ができておりますので、一部リフォームして、それも使わせていただくなればというふうに思っております。

それから、戸数の件でございますけれども、応急仮設住宅やみなし仮設住宅に入居されている方々へ、今後の住まいに関するアンケートや聞き取り調査を行いました。その結果、80世帯の方々が災害公営住宅へ入居希望を持っておられるようでございますので、現在はそれを基準に考えているところであります。

しかし、当初の住宅再建については、各集落の再生の過程やその後の状況の変化に伴って変更も考えられると思います。また、木造仮設住宅も先ほど申しましたように考慮し、今後、真に必要な戸数を検討してまいりたいと考えております。なお、建設後の維持管理や補修、空き家となった場合の利用方法、周辺地域とのコミュニティーの問題等、今後検討を要する課題も多くあると思います。

そういったことで、80戸だから木造の仮設住宅と合わせて80戸つくるのか、若干少な目につくってしないと、空き家が出たときのことを考えますと、その後の維持運営管理が大変厳しいところもございまして、若干少な目にして、もし入居者の方々がオーバーするようなことであれば、まずアパート等に入居していただいて、家賃の補助等をするならばというようなことも考えております。いずれにしても、再度入居者の希望を確認させていただいて戸数は決定したいというふうに思っております。

竣工の工期ということでございしますが、要するに応急仮設住宅入居期限内の竣工を目標としております。だから平成29年度、平成30年の7月ごろ入居されておられますので、それが一応2年の期限となっておりますので、それをめどに進めていくなればというふうに思っております。しかしながら、議員ご存じのとおり、地震後、建設需要が大きくなっておりまして、建設の建築業者不足の関係で若干建設の竣工がおくれることも少し懸念をしておりますので、できる限り今平成29年の当初予算で予算を計上させていただいておりますので、ご審議をいただきまして、竣工をできるだけ早くできるように、段取りをしながら進めていくなればというふうに思っております。

入居対象者でございますが、その趣旨から、災害により住居を滅失した方で、自力での住居の再建が難しい被災者が対象となります。公営住宅法に基づく国の建設費の補助を受けての建設となりますので、補助対象の要件が必要になってまいります。その要件としては、やはり先ほど言いましたように低所得者を優先と考えており、結果としては高齢者世帯が多くなるのではないかとこのように思っております。

それから、将来を見据えた建設を考えているのかという最後の質問であります。先ほど申しましたように災害公営住宅の入居者は高齢者が多いので

はないかと想定しておりますので、建設後は高齢者の方々やそのコミュニティーのあり方について配慮すべきと考えております。また、将来空き家となった場合の有効な活用策も考慮する必要があり、今後の移住、定住や少子化対策にも活用できる用途変更等の検討も必要となってくると思われま

す。なお、高齢者や子育て世帯に配慮した住宅仕様、交流できる空間の形成、交流拠点の形成も考慮する必要があるというふうに考えております。今、いろいろ述べましたけれども、単なる災害公営住宅として特化するだけでなく、その後の地域の活性化にも寄与できるような災害公営住宅ができればというふうに考えております。

多分にも、そのうち入居者の方々が、中には当面家を建てるにはお金が、資金力が足りない、あるいは子や孫が大学に行っておるので、大学を卒業したら金も要らるので、それから家を建てようと。その間だけ入居しようという方もおられるかもしれません。いろいろな方々が想定されますので、そこら辺は精査しながら今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）議員続けてください。

○7番議員（山下一義君）今の仮設住宅に入居されている一部の人たちにお話を聞いてみますと、やはり私が騒いでいたかもしれないけれども、隣の人からドンドンという、うるさいというような意思表示があったり、やはり小さい子どもさんがおると泣き声がうるさいというようにお話を聞きます。やはり今の仮設住宅に住んでおられる方々は、プライバシーに気をつけながら、不安を持ちながら仮設の生活をされておりますので、一日も早い建設をお願いしたいと思います。

それでは、2問目の質問に入りたいと思います。

次の質問は、防災計画の見直しについてであります。

村は、防災時の食料、物資等の補給に、防災対策としてコンビニあるいは量販店と協定を結んでおられます。しかし、今回の震災ではこの対策はうまく機能できなかったと私は考えます。なぜなら、私も14日の早朝に、店のほうに食料あるいは水等を買に行きました。しかし、16日の朝は電気も停電し、従業員の人たちも出勤できていない状況で、店のほうも災害に遭われ、大変な事態でありました。そんな中、今回の地震において、やはりそのコンビニとかには食料を求めて大勢の人たちが待っておられました。

こういうことも踏まえて、今後このような事態、あらゆる災害にも対応できる防災計画の見直し、対策の見直しが必要だと思います。

また、公民館が今大変な状況にあります。私たちは災害時の避難場所として防災訓練を行ってきましたけれども、今後集落避難場所の整備などの防災対策の強化をどのようにされるのか、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）防災計画の見直しについてということでございまして、まずは防災対策の強化と、水、食料、衣類。この2点ですかね。全部ですか。

○7番議員（山下一義君）全部です。一括でお願いします。

○村長（日置和彦君）今言われました量販店、その信号付近の量販店だろうと思いますけれども、今回の地震が想定外の大規模な地震であったということで、量販店自体が水もとまり、電気もとまり、その対応ができなかったということで、本当の協定を結んでも、こういった大地震のときには対応ができなかったということで、役に立たなかったということでありますけれども、そのほか西阿蘇酪農組合等からはパックの牛乳等もいただきまして、役場の自動販売機も震災時には全部あけて出してよいということは協定になっているので、全部使わせていただきまして、あとはコンビニあたりもそれぞれ住民の方がいち早くということで、みんな一斉に行かれて物がなくなったというふうな状況でもございました。少しだけ違うところに行けばあったかなと思いますけれども、村内のそういったお店は多分にも物がなくなってしまっておったんじゃないかなというふうに思っております。そういったことで、その協定を結んでもその効果が発揮できなかったんじゃないかなというふうに思っております。

現在、防災計画ということでありますけれども、今までの防災計画は風水害を想定した計画でありました。その風水害に対する部分の地域防災の計画の改定と、今後新たに地震を含めた計画の策定を行いたいというふうに考えております。今までの防災計画全てが想定外であったということでありますので、今回のような大規模地震に対応するための計画として、総合的に見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

熊本県も大幅な見直しを予定されておりますので、それも考慮しながら行いたいというふうに思っております。その際、当然ながら課題の整理も必要となってまいります。法令や上位計画に基づく見直し事項の整理等も必要であり、検討委員会や防災会議も数回開催する必要があると考えております。議員もご存じのとおり、従来より実施してまいりました発災対応型防災訓練は、今回多くの被災者を救出し、大きな成果を残したというふうに思っております。このことは自他認めるところでもあります。これからも消防団や地域の方々と一体となって連携しながら、こういったことも継続していけたらなというふうに思っております。

それから水、食料、衣類の確保ということでございますけれども、備蓄スペースや備蓄可能なものを考慮しながら、できるものは村のほうも備蓄をしてまいります。震災直後、避難所でその場をしのぐには、水と食料は絶対必要で欠かせないものでございますので、できる範囲内で備蓄しなければならないというふうに考えております。賞味期限等もございますので、それは期限の前年度はそういった防災訓練等に使用させていただいて、新しいものを購

入するという形で、繰り返しそういった形の訓練とあわせて備蓄をしていくならばというふうに考えております。

それから避難所体制でございますけれども、今回避難所体制につきましては、今回の地震での経験を教訓として、その体制についてマニュアル化や個別避難施設のマニュアル化を検討してまいりたいというふうに思います。ハード面では、学校の体育館の避難所としてよりよい利用が可能な改修を実施していきたいというふうに思っております。このことは国のほうにも要望しているところでもございます。その中でトイレのバリアフリー化もでございます。それから、空調設備もでございます。すぐ改修及び設置も財政的に厳しいと思いますが、これは今後何年かかけて検討する必要があるというふうに考えております。

それから、地域コミュニティーの再構築ということでございますが、地域のコミュニティーについては、今回の震災で大きな被害を受けた集落においても、できるだけ皆さんが元の集落に帰ってくるような集落の再生や地域コミュニティーの維持ができるようにと考えております。そのために村の財政的な負担はありますが、地域防災がけ崩れ対策事業、要するに地がけという事業でありますけれども、いち早く個人負担の無料化ということを発表させていただきました。今、多くの自治体がそのような方向に動いておるということでございまして、上益城のほうもそういったことで動いておるといような話もお聞きしております。

宅地再生と集落再生に向け、急傾斜地崩壊対策事業、県事業分でありますけれども、この防災がけ崩れ対策事業、あるいは大規模盛土滑動崩落防止事業等やそのほか財政的にも適切な事業を探しながら、補助金、交付金、そしてより有利な起債等の財源確保のために、国や県へ要望活動を継続して行っていきたいというふうに思っております。

被災された集落においては、今まで先祖代々その地に住み続け、集落を形成されてこられました。そして協力し合い、生活を営んでこられました。地域コミュニティーは、強いきずなで結ばれているというふうに思います。だから、今回の地震で、倒壊家屋から消防団と力をあわせて、地域の方々が力を合わせて多くの方を救出することができたと思いますので、そういった地域のコミュニティーは大事であるというふうに思っております。

集落が再生することは、地域コミュニティーの再構築につながるものと思っております。今申しましたように、地元に戻りやすい対策を講じてまいりたいというふうに考えております。しかしながら、集落での話し合いの結果、集落で移転等を希望される場合には、このことについても、村としてしっかりと支援していきたいと考えております。

防災計画の見直しの件でございますけれども、平成29年度予算で委託料600万円を計上させていただいておりますとおり、平成29年度中で計画を策定



したいと考えております。それから、毎年6月に実施しております防災会議でこの防災計画の見直しをすることは報告をさせていただきまして、この委託をしますので、ことし、平成29年度中にその計画を見直して、先ほど申しましたように単なる風水害の防災計画とあわせて、この大規模な地震災害等に対する防災計画も含めてやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○7番議員（山下一義君）まとめさせていただきます。

人間が生活していく上で最大重要要件は、衣、食、住が最も必要であり、今回の地震で、特に食と住に問題がありとして今回の質問をさせていただきました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮田勝則君）日程第2、議案第2号、西原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）議案第2号についてご説明いたします。

西原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。

西原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定することとする。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、西原村一般職の職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用される職員の給与の特例に関する事項を定めるため、必要な事項を定める条例を制定する必要があるとございます。これが議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りをしております別紙の西原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の概要でご説明をしたいと思います。この概要をお願いいたします。

まず内容につきましてですけれども、趣旨でございますけれども、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定める必要があるというものでございます。そのため、西原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定し、条例整備を行うという趣旨でございます。

今回の熊本地震の復旧・復興における職員不足への対応等も考慮しながら、この条例を制定するならというふうに考えております。

内容につきましてですけれども、国等の関係省令の内容により条例を制定するものでございます。地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条、4条、5条、6条等についてですけれども、地方公共団体の行政運営において最適と考える任用、勤務形態、人員構成を実現するための手段の一つでございます。本格的業務に従事する者として位置づけられており、相応の給与や休暇等の勤務条件が適用されるほか、3年ないし5年以内という複数年の任期が保障され得る制度でございます。

この法律の3条ですけれども、ここで職員の任期を定めた採用という部分ですが、専門的な知識、経験等を有する者を業務に従事させる場合、条例に定めるところにより任期を定めて採用することができるというものでございます。

4条ですけれども、期限を限って従事させることが公務の能率的運用を確保するために必要な場合に、条例を定めるところにより採用することができるというものでございます。

この法律の第5条では、その短時間勤務職員を採用することができるというものでございます。

法の第6条では、任期ですけれども、第3条で採用される職員の任期は5年以内、第4条、第5条で採用される職員の任期は3年以内というものでございます。

地方公務員法につきましては、職員の給与、勤務時間等については条例で定めるところでございます。

それによりまして制定する条例ですけれども、西原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例ということで、趣旨については法律に基づいた条例ということでございます。

この条例の中の第2条では、法の第3条第2項関係に相当する部分でございます。任命権者は、専門的な知識を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが、公務の能率的運用を確保するために必要であるときは、任期を定めて採用することができるというものでございます。

条例第3条につきましては、法の第4条関係に相当するものでございますが、職員を期間を限って従事させることが公務の能率的運用を確保するために必要である場合には、職員の任期を定めて採用することができるというものでございます。

条例第4条につきましては、法の第5条関係によるもので、短時間勤務職員の採用について定めるものでございます。

それから、オでございますけれども、第8条給与に関する特例のところですが、このように規定して任期を定めて採用された職員の給与月額については、西原村一般職の職員の給与に関する条例第3条第5項の規定を準用する

というもので、再任用給を基本に考えております。

施行期日につきましては平成29年4月1日ということでございます。以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第2号、西原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西原村村費負担教職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 塚元利文君 登壇 説明）

○教育課長（塚元利文君）議案第3号について説明させていただきます。

議案第3号、西原村村費負担教職員の採用等に関する条例の制定について。西原村村費負担教職員の採用等に関する条例を次のように制定することとする。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

西原村が目指している「生涯元気な西原づくり」実現のため、西原村立小中学校に通う児童生徒の学力向上等を目的として、村費による教職員の採用を行うため本条例の制定を行うものです。これがこの議案を提出する理由であります。

西原村では教育大綱において、生涯元気な西原づくりを教育目標に上げています。子どもから高齢者の方まで、生涯にわたってふるさとを愛し、大切にし、誇りに思う学習を進めているところでございます。村立の小中学校におきましても、子どもたちの健全な成長のため、さまざまな取り組みを行っているところです。今後、学習環境の変化により、子どもたちの学力低下などが予想される場合において、村費により教職員を雇用することにより、子どもたちが伸び伸びと等しく学習することができる環境の場を提供するためこの条例を提案するものであります。

議員各位におかれましては、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第3号、西原村村費負担教職員の採用等に関する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例の規定を改正する必要があるとございます。これが議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております西原村勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案の概要でご説明をさせていただきたいと思っております。

議案番号第4号の分ですけれども、まず条例改正の趣旨でございますけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴いまして、関係する条例の整備を行うものでございます。

主な内容でございますけれども、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正を行うものでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律関係でございますが、その中で今回のこの勤務時間条例については、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しということでございます。育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加えるというものでございます。

それから、もう一つの法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律関係におきましては、介護休業の分割取得、介護休業取得可能期間を3つの期間に分割して取得できることとするものでございます。

それからもう一つ、介護のための所定労働時間短縮措置、介護時間の新設でございますが、介護休業とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度を設けるものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行するというところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

主な内容の2番、（2）のところの1で、分割取得となっている3つの期間というのはどういう意味かがちょっとわかりませんので、それが一つということと、2の介護のための労働時間短縮処置ですかね。これ1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができるということは、6時間勤務というような格好で持っているのかなということで、お尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今の質問ですけれども、まず3つの期間に分割してというのは、今までは例えば1年間育児休業するとなると1回限りといいますか、一つの期間で終わると。今回可能となるのが、例えば1年にするとそれを分割して、3カ所の期間で取得することも可能だということでございます。それから、もう一つの1日につき2時間の範囲内ということですので、最高2時間は休業時間として取得することは可能ということになるということでございます。

ちなみに介護休暇、それから介護時間については無給となっておりますので、給与はカットということになります。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君、よございますか。

○8番議員（林田直行君）大体わかりましたが、となると1日の2時間の範囲内ということは朝晩1時間、1時間でも大丈夫というような感じですね。今

から介護者をするに当たったり、育児したりするときには、そういうやり方もいいということですかね、2時間以内で。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）2時間の範囲内でしたら可能というふうな解釈をしております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決いたします。

議案第4号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございますが、先ほどと同じですけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、関係する条例の規定を改正する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

ここからまた、皆様にお配りしております職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の概要で説明をさせていただきたいと思っております。

条例改正の趣旨につきましては、先ほどと同じ法律に基づきまして、その関係する条例の整備を行うというものでございます。

主な内容のところですが、ここも主な内容については、先ほどの条

例の分と同じになります。(1)ですけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律関係につきましては、この職員の育児休業等に関する条例のところで、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しでございます。育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子を加える、これも先ほどの分と同じでございます。

それから、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の関係については、この西原村の条例の非常勤職員の要件の緩和の部分で、部分休業の申し出ができる非常勤職員の要件を緩和するということで、養育する子が1歳に達する日を1歳6カ月に達する日に変えるというものでございます。

それから、その他のところですが、西原村一般職の任期付職員の短時間勤務職員の追加、この育児休業条例におきまして、先ほど制定可決をいただきました西原村一般職の任期付職員の短時間勤務職員もその対象にするというものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日施行というものでございます。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田君。

○8番議員(林田直行君) まことにすみません。勉強不足ですみませんが、これは主な内容の2番目の非常勤職員が1歳6カ月に緩和されるということで、一般職は大体どういうふうになっておるのかお尋ねいたします。

○議長(宮田勝則君) 総務課長。

○総務課長(西山春作君) 職員につきましては、既に1歳6カ月ということになっておりますので、非常勤職員も緩和して同じにすることです。

○議長(宮田勝則君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第6号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございますが、熊本県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に鑑み、職員の扶養手当等の改正を行うため、関係条例の規定を改正する必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

それでは、ここから皆様にお配りしております西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の概要で説明をさせていただきます。

まず、条例改正の趣旨ですけれども、熊本県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に鑑み、職員の扶養手当等の改正を行う必要があり、関係条例でありますこの職員の給与条例の整備、改正を行うというものでございます。

内容ですけれども、主な内容は、国及び県が行う関係省令の内容に準じて、村の条例を改正するというものでございます。今回熊本県の人事委員会におきましては、給与、それから給料、それから一時金につきましては、改定を行わないということでございます。ただ、扶養手当の改正につきましては、国の人事院と同じく改正を行うという勧告が行われております。

改正の内容ですけれども、扶養手当の改正がございまして、配偶者につきましては、現在1万3,000円の分が6,500円になるというものでございます。それから子どもは6,500円から1万円に上がるというものでございます。

施行期日ですけれども、平成29年4月1日からということでございますけれども、経過措置がございまして、平成30年3月31日までの間に段階的に金額を、激変緩和等もございまして、改正していくということが附則のところ経過措置で上げさせていただいているものでございます。

この表にございますとおり、平成28年度、これが現在ですけれども、この分が平成29年度には配偶者が減額されて、子どもが増額と。父母等につきましては、同額ということでございます。平成30年度においては、最終的に配偶者が6,500円、子が1万円という、段階的に改正を行っていくというものでございます。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)



○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第6号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第7号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございますけれども、こちらも地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴いまして、関係条例の規定を改正する必要がございますので、今回議案を提出させていただいております。

ここから、もう一枚ですね。皆様のほうに技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要というのをお配りしていると思いますので、そちらからご説明をさせていただきます。

まず、内容ですけれども、趣旨につきましては先ほどからご説明をさせていただいている法律に基づき、関係条例の整備を行うというものでございます。

2の主な内容の部分についても、内容については先ほどからご説明させていただいているとおりでございます。（1）の今回この条例に関係する部分が西原村職員、関連する部分で介護時間の追加に関する規定で、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例では、西原村勤務時間、休暇等に関する条例の一部に関連して、この介護時間というのを給与の減額対象の中に入れるというものでございます。勤務時間は、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給するというところに、この分も加えるということで追加を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田君。

○8番議員（林田直行君）何度もすみません。

ちょっとこの技能職のほうで減額対象ということではありますが、先ほど一般職の勤務は減額はあると言ったんですか。ないというような感じで聞きましたんです。ありますか。私の誤解でしたので。一般職も減額の対象になるとなれば納得ができましたので、どうもすみません。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第7号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は14日午前10時より議事日程第3号のとおり行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時38分 散会

第 3 号 ( 3 月 1 4 日 )

## 平成29年第1回西原村議会定例会会議録

平成29年3月14日、平成29年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成29年3月14日（火曜日） 議事日程第3号

- |       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 8号 | 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第 2 | 議案第 9号 | 指定管理者の指定について（西原村青少年の森）             |
| 日程第 3 | 議案第10号 | 平成28年度西原村一般会計補正予算（第10号）について        |
| 日程第 4 | 議案第11号 | 平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について   |
| 日程第 5 | 議案第12号 | 平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について     |
| 日程第 6 | 議案第13号 | 平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について  |
| 日程第 7 | 議案第14号 | 平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 8 | 議案第15号 | 平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について    |
| 日程第 9 | 議案第16号 | 平成29年度西原村一般会計予算について                |

1、応招議員 (10名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 3 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 3 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

|         |           |
|---------|-----------|
| 議会事務局長  | 吉 田 光 範 君 |
| 議会事務局書記 | 坂 園 まゆみ 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|        |        |
|--------|--------|
| 村長     | 日置和彦君  |
| 副村長    | 内田安弘君  |
| 教育長    | 曾我敏秀君  |
| 総務課長   | 西山春作君  |
| 企画商工課長 | 高本孝嗣君  |
| 教育課長   | 塚元利文君  |
| 会計管理者  | 中村義光君  |
| 税務課長   | 佐藤光弘君  |
| 産業課長   | 海東義朗君  |
| 住民課長   | 藤吉昌也君  |
| 保育園長   | 園田久美代君 |

午前10時00分 開議

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第8号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○税務課長（佐藤光弘君）おはようございます。議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、西原村税条例の一部を改正する必要があります。これが議案を提出する理由であります。

内容については、本日お手元に配付しております条例の概要資料をごらんください。

西原村税条例の一部改正を第1条、第2条に分け、第1条で西原村税条例（昭和39年西原村条例第14号）の一部を改正し、第2条で西原村税条例の一部を改正する条例（平成28年西原村条例第15号）の一部改正になっております。

この改正の主な内容としましては、第1条で個人住民税借入金等特別控除の適用期限を平成33年12月31日まで延長すること、第2条で軽自動車税のグリーン化特例の1年延長、軽自動車税の環境性能割に係る規定の整備及び未施行の条例の規定を整理することが主な内容です。

施行期日は第1条が平成29年4月1日からの施行です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。



これより本案を起立により採決します。

議案第8号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第9号、指定管理者の指定について(西原村青少年の森)を議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 説明)

○企画商工課長(高本孝嗣君) おはようございます。議案第9号につきまして説明いたします。

議案第9号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村青少年の森。

指定管理者の所在地、阿蘇郡西原村大字小森3261番地。

名称及び代表者、西原村商工会会長内田敏則。

指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

提案の理由。

西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例(平成17年西原村条例第6号)第4条の規定に基づき、西原村青少年の森の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がございます。

これが議案を提出する理由でございます。

これは、公共の施設の管理を効果的に利用を行うために、民間の能力を活用し、住民サービスの向上、経費の節減を図ることを目的として、平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、同年9月から施行されたところであります。これを受けまして、平成17年から県の施設、平成18年度から市町村の施設が随時指定管理者の制度を導入している状況でございます。

西原村青少年の森につきましては、平成18年度から指定管理者の制度を導入いたしまして、平成18年4月1日から西原村商工会を指定管理者に指定し、現在まで施設の運営管理を行っていただいているところでございます。

ご存じのように、昨年の熊本地震により、青少年の森も未曾有の災害に遭い、営業ができない状況にはなりましたが、電気代、電話代、浄化槽などいような維持管理費は当然ながら現在もかかっております。次年度におきましても、維持管理費についてはかかってまいります。また、次年度におきましては、青少年の森の再建に向けて復旧・復興を行う計画でありますので、西

原村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条で公募によらない指定管理者の候補者を選定ということで、現在指定しております西原村商工会に引き続き指定管理委託をお願いするものでございます。

どうぞよろしくご審議方お願いいたします。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、西口君。

○5番議員（西口義充君）西口です。

前回の常任委員会の折に、企画課長からこの話がありましたけれども、指定管理者に関しては問題ないんですけども、今回被災を受けております。その中で、今回指定管理者を商工会にしたいということで確認をとったのかと聞きました。いや、まだとっておりませんというような返事でしたので、その後の確認はどうなっているのか、企画課長、お願いします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）確認というよりも一応商工会とはずっと協議しながら、運営が開始するまでは維持管理として村が行うという条件の中で、指定管理者については承諾をいただいているところでございます。ただ、再開のめどについては、はっきりまだしておりませんが、そのことについては、商工会と協議しながら、再開のめどがつかしました段階で維持管理についてもそこで打ち切りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）じゃ、はっきり商工会のほうからの引き受けますというお言葉はまだ……（「いただいております」の声）いただきましたか。確認とりましたか。（「はい、最初からいただいております」の声）いや、この前の常任委員会の折には、そのような話ではなかったと思っているんです。

○議長（宮田勝則君）ただいまの質疑は確認がとれているということですので。

（「はい」の声）ようございますね、企画課長。（「はい」の声）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第9号、指定管理者の指定について（西原村青少年の森）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第10号、平成28年度西原村一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) おはようございます。それでは、議案第10号につきましてご説明をいたします。

議案第10号、平成28年度西原村一般会計補正予算(第10号)。

平成28年度西原村の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億9,131万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億2,973万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加、廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、個人番号カード関連事業53万6,000円、地方創生拠点整備交付金事業1億1,847万4,000円、庁舎等災害復旧事業460万円、西原村復興プラン策定事業1,330万円。

4衛生費、1保健衛生費、災害廃棄物処理等事業9億9,150万1,000円。

5農林水産業費、1農業費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業825万円、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業25億2,428万7,000円。

項2林業費、公団造林育成事業855万円。

7土木費、2道路橋梁費、がけ崩れ対策事業12億861万3,000円。

8消防費、1消防費、デジタル防災行政無線同報系システム整備事業5億326万3,000円、防火水槽撤去事業69万円、消火栓設置事業23万1,000円。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、農地等災害復旧事業4億2,345万8,000円。

項2 公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業5億3,000万円、公営住宅災害復旧事業1,813万5,000円。

項3 文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧事業3,540万7,000円、項4 その他公共施設・公用施設災害復旧費、風の里キャンプ場災害復旧事業6,557万3,000円。

7 ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。第3表を読み上げます。

1、追加。

起債の目的、17、一般補助施設災害等事業債（地方創生拠点整備交付金事業）です。18、公共土木施設災害復旧事業債（道路橋りょう災害復旧事業・単独）、19、文教施設災害復旧事業債（公立学校施設災害復旧事業・単独）、20、その他公共施設・公用施設災害復旧事業債（風の里キャンプ場災害復旧事業）、21、その他公共施設・公用施設災害復旧事業債（その他公共・公用施設災害復旧事業・単独修繕）、22、災害対策債（益城嘉島西原環境衛生施設組合負担金）、限度額、上から4,530万円、3,740万円、350万円、6,550万円、710万円、2,130万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上げ償還もしくは低利に借換えすることができる。

その下になります。

2、廃止。

起債の目的、9、農林水産業施設災害復旧事業債（農地等災害復旧事業）、16、公共事業等債（都市防災総合推進事業）、限度額、1,413万円、750万円。

8 ページをお願いいたします。

3、変更でございます。

起債の目的、4、緊急防災・減災事業債（デジタル防災行政無線同報系システム整備事業）、5、災害援護資金貸付金（災害援護資金貸付事業）、7、災害対策債（災害廃棄物処理等事業）、8、公共土木施設災害復旧事業債（道路橋りょう災害復旧事業）、10、文教施設災害復旧事業債（公立学校施設災害復旧事業）、11、その他公共施設・公用施設災害復旧事業債（庁舎等災害復旧事業）、12、緊急防災・減災事業債（災害支援システム構築事業）、15、公共事業等債（がけ崩れ対策事業）。

補正前でございます。限度額、5億320万円、1,750万円、22億7,550万円、3億4,330万円、2,000万円、1,070万8,000円、1,900万円、5億3,320万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年3.0%以内（ただし、利率

見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

右の補正後でございます。限度額、4億8,990万円、990万円、21億1,870万円、3億2,660万円、1,740万円、1,090万円、2,550万円、3億2,480万円、起債の方法、補正前に同じでございます。利率、補正前に同じでございます。償還の方法、補正前に同じでございます。

続きまして、歳入歳出補正の主なものについてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。決算見込み等により予算の増減を行っております。

款1村税、項1村民税、個人、法人合わせて2,093万円の増額補正でございます。

項2固定資産税、目1固定資産税1,845万4,000円の減額補正でございます。

12ページをお願いいたします。

中ほどちょっと下になりますが、款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金1,050万円の増額補正でございます。一般財源分が250万円の減額、社会保障財源分が1,300万円の増額ということになっております。

13ページをお願いいたします。

上から2つ目ですが、款10地方交付税、項1地方交付税1億9,000万円の減額補正でございます。経営体育成支援事業の繰り越しによる特別交付税の減額でございます。

中ほどになりますが、款12分担金及び負担金、項1負担金、目4災害復旧費負担金1,616万1,000円の減額補正、農地等災害復旧費負担金の減でございます。

14ページをお願いいたします。

14ページの中ほどからですけれども、款14国庫支出金、項1国庫負担金、一番下になりますが、目3災害復旧費国庫負担金3,305万1,000円の減額補正、道路橋りょう災害復旧費負担金の減額等でございます。

15ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金1億5,705万5,000円の減額補正でございます。災害廃棄物処理事業補助金の減額等でございます。

その下のほうになりますが、目6総務費国庫補助金5,042万7,000円の増額補正でございます。地方創生拠点整備交付金の増額等でございます。

16ページをお願いいたします。

上から2つ目ですけれども、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金3,757万7,000円の減額補正でございます。災害救助費県負担金の減額

等でございます。

17ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、県補助金の目3農林水産費県補助金3億383万8,000円の増額補正でございます。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金の増額等でございます。

その下、目4災害復旧費県補助金2,874万7,000円の減額、農地等災害復旧費県補助金の減額補正等でございます。

下のほうになりますけれども、目7土木費県補助金5億6,919万8,000円の減額、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金の減額でございます。

18ページをお願いいたします。

中ほど下になりますが、款17寄付金、項1寄付金、目1指定寄付金2億7,986万6,000円の増額補正でございます。災害復興復旧寄附金の増額等でございます。

下になります。款18繰入金、項1繰入金、基金繰入金4,508万3,000円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金の繰り入れのための増額でございます。

19ページをお願いいたします。

中ほどからになりますが、款21村債、項1村債、目2公共事業等債2億1,590万円の減額、がけ崩れ対策事業分の減額等でございます。

目4教育・福祉施設等整備事業債4,530万円の増額補正でございます。地方創生拠点整備交付金事業分でございます。

一番下になりますが、目6災害復旧事業債8,026万2,000円の増額補正、道路橋りょう災害復旧事業及び風の里キャンプ場災害復旧事業等分でございます。

20ページをお願いいたします。

目7歳入欠かん等債1億3,550万円の減額補正でございます。災害廃棄物処理等事業の減額及び益城嘉島西原環境衛生施設組合負担金の増額でございます。

次に、21ページから歳出でございます。

歳出につきましても、不用額等の減額と、また追加を行っております。

23ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費2億7,755万円の増額補正でございます。災害復興基金積立金による増額等でございます。

24ページをお願いいたします。

中ほどですけれども、目13青少年の森管理費1億1,930万1,000円の増額でございます。キャンプ場の管理棟新築、キャンプ場のロッジ改修工事等の増額補正でございます。

一番下になりますが、目15震災対策費7,212万1,000円の減額補正ござい

ます。地方自治法による災害派遣職員関連の減額等でございます。

28ページをお願いいたします。

28ページの中ほどになりますけれども、款3民生費、項1社会福祉費、目7介護保険推進費1,604万5,000円の増額補正、介護保険特別会計への繰り出し等でございます。

29ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費1,155万4,000円の減額補正、児童手当減額等でございます。

31ページをお願いいたします。

31ページの中ほどからですけれども、項3災害救助費、目3熊本地震災害救助費3,571万1,000円の減額補正でございます。被災者住宅応急修理工事の減額等でございます。

32ページをお願いいたします。

目4震災対策費1,024万5,000円の減額補正、災害援護資金の災害援護資金貸付金の減額等でございます。

中ほどになりますけれども、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1,719万6,000円の減額補正でございます。国民健康保険特別会計繰入金の減額等でございます。

34ページをお願いいたします。

目7震災対策費3億826万2,000円の減額補正、災害廃棄物処理業務及び被災建物等解体・撤去等に伴うものでございます。

36ページをお願いいたします。

36ページの中ほど下になりますけれども、款5農林水産業費、項1農業費、目11震災対策費3億9,207万5,000円の増額補正でございます。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金の増額等でございます。

38ページをお願いいたします。

上から2つ目ですが、款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、村道維持補修工事等1,522万円の減額補正でございます。

その下になりますが、目2道路新設改良費1,023万2,000円の減額補正でございます。

39ページをお願いいたします。

39ページの上段になりますけれども、目4がけ崩れ対策費7億7,753万7,000円の減額補正でございます。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等の減額でございます。

45ページをお願いいたします。

45ページの中段になりますけれども、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年度農地等災害復旧費5,376万8,000円の減額補正でございます。農地等災害復旧工事等の減額でございます。

その下になります。項2 公共土木施設災害復旧費、目1 現年度災害復旧費5,200万円の減額補正、道路橋りょう災害復旧工事等の減額でございます。46ページをお願いいたします。

上から2つ目ですけれども、項4 その他公共施設・公用施設災害復旧費、目1 その他公共施設・公用施設災害復旧費6,557万3,000円の増額補正、風の里キャンプ場災害復旧工事の増額でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番議員、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

39ページ、がけ崩れ対策費、この辺の説明をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）がけ崩れ対策の減額補正についてでございますか。

（「はい」の声）全員協議会のごときにご説明したかと思っておりますけれども、崖地の場合は高さが3m以上ということで、いろいろ制約といいますか、2戸以上なくてはならないし、また下にインフラ等の施設がないとだめだということで、また次年度に回しますと、率はその前の全協のほうでもご説明したかと思っておりますが、率のほう、村長の答弁にもありましたけれども、平成28年度がいい場合と平成29年度がいい場合というのがありまして、今回の場合、他の事業に大規模盛り土造成の滑落防止の拡充事業部分に回すということで、県とも打ち合わせをして今回減額をしてあるところで。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）説明ありがとうございます。

このがけ崩れの金額よりも内容的なものが自分たちが何回聞いてもちょっと難しいなと思っているんですけども、こちらのほうの説明というのは、ちゃんと一般の村民の方々にわかるようになっていきますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）一回これも申し上げたかもしれませんが、なかなか現在コンサル等で調査をしておりますけれども、2戸以上ないとだめということで、家を建てられないと該当しませんので、その辺で、また4月ぐらいからだったかな、いろいろ説明とかそういうのをするようなことはお伺いしておりますけれども、今現在相談のほうにもお見えになっておりますので、全ての方が3m以上あれば該当するというわけではございませんので、また説明会のほうを実施していくんじゃないか。すみません、そちらは復興推進室のほうでちょっと今担当しておりますので、多分していくと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。



7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）18ページなんですけれども、指定寄付金で、ふるさと納税寄附金、これのところで差し支えなければ、その明細を、詳細をできますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ふるさと納税につきましては、指定寄付金と今回新たに災害復興復旧寄附金ということでございまして、平成28年度におきましては、指定寄付金のほうのふるさと納税ではございまして、災害復興復旧寄附金というふうな形で全部とらせていただいております。

この額が現時点で6,218万1,000円入っております。内訳といたしましては、委託を、委託というよりも、各市町村がふるさと納税の受け付け事務を行っていて、6市町村行っておる部分が大体1,900万円ほどございます。熊本県が窓口となっております部分が690万円ほどあります。直接西原村に寄附を持ってこられたり、申し込みをされたところが3,627万円ほどございます。内訳といたしましては、そのような状況でございますので、よろしいでございましょうか。

○議長（宮田勝則君）山下議員。

○7番議員（山下一義君）その3,620万円の内訳は、明細はできないわけですか。どこから幾らかとか企業さんのどこが幾らとか、個人、誰が幾らとかは出てきませんか。差し支えがあればいいですけれども、言わなくても。

○議長（宮田勝則君）今のは企業情報であったり、個人情報とかがありますので、慎重にお答えください。

企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）例年でございましたら、個人で入ってこられることと、ことしは特に工業団地を抱えております大手の企業さんから多額の寄附金をいただいております。特にせんだって規模拡大をされておる企業さんにつきましては、会社みずから、社長みずから、3,600万円のうちの3,000万円近くがその企業からいただいているような状況でございます。以上でございます。詳細につきましては個人情報になりますので、控えさせていただきます。よろしく願いいたします。（「はい、わかりました」の声）

○議長（宮田勝則君）9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂でございます。

36ページ、お願いしたいと思いますが、この震災対策費として3億9,207万5,000円のプラスになっているんですが、その中で震災復興対策、緊急ですか、その中で震災復興緊急対策経営体育成支援事業補助金ということで出ておりますが、少しちょっと説明をしてもらっていいですか。そしてその後また聞きたいと思います。よろしく願いします。

- 議長（宮田勝則君）産業課長。
- 産業課長（海東義朗君）今回、村長の一般質問の答弁の中にもありましたかと思いますが、一応約300名、平成28年度で。そして700項目につきまして、今回は不足する分につきまして補正をお願いした分です。以上です。
- 議長（宮田勝則君）9番、桂君。
- 9番議員（桂 悦朗君）それで、これ、多分農業倉庫とかそういうところだと思いますけれども、農業をされる、続けるところがつくっておられるというふうに思いますが、ちょっと悩んでいる方もおられるし、わかっていない方がおられるところもあると思うんです。自分ところはつくられるんだろうか、つくられないんだろうかと。農地はあるけれども、今まで農地は貸しておったとかそういう人たちもおるんですね。そういうの、家を解体したりされているところもあると思うんですが、そういうところは何か相談を受けたとかそういうのはありませんか。
- 議長（宮田勝則君）産業課長。
- 産業課長（海東義朗君）今度3月何日までだったかな、締め切りますよということで、もうほとんど毎日いろいろご相談に来られています。実際施工されていて見積もり等またこちらから要求したりとか写真がないですよとか、いろいろそういう相談もありますけれども、できるんだろうかというようなご相談もほとんど毎日カウンターのほうに相談に来ておられる。以上です。
- 議長（宮田勝則君）9番、桂君。
- 9番議員（桂 悦朗君）実際今回かなりの被害を受けておられますので、皆さん方、少しでもそういうもので建てられればという気持ちで多分来られていると思うんですね。そういう面ではきちんとした説明をどこかでされたのかなという、私も何かそういう心配しておったものですから、ちょっと質問させてもらったんですが、地域によっては、そういう方がおられるところもあるということで、もうちょっと皆さん方に農業されるか、されないかというのは、今後西原村にとっては大変問題になるというふうに思いますので、きちんとしたところで皆さん方にお伝えを願えれば、手続とかそういうものもどうしたらいいかわからないという人もおられるようですので、そこらあたりを今後やってもらいたいなど。
- いろいろな手続がありますので、その中でわからない点というのはいっぱいあると思うんですね。これだけじゃないと思いますから、その点ではよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上でございます。
- 議長（宮田勝則君）産業課長。
- 産業課長（海東義朗君）その件につきましては、村長の答弁にもありましたように、今までは6月から12月までずっと集落割り等をしまして、個人面談でずっと説明はしてきたところですが、やっぱり若干漏れている方があるのではないかとということで、さらに文書を出して、今窓口にご相談に来ら

れているところだとは思いますが。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

産業課長に今の関連でちょっとお尋ねしますが、そういう申請をされて、いざ建てようとして計画をされておりますが、事業年度が平成28年度か平成29年度かというような感じで、どっちにどうなっているんだろうかというような感じで、施工業者さんもお願ひされる農家の人たちも、そういうところがわからないというか、やっていいんだろうか、早く言えば決定通知書というものですか、ちょっといろいろ私も勉強しましたが、お金を借りるのにも、貸すところは、そういう通知書がないと余り貸したがないというような感じがあるみたい、確約というというか、それがないといけないというような感じもありますので、その年度というか、決定通知書といいますか、おたくは平成28年度の事業でやります、平成29年度の事業でやりますというような、予算関係はそういう感じで出ていますので、やっぱりそういうところをはっきりしないと、施工業者もいざ材料発注しても、金がいつ来るかわからん、払えない、そういうトラブルが出てきはしないかなど。農家にしても、そういうお金を借りるのにも四苦八苦するというような感じがありますので、そういうところは今現在どうなっているのかなど。きょう朝もちょっとお伺いされた人もおりますので、私もそこのところをはっきり、答え切れなかったというところもございますので、どうか説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）すみません、私の解釈としては、先ほど言いましたように約300名の方につきましては、既に着工されたりとか、平成28年度ですよというようなことで、多分担当のほうで、経済系のほうで区切ってしませんと、繰り越しても払い下げがないというようなことになりますので、そのまだわからないという方、ある程度書類もいろいろ不足する部分については、今担当のほうで農林水産省とか県とかから、夜まで頑張って、ここ足りませんよとかいう部分もあってそろえて、平成28年度分については、今どんどん進めているところでございますので、その辺はもう経済系のほうとしては分けてあると思いますので、もしわからないということがあれば、経済系のほうに問い合わせただければ、はっきり分けていると思いますので、その辺はよろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）8番議員、林田君。

○8番議員（林田直行君）経済系のほうにお尋ねをすれば、はっきりすることはわかりますが、通知というのが、先ほど言いましたように、決定通知ではありませんが、おたくはそれでいいですよというような感じの何かお

示しというか、役所はよくそういったところがありますので、そういうのがあれば、みんな安心するけれども、大体どうなっているのか、補助はあるけれどもというような感じが見受けられます。何しろ、今しておくかどうかになる、基礎だけでもしておくといいというような話が、施工業者も農家はわからないからと言われますから。そういうところがはっきりしていないのかなというような感じを聞きましたので、みんなそういう申請はしているけれども、いつからしているのかどうかというのがちょっとわかっていないので、その通知というのは今までやっていなかったということですね。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）申しわけありません。通知に関しては、ちょっと私も関知しておりません。自分も申請しているんですけども、自分はもう平成29年度でということをやっているものですから、ちょっとその辺は、申しわけありません、関知しておりません。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時03分）

（午前11時13分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

産業課長より答弁がありますので、産業課長の答弁より行います。

○産業課長（海東義朗君）先ほどの質問で、決定通知は出したのかということ、現在経済系のほうでも、農林水産省、国のほうに交付決定申請をずっとしておりますが、2回目までは交付決定が来たということで、そういう人につきましては、一部交付決定通知を出しているということでございます。

あと、3回、4回目ぐらいが3月中ぐらいに来るのではなかろうかということで、大体申請者の8割の方につきましては、平成28年度で見ているということで、確実には、本当にどっちだろうかという方は、担当のほうに確認していただくほかないというようなところで、よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）林田議員はございますか。

○8番議員（林田直行君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上君。

○2番議員（村上高志君）46ページの風の里キャンプ場災害事業に対しての工事の内訳をちょっと教えてもらえませんかでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）災害の内訳でございますけれども、これは、キャンプ場につきましては、地方創生拠点整備交付金ということと、それと今ありました災害の事業費でございます、この2本立てでキャンプ場のほうは復旧・復興をしているところでございます。

今お尋ねになりました部分につきましては、災害によります復旧・復興でございまして、この内訳につきましては、現在キャンプ場施設の中に道路関係と水道施設、そういったものについてが災害復旧工事のほうで、こちらのほうでしていくということであります。

金額的には、水道施設が、下のほうに出の口のところからキャンプ場まで上まで上がっているんですけども、それが崩壊によりまして壊れております。その復旧費が大体3,500万円ほどかかっております。それと、もう一つ、先ほど言いましたように道路関係、管路関係もありますけれども、道路とキャンプ場内の施設が地割れして崩落しております。その復旧が大体1,500万円ほどかかっております。その他設計管理あたりをこちらの中で歳出ということでございまして、そういった状況でこの予算を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかにございませんか。

4番議員、中西君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

6ページの消火栓関係に関連してよろしいですかね、議長。

○議長（宮田勝則君）はい、許します。

○4番議員（中西義信君）消火栓の取り崩しの予算が出ています。場所もわかっております。東光石油のところにある消火栓の解体だと思っておりますが、実は、これは道路拡張に伴ってできる事業でありまして、喜ばしいことではあると思っておりますが、手前のCIMさんですかね、とも会話をしましたところ、あそこに、実は自主的に防火水槽をつくっておられます。前回、火事的时候も、あのおかげでリサイクル店が、火災があったときにもえらく助かったことを記憶していますが、今回の道路拡張に伴って、引っ込むに当たって、つくらなくてもいいという話をされていると言われてまして、できるならばつくる方向がよかったのではないかと思ひまして、ここで出ておりましたものですから、今ここに答弁とまでは思ひませんが、確認はしてほしいなと思ひて一言言ひました。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時18分）

（午前11時20分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を総務課長に求めます。

○総務課長（西山春作君）消防関連からすると、消火栓等水利があれば、それは個人さんがつくられた分ということですので、個人さんの判断というふうになると思ひます。確認はしてみたいと思ひます。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）すみません、再度言いますけれども、確認のお願いといたしますか、会話をした際、CIMさんの役員の方が、担当の方からつくらなくてもいいと言われたから助かっていますと言われましたものですから、そこら辺のことをもう一度、できればあったほうがいいのかなと思うだけで、地域としても消火栓があるということは悪いことではない。どういう理由で立てられたか、もともと知りませんが、実際あったわけですから、この道路拡張に伴って引っ込むに際し、つくらなくてもいいと言われましたから助かっていますというお話をいただいたから、きょうやっています。そこら辺の会話は、もう一度やってほしいなと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）桂です。

先ほどの私が質問した問題なんですが、村長のほうにお伺いしたいんですが、いいですか。

実際、見積もりを出されて、牛舎とかそういうものを建てようとしたときに、最初の見積もりを出されて、その後、今業者さんがどんどん値上げしているような状況になってきています。私たち、家を建てるにしても、今かなりの金額になってきているんですね。大きな建物を建てられれば、それに対して2割、3割と高くなってくれば、本人さんの負担になるということになっているので、最初は、9割負担ということだったんですが、県が負担するということになっておったんですが、それが本人さんたちの負担がどんどん大きくなってきているということをちょっと聞いて、そういうものは制度的に何かできないかなと。

県のほうに何かそういうものを言ってもらってでも、要するにこれは県のほうもわかっておると思うんですね、そういうふうにして今値上がりしているんじゃないかなということ。というのは、業者さんがいないので、どうしてもやっぱり高くなるということなんですよ。そこらあたり、村長の答弁をいただきたいんです。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）確かに資材の高騰、人件費の高騰ということで、家を建てる建築関係もかなり高くなってきておると。普通の住家におきましても、坪70万円、80万円とかということでかなり高くなってきているということは、全体的にそういう傾向がございます。それも人件費等が上がっておりますので、どうにかならないかということでございます。

当初、皆さん方も見積書を出されたということであって、平成28年度着工するところもどうにかならんかということは、今何回も言っております。しかし、平成28年度においてはちょっと厳しいんじゃないかなろうかという答えが返ってきております。平成29年度の事業にする分は、上がるかもしれないと

いうことを伺っております。平成28年度分は、多分にも厳しいんじゃないかなろうかなという話は伺っております。このことも、担当に聞けば、何回も言って、そういう話が幾つもあるそうです。だから、どうにかならんかということで、県のほう、あるいは国のほうに話をしているけれども、今言いましたように少し厳しいという話でございます。

平成29年度につきましては、見積もりを出し直したら、できるかもしれないということでございますので、今のところはそういうことです。

○議長（宮田勝則君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今言われましたが、平成28年度、これは今実際言ったら決まっているような状況であるということだろうと思うんです。平成29年度にもう1回出し直せば、何とか考えられることもあるということですね。確実になるということじゃないわけですね。

そのようなことであれば、しかし、今から先復興していくために、農家の皆さん方も多大な負担を、やっぱり今後かけて、費用をかけてやっていこうという考えを持って今からされるわけですから、そこらあたりを村としても、県としてもやはり考えてほしい。要するに、熊本は、今農業が大半あるわけですから、その農業が元気づかないとなかなか経済もよくなるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうところに力を少しでも入れてもらえればいいのではないかなと。復興も早くなるんじゃないかなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いしておきます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田君。

○8番議員（林田直行君）林田です。

17ページの県補助金のほうで、熊本県の熊本地震復興基金交付金が211万4,000円ということになっておりますが、大体これは何のあれで県は来たのですか、ちょっと説明をお願いします。17ページ、総務費県補助金。復興基金、どういう用途というか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）これは、熊本県の復興基金交付金でありまして、地域水道施設復旧事業ということで、今事業が終わっている小野水道、桑鶴水道組合、それから農家の自力復旧支援ということで、小規模災害復旧事業で村から補助している分ということの合計でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口君。

○5番議員（西口義充君）29ページ、これは歳出で、歳入では17ページの震災対策費ですけれども、地域支え合い事業業務委託料、17ページでは事業補助金ですけれども、これが減額になっているんですけれども、このいきさつをちょっと、内容的なことがわかりませんので、情報を知らせていただきたい

と思います。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

地域支え合いセンター、今仮設住宅の道路の入り口にありますが、そちらのほうの委託を社協のほうにお願いしております。当初予算で組んでおりました予算に対しまして、3月までの支え合いセンターの執行見込みに対しまして、どれだけあと3月までかかるかということで、予算措置のほうを支え合いセンターのほうと協議をさせていただきまして、ことしについては不用額が出るということで減額補正でございます。

歳入につきましても、全額補助金ですので、歳入に対して歳出を払うという形ですので、100%の補助金に対しましての今回の予算ということになっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第10号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第10号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第11号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○住民課長（藤吉昌也君）議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,496万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,900万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。



7ページをお開きいただきたいと思います。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、1 療養給付費負担金2,298万3,000円の減額補正でございます。これは、1月に療養給付費の補助金の負担金の交付申請を行います。その申請で行った金額の確定による減額補正でございます。

7ページの、その下になりますが、国庫支出金、項2 国庫補助金、1 財政調整交付金1,017万4,000円の増額補正でございます。内訳としまして、普通調整交付金が1,299万3,000円の減額補正、特別調整交付金が2,316万7,000円の増額補正となっておりますが、これも2月に調整交付金の交付申請のほうを行います。それに伴います、仮の算定ではございますが、その金額の確定額による金額で補正のほうをさせていただいております。

3 災害臨時特例補助金1,596万1,000円の減額補正でございます。当初、保険税と医療費の減免分につきましては、国のほうはここで全額見るということではございましたが、予算の都合、この1,596万1,000円につきましては、特別調整交付金のほうで今回は入ってきております。実際減額されておりますが、丸々入ってきているという状況でございます。

款の4 療養給付費等交付金、項の1 療養給付費等交付金、1 療養給付費等交付金2,787万3,000円の増額補正でございます。これは、退職者の医療給付費に伴います社会保険診療基金のほうからの交付でございます。最終決定は3月末になりますが、今回2月末の変更決定による額で増額補正のほうをさせていただいております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

款6 県支出金、項2 県補助金、目1 財政調整交付金1,500万円の増額補正でございます。これにつきましても、先ほど国の財政交付金と一緒にございますが、交付申請額による増額補正でございます。

続きまして、款7 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、2 保険財政共同安定化事業交付金2,595万6,000円の減額補正でございます。これは、保険財政安定化を図る目的で、保険の国保連のほうに納付金のほうを納めております。国保連のほうからの最終の歳入見込み額による減額補正でございます。

8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金1,176万3,000円の減額補正でございます。節2 財政安定化支援繰入金につきましては、法定内繰り入れの確定による減額補正でございます。

4 その他の繰り入れにつきましては、今年度につきましては、3月の見込みまで予算を計上いたしまして、不足が生じる見込みがないということで、一般会計の繰り入れにつきましては、今年度は必要なしと判断し、1,000万円を減額したところでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出につきまして、ご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

9 ページの下のほうになりますが、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費1,554万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、本年度支払い見込みを算出したしまして、一部は熊本地震による減免負担額の増に伴いまして、増額の補正をさせていただいております。

10ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、1 一般被保険者高額療養費1,300万円の減額補正。

2 退職被保険者高額療養費150万円の減額補正でございます。これにつきましては、3月までの支出見込み額を考慮いたしまして、減額補正をしております。今年度につきましては、減免申請等があり、高額療養費につきましても、一部保険給付費のほうで支払いをしておりますので、減額が大きくなっているという状況でございます。

続きまして、保険給付費、出産育児諸費、1 出産一時金253万4,000円の減額補正でございます。これにつきましては、一般会計のほうから出産した分に対しまして4分の3の補助をいただいておりますので、これにつきましては出産する人間が少なかったということで減額補正をしております。1件、今出産一時金につきましては、42万円のほうをお支払いしておりますが、今回は国保のほうは出産が6名ということで、減額をさせていただいております。

続きまして、11ページでございます。

共同事業拠出金、1 共同事業拠出金、1 高額共同事業拠出金208万円の増額補正。

2 保険財政共同安定化事業拠出金、マイナスの1,236万円の減額補正でございます。これにつきましては、国保連合会より請求額のほうに負担金として納めます。連合会のほうから今年度最終見込み額が来ておりますので、それに伴います補正でございます。

12ページをお願いいたします。

款11諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、3 償還金1,699万円の増額補正でございます。これにつきましては、昨年度、平成20年度療養給付金の実績報告に伴います返還額でございます。

12 予備費、1 予備費、1 予備費2,894万3,000円の減額補正でございます。これにつきましては、予備費を全額財政のほうに充当させていただいておりますことによる減額でございます。

以上でございます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

すみません。訂正をお願いいたします。読み間違いがあったということで、最後の12ページの償還金で、「平成20年度」ということでお読みしたということですが、「平成27年度」療養給付費の負担金の返還でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番議員、堀田です。

まずは、10ページの高額療養費についてご質問いたします。

今回多額というか、減額がありますが、これは多分高額認定ということで療養費というふうで支払ったということで減ったと思いますが、高額認定される方と、後で払われる方の割合というのはどのくらいか。

それと、あと1点、今高額療養費というのが非常に問題ですけれども、今その高額療養費に係る疾患、どういった疾患がそういう高額療養費のウェートを占めているか。2点お伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

高額療養費の償還と現物給付といいますか、その割合につきましては、すみません、割合的には把握しておりませんが、いろんな手続上、償還で払うということになると、外来高額、要するに70歳以上の方が最低月額負担が8,000円でございます。その方につきましては、現物給付で払っておりますので、償還という形になります。それと、あと高額療養費につきましても外来の高額ですね。外来で医療費が上がった分につきましては、70歳以下の方につきましても償還でお支払いしているという状況でございます。

それと、疾患につきましては、申しわけございませんが、割合についてはまだ把握しておりません。

○議長（宮田勝則君）1 番議員、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）以前で言いますと、やはり透析の方、または心臓疾患、そういう循環器疾患が多かったのではないかと思います。把握されていないということであれば、また後ほどということによろしいです。

それと、あと、11ページになりますけれども、はり・きゅう費が、これも減額されておりますが、これは、以前に比べて利用率というのは伸びているのか減っているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

近年でしたらば、利用率についてはほとんど変わりません状況でございます。本年につきましては、はり・きゅうにつきましては、やはり震災の影響で減っております。これは、後期のほうも減額させていただいておりますが、施術師、益城町とか大津町とか、一番多かったのはやっぱり益城町ですので、益城町のはり・きゅうの施術院が被災しているということで、実際減っている状況でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第12号、平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○住民課長(藤吉昌也君) 議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)。

平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,071万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,962万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

6ページの真ん中ほどになりますが、款の3国庫支出金、1国庫負担金、目1介護給付費負担金296万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては、補助金の変更申請に伴います減額補正でございます。

3国庫支出金、2国庫補助金、1調整交付金776万4,000円の減額補正でございます。これにつきましても、変更申請に伴う減額補正でございます。

6災害臨時特例補助金475万7,000円の減額補正でございます。これにつきましては、補助金、当初は保険料の減免等一部負担の減免につきまして、この補助金で入ってくる予定でございましたが、補助金額の申請額の10%を災害の特例補助金、10%につきましては特別調整交付金で見ると。1月、3月分の保険料の減免につきましては、平成29年度で見るということになりまして、今回475万7,000円の減額補正でございます。

4支払基金交付金、1支払基金交付金、1介護給付費交付金838万7,000円

の減額補正でございます。これにつきましても、変更申請によります。これは支払基金、社会保険のほうから出ますが、減額補正でございます。介護給付費における交付割合は、給付費の28%ということで、今回変更交付により減額されております。

続きまして、7ページをお願いします。

款5 県支出金、項1 県負担金、1 介護給付費負担金1,177万1,000円の減額補正でございます。これにつきましても、補助金の変更申請に伴います減額補正でございます。

続きまして、款6 繰入金、1 一般会計繰入金、1 介護給付費繰入金157万7,000円でございます。これにつきましては、一般会計のほうから法定内繰り入れ、一般会計のほうにも予算措置させていただいておりますが、最終支払い額を見込んで、村のほうから12.5%で繰り入れのほうをお願いしている金額でございます。

2 その他の一般会計繰入金1,475万9,000円でございます。今回、一般会計の予算にも上げさせていただいておりますが、一般会計より法定外繰り入れ1,500万円を増額補正させていただいております。理由といたしましては、負担金につきまして1月までの給付費及び1月から3月までの給付費を想定して、1月に負担金交付申請を行いますが、地震の影響で想定以上に給付費の支出額が伸びたことと、利用料の負担減免等の支出も伸びたことにより、歳入に不足が生じることになり、法定外繰り入れをさせていただきました。

一応給付費が伸びたということで、平成29年度に精算を行いますが、国庫負担金で408万円、県支出金で1,298万円、支払基金より1,164万円の追加交付が平成29年に見込まれます。歳入が確定次第、一時的に一般会計のほうから法定外繰り入れをお願いしておりますので、一般会計に戻すという形をとらせていただきたいと思います。

歳入については、以上でございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

2 保険給付費、1 介護サービス等諸費、1 介護サービス等諸費1,415万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、今後支払い見込み額を計算いたしまして、追加の補正をさせていただいております。

9ページをお願いいたします。

保険給付費、1 高額介護サービス等費、1 高額介護サービス等費500万円の減額補正でございます。熊本地震による利用料の免除によりまして、これにつきましても高額介護サービスで支払うんじゃなくて、請求のほうは上の介護サービス諸費のほうで支払っておりますので、500万円の減額補正という形になります。

2 保険給付費、4 特定入所者介護サービス等費、1 特定入所者サービス等

費290万円の増額補正でございます。これにつきましては、施設サービス利用者の低所得者における負担限度額認定申請により、今後の支払い見込み額により増額補正をさせていただいております。

10ページをお願いいたします。

これらの財源充当としまして、予備費を3,184万5,000円充当させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

震災に関連して介護認定が大分ふえたのかなと思って、確認、お伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

介護認定につきましても、昨年度3月よりも約30件から35件ぐらい、その月でバランス違いますが、大体35件ぐらいの介護認定の増になっております。

○議長（宮田勝則君）4番議員、中西君。

○4番議員（中西義信君）わかりました。

心配していたのは、実は質問そのものもまとめて聞こうかと思っていたことがあります。それは、国保、介護、後期高齢全部含めて、震災に当たってどれぐらい、金銭的な部分に関しては助成といいますか、国からの分がありますから、そんなには心配しておりませんでしたけれども、やっぱりエコノミー症候群じゃありませんけれども、いろんな体験をされて、弱られた方がふえてこられるのではないかということからこの質問を、それぞれ国保、介護、後期高齢、全て医療にかかる方々がふえてこられているのではないかという危惧がございまして、まとめて質問しようかと思っていたんですけれども、それぞれ違いますから、今ここだけしたんですけれども、そういったことがわかれば、後期高齢のときにも言っていただければ助かります。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）関連でございますが、国保、後期につきましては、医療費の減免という形でございます。実際、当初2月までの災害関連の方については、言い方は悪いんですが、無料で病院に行けるということで、後半になりまして、正直言いまして、医療費のほうが上がっております。駆け込みじゃございませんが、大分そういう話は実際聞いておりまして、医療費のほうも、後半戦と言うとちょっと言い方がおかしいんですけれども、1月、2月ぐらいの医療費がちょっと上がってきている状況です。

ただ、医療費につきましても、今年の9月まで医療費免除という形に今も

う各国保保険者のほうには通知しておりますので、それで実際どうなっていくかを今後推理していきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）先ほどの中西議員の質問にのりますけれども、今回、震災によって介護保険、かなりの方が介護認定がふえたと、私の感覚では自覚しておりますが、これを抑制する、健康保険、介護、全てにおきますけれども、やはり医療費を抑えるというところでは、その前の予防というのが非常に大事かと思えます。その予防に携わるのは、やはり保健師ということになるかと思えますが、このあたりの保健師との震災後の連携、このあたりはどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）震災後、数多くの保健師さん、いろんな部分で災害支援のほうに来ていただいております。そのおかげで、いろんな手当てと言うとおかしいんですけども、いろんなことで支援ができたふうには思っております。

ただ、健康保険の受診率のほうも、例年と比べますと下がっておる状況でございますので、今後、地域支え合いセンターのほうとも、包括のほうともいろんな支援をしながら、うち、社協、包括、支え合いセンターということで、介護はもとより医療のほうにつきましても連携のほうをさせていただきたいと考えております。

なかなか、すぐ数字にあらわれるものではございませんが、議員さん方が言われるような継続的な支援というか、そういうのがやっぱり大事だというふうに思っておりますので、今回震災があったことにより、今まで以上に各機関方面の支援のほうを協力体制でやらせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論がないようですので、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 0時07分)

(午後 1時00分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き、午後の会議を再開します。

日程第6、議案第13号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○住民課長(藤吉昌也君) 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,644万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,824万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、1特別徴収保険料1,371万7,000円の減額補正、2普通徴収保険料195万5,000円の減額補正でございます。これは、主には熊本地震による保険料の減額申請に伴うものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、3療養給付費繰入金77万7,000円の減額補正でございます。これは、後期高齢者医療給付費負担金の額の決定により、減額の補正でございます。歳入については以上でございます。

歳出についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、1後期高齢者医療広域連合納付金1,624万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては、広域連合に納付します保険料負担の見込み額の減額及び療養給付金の負担の確定による減額補正でございます。

款5予備費、項1予備費、1予備費20万7,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくご説明いたします。



○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 1時06分）

（午後 1時06分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議案第14号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第14号につきましてご説明いたします。

議案第14号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）。

平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億1,436万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,187万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

4 ページをお願いします。

第2表地方債補正。

起債の目的、地方公営企業災害復旧事業債（西原村中央簡易水道事業熊本地震災害復旧工事）。

補正前。限度額2億1,850万円、起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

補正後。限度額1億6,360万円、起債の方法、補正前に同じでございます。利率、これも補正前に同じでございます。償還の方法、これも補正前に同じでございます。

5 ページをお願いします。

第3表繰越明許費。款1水道事業費、項1営業費用、事業名、西原村中央簡易水道事業熊本地震災害復旧工事、金額2億2,474万4,000円、合計も同じでございます。

8 ページをお願いします。

歳入予算でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料800万円の減額補正でございます。これにつきましては、5月分につきましては全額免除をいたしております。これまでの収入実績に基づき減額するものです。

款4国庫補助金、項1国庫補助金、目1水道事業費国庫補助金、節1災害復旧費補助金3億5,265万6,000円の減額補正。災害査定による国庫補助金額確定による減額でございます。

款6村債、項1村債、目1災害復旧事業債、節1地方公営企業災害復旧事業債5,490万円の減額補正でございます。災害復旧事業費変更に伴い、起債借入額の変動による減額でございます。

9 ページをお願いします。

歳出予算です。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節3職員手当100万円の増額補正につきましては、職員2名の災害査定準備、夜間工事等の時間外勤務手当でございます。節11需用費、光熱水費100万円の減額補正につきましては、電気代請求実績に基づく減額です。ポンプの停止期間があったためと思われます。節15工事請負費の220万9,000円の減額補正につきましては、予定しておりました村道工事等が中止となり、単独工事分の減額でございます。

目2災害復旧費、節14使用料及び賃借料300万円の減額補正につきまして

は、熊本地震に係る応急復旧時の配管材料等賃借料として組んでおりましたが、実績に基づく減額補正でございます。節15工事請負費 3億7,618万円の減額補正。12月議会におきまして、6億2,600万円の補正予算をお願いいたしました。宮山水源地より基準値を超えるアルミニウムが検出され、給水後も飲用不適としておりました。ろ過器を設置し、基準値内になったところで飲用として給水を行ったところであります。その後も、宮山水源地におきまして原水の追跡調査を続けておりましたところ、基準値内に数値が落ちつきましたので、災害査定に新たな水源地及び建屋を申請するか、宮山水源地に急速ろ過器等の設置、いずれかを予定しておりましたが、災害査定には申請を取りやめたための減額でございます。また、秋田原水源地におきましても、2号井が被災し、新たな水源のボーリングを申請予定でしたが、カメラ調査等の結果、補修で対応するようになったための減額補正でございます。節16原材料費200万円の減額補正、これも熊本地震に係る応急復旧時の材料費ですが、実績により減額補正であります。

項2 営業外費用、目3 積立金、節25 積立金1,337万6,000円の減額補正につきましては、当初、基金繰入金と同額を見込んでおりましたが、熊本地震災害復旧時の起債及び国庫補助金対象外の負担を除き、取り崩した基金へ再度積み立てるための減額補正であります。

項3 予備費、目1 予備費に500万円を残しております。

以上でございます。審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明は終わりましたが、村長より補足説明をしたいということでありますので、補足説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）実は、12月定例会で議員の皆さんがゆうすいを出されておられます。水道関係ですけれども、移転されてももともと村営水道利用者であれば加入金は必要ないが、それ以外は加入金が発生するというので、これも間違いじゃございませんが、ちょっと誤解を招くなということ、もともと水道加入金はその土地についておった権利であって、その方が移転した場合は加入金が発生するというのでございます。

私が当時、答弁したのは、もともと村営水道のところだったならば加入金はそのままでよろしゅうございますけれども、小森水道、万徳水道あたりの方々がそういった村営水道に加入されれば、もちろん加入金が要りますということで答弁したところでございます。別なところに移転した場合は、土地について加入金が発生します。

もちろんその土地にメーターもつきますので、加入金が発生するというのでありますので、例えば布田の方が万徳に来られた、万徳の方が布田に来られたときには新たな加入金が発生するというのでございますので、ちょっと誤解を招くようなところがございましたので、ここだけは訂正させて

いただくというか、ゆうすいを見る限りは、それ以外は加入金が発生するというので、どちらともとれるような感じがしましたので、訂正というか、改めて発言をさせていただきました。桂議員の質問のときでした。

そういうことでありますので、発言したこと自体は、私は間違っておらなかったなというふうに思っておりますけれども、何かしらちょっとわからんところがございますので、また何かあれば質問していただければというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

今、村長の答弁からすると、地区を移動したときには何か加入金が要ると言われたけれども、いわば万徳水道にかたっておって、布田に行って、今度は村営水道にかたったときには要るんですよ。そういうことですよ。何か今聞いたら、逆に言ったら、布田から万徳に来たときに、村営水道があったときには、要するにその人はよかわけですよ、同じ。いかんと。村営水道同士でもいかんの。そうだったんですか。それ、ちょっと確認します。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）村営水道の加入金は、その土地についているそうです、そこに建ったところの土地に。だから、そこに加入金として発生する。メーターもその土地にありますので、村営水道の方が今度は違うところに行って、また村営水道だったときは加入金が別に発生するというので、今、産業課のほうで調べたところはそういった答えだったということでございます。だから、万徳水道、小森水道が村営水道のところに行ったら、もちろんこれは要ります。村営水道から村営水道に直ったときは要るということです、水道のほうの解釈は。あと1回、うちのほうもそれでいいのか、うちの水道はそうっておるけれども、それが果たして加入金はまた再度取っていいのかを調査いたしますけれども、一応そういう形になっておりますので。

○議長（宮田勝則君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）小森水道の場合は多分それをやってないからか、逆に小森水道から小森水道に移られたと。そこでなるときには多分発生してなかったと思うんですよ。村営水道の場合は、移ったときには、要するにこれは権利金ですよ。その土地についておる権利金なんです、これは。

（「加入金」の声）加入金ですか。

うちの場合には加入金及び権利というか、その権利も発生しておると思うんですよ。だから、小森の場合には移ってもそこには要らないということになっておったんですが、じゃ村の場合は違うということですか。それは、きちんとしてもらわないと、今回、住宅を移られるということになれば、その人たちに対しては今度発生するということですよ。そういうところはき

ちんとした形で皆さん方に伝えてもらいたいなというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）産業課長より詳細の説明をいたします。

○産業課長（海東義朗君）実は、私も当初は村長の意見と一緒に、加入金があれば、同じ村営水道であれば大丈夫かなと思ったら、担当のほうから、そんなことをすれば加入金を一度払った人が、村営水道のほかの土地で、またそこにも、そこにもとなる場合も出てくるわけですね。小屋のほうは小屋のほうで、家のほうは家のほうでとなると、1回加入金を持っていけば何カ所にも水道ができるということであるので、一応土地に加入金がついているというふうに担当のほうから聞いております。（「メーター器につき加入金と思えばいいですか」の声）そうです。

○議長（宮田勝則君）ただいまの件につきましては、執行部のほうに、議長より、最終的な答申は住民に知らせるよと議会に報告するようお願い申し上げます。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決いたします。

議案第14号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第15号、平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。西原村。

あけていただきまして、1ページをお願いします。

平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度西原村工業用水道事業会計予算（以下「予算」とい

う。) 第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予算額、補正予算額、計の順で説明いたします。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益、1,876万3,000円、マイナス284万円、1,592万3,000円。

第1項営業収益、1,090万円、マイナス176万円、914万円。

第2項営業外収益、786万2,000円、マイナス108万円、678万2,000円。

第3項特別利益、1,000円、0円、1,000円。

支出。

第1款水道事業費用、1,876万3,000円、マイナス2,840万円、1,592万3,000円。

第1項営業費用、1,383万2,000円、マイナス132万円、1,251万2,000円。

第4項予備費、448万円、マイナス152万円、296万円。

平成29年3月8日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

2ページをお願いします。

平成28年度工業用水道事業会計補正予算(第2号)説明書。

収益的収入及び支出。

まず、収入につきましては、款1水道事業収益、項2営業収益、目1給水収益、節1料金収入、水道使用料が176万円の減額補正でございます。これは、工業団地内企業使用水量の減によるものです。

項2営業外収益、目4雑収益、節1雑収益、企業負担金につきましても、使用水量減に伴います108万円の減額補正でございます。

3ページをお願いします。

支出につきましては、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費、節1委託料18万9,000円の減額補正につきましては、震災によります電気計装設備保守点検未実施による減額補正でございます。

目3総係費、節1から4給与関係で95万円の減額補正につきましては、人事異動に伴う減額補正でございます。節10委託料でシルバー人材によります施設草刈りの減によります10万8,000円の減額補正。

項4予備費、目1予備費より15万2,000円の減額補正を行っております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明の訂正がございますので、産業課長より説明を求めます。

○産業課長(海東義朗君) 申しわけありません。

まず1ページでございます。

支出の部で、第1款水道事業費の補正予定額のところでマイナス284万円

を2,840万円と読んだということで、284万円の訂正をお願いします。

それから、3ページお願いします。

一番下の項4予備費、目1予備費、これを15万2,000円と申し上げましたが、マイナス152万円でございます。以上、訂正方お願いします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、平成28年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第16号、平成29年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、平成29年度西原村一般会計予算。

平成29年度西原村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ110億1,787万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入

れの最高額は、5億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

西原中学校自動体外式除細動器（AED）レンタル料。平成29年度から平成33年度まで。44万5,000円。

にしはら保育園警備委託料。平成29年度から平成33年度まで。156万円。

にしはら保育園自動体外式除細動器（AED）レンタル料。平成29年度から平成33年度まで。44万5,000円。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に読み上げます。

起債の目的、1、臨時財政対策債。2、公共事業等債（道路新設改良事業）。3、公共事業等債（災害関連地域防災がけ崩れ対策事業）。4、公共土木施設災害復旧事業債（道路橋りょう災害復旧事業・過補災）。5、公共土木施設災害復旧事業債（道路橋りょう災害復旧事業・過単災）。6、農林水産業施設災害復旧事業債（農地等災害復旧事業・過補災）。7、農林水産業施設災害復旧事業債（農地等災害復旧事業・過単災）。8、その他公共施設・公用施設災害復旧事業債（その他公共施設等災害復旧事業）。9、宅地耐震化推進事業債（宅地耐震化推進事業）。10、災害対策債（災害廃棄物処理等事業）。11、公営住宅建設事業債（災害公営住宅整備事業）。

限度額、1億1,200万円、2,260万円、4,670万円、1億5,660万円、2,000万円、620万円、970万円、940万円、9億9,000万円、5億3,480万円、3億2,000万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえするこ



とができる。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明をいたします。

まず初めに、歳入から説明いたします。

11ページをお願いいたします。

一番上からですが、款1村税、項1村民税、目1個人1億4,234万8,000円。目2法人4,113万1,000円。村民税合計で前年度対比9,753万5,000円の減となっております。

その下になりますが、項2固定資産税、目1固定資産税3億8,171万3,000円。前年度対比3,558万3,000円の減額でございます。

13ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金1億1,000万円でございます。前年と同額でございます。

14ページをお願いいたします。

上から2つ目ですけれども、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税19億3,900万円。前年度対比8億3,100万円の増額でございます。普通交付税3億6,400万円及び特別交付税4億6,700万円の増でございます。

16ページをお願いいたします。

上からですけれども、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2億1,510万7,000円でございます。障害者福祉費国庫負担金、児童手当国庫負担金等でございます。

下のほうの欄になりますが、目3災害復旧費国庫負担金3億1,333万4,000円。公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

17ページをお願いいたします。

上から2つ目の欄ですが、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金5億4,869万円。災害廃棄物処理事業費補助金等でございます。

その下、中ほどですけれども、目4土木費国庫補助金27億5,560万1,000円。宅地耐震化推進事業11億円等の土木費の補助金、災害公営住宅整備事業補助金の住宅費補助金等でございます。

18ページをお願いいたします。

下の段になりますが、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1億8,847万8,000円。災害救助費県負担金等でございます。

20ページをお願いいたします。

項2県補助金、目3農林水産業費県補助金5億5,836万円。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金4億8,300万円等でございます。

21ページをお願いいたします。

一番上からですが、目4災害復旧費県補助金4億9,012万6,000円。農地等災害復旧費県補助金でございます。

目7 土木費 県補助金 1億5,594万1,000円。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金でございます。

24ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金 4億3,000万円。前年度対比 3億4,000万円の増となっております。財政調整基金の 2億3,000万円、災害復興基金の 2億円でございます。

一番下になりますが、繰越金ですが、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金 8,000万円でございます。

27ページをお願いいたします。

款21村債、項1村債、目1臨時財政対策債 1億1,200万円。目2公共事業等債 6,930万円。目6災害復旧事業債 11億9,190万円。公共土木施設災害復旧事業債及び宅地耐震化推進事業債等となっております。

目7歳入欠かん等債 5億3,480万円。災害廃棄物処理等事業分となっております。

目8公営住宅建設事業債 3億2,000万円。災害公営住宅整備事業分となっております。

次に、歳出でございます。

28ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費 7,318万4,000円でございます。

29ページをお願いいたします。

中ほどからですけれども、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費 2億2,969万1,000円で、前年度対比 1,634万3,000円の減でございます。

38ページをお願いいたします。

38ページの下の方の段になりますけれども、項1総務管理費の目15震災対策費 2億8,821万1,000円。地方自治法による災害派遣職員給与等負担金などを計上しております。

39ページをお願いいたします。

39ページの一番下の欄になりますけれども、目17住宅復興費 20億8,000万円。災害公営住宅整備事業を計上しております。

46ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費 1億2,098万4,000円。前年比 427万4,000円の減でございます。

49ページをお願いいたします。

目4障害者福祉費 1億9,666万1,000円。前年対比 1,539万3,000円の増となっております。

51ページをお願いいたします。

中ほどですけれども、目7介護保険推進費 9,855万3,000円。前年度対比 380万2,000円の増でございます。

その下になりますけれども、目8後期高齢者医療費1億1,194万6,000円。前年度対比690万5,000円の増でございます。

52ページをお願いいたします。

中ほどですけれども、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費1億2,550万7,000円。前年度対比2,047万8,000円の減でございます。

その下になりますけれども、目2児童措置費2億3,019万2,000円でございます。前年度対比513万4,000円の増でございます。

58ページをお願いいたします。

上から、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億1,879万2,000円。前年度対比1,701万2,000円の減額でございます。

60ページをお願いいたします。

中段ですけれども、目3環境衛生費1億7,571万4,000円、対前年度比2,577万9,000円の増でございます。

62ページをお願いいたします。

62ページの一番下になりますけれども、目7震災対策費11億1,662万4,000円。災害廃棄物関連の経費でございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

69ページの中ほどになりますけれども、款5農林水産業費、項1農業費、目11震災対策費6億2,100万円。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金でございます。

次に、76ページをお願いいたします。

76ページの下の方になります。款7土木費、項2道路橋梁費、目4がけ崩れ対策費24億792万2,000円。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業及び宅地耐震化推進事業経費でございます。

その下になります。目5集落復興事業費1億円。小規模住宅地区改良事業及び都市防災推進事業に関するものでございます。

次に、77ページをお願いいたします。

中ほどですけれども、款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費1億5,266万5,000円。前年度対比115万7,000円の増となっております。熊本市への消防事務委託料が前年度対比64万5,000円の増となっております。

続きまして、99ページをお願いいたします。

中ほどですけれども、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費5億3,099万5,000円。農地等災害復旧工事、復旧事業に関するものでございます。

100ページをお願いします。

中ほどですけれども、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費5億200万2,000円。道路橋りょう災害復旧事業に関するものでございます。

101ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款11公債費、項1公債費、目1元金5億5,988万3,000円。前年度対比3億2,259万円の増となっております。

歳出は以上でございます。

103ページ以降は給与費明細書でございます。特別職、一般職の給与等を計上しております。

110ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を掲載しております。

111ページからは債務負担行為等の調書となっております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、議案第16号は歳入と歳出に分けて質疑をお受けしたいと思います。

初めに、27ページまでの歳入について質疑をお受けします。質疑ございませんか。

後ほど歳出並びに総括の質疑はお受けしますけれども、歳入に関しての質疑ございませんか。

暫時休憩します。

（午後 2時07分）

（午後 2時14分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第16号についての歳入に際しての質疑をお受けしております。質疑ございませんか。

4番議員、中西君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

この議案に入る前に、村条例の一部改正が先ほどありまして、その収入でどこらあたりに条例が改正されたら動きがあるのかなということがわからんかなと思って。収入が減るといふことでしょうか、条例改正を行って（「税条例のこと」の声）はい。行ったということは、新年度予算の税収が若干減る部分が出てくるのかなと。どこら辺に見えるのかなと。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）今回の税条例に関して、この予算のほうには影響しておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに歳入についての質疑はございませんか。

8番議員、林田君。

○8番議員（林田直行君）すみませんが、24ページの基金繰入金のことについてお尋ねします。

今年度は3億4,000万円ばかりの増額ということで、決算のほうでは基金の残高がわかると聞いておりますが、現在、大体どのくらいの基金というか積み立てをやっておられるのかが、ここではちょっとわかりませんので、できればご報告願うならと。どっちがいいかな。今でなくても後からでも、すぐは無理だと思いますので、後でも議員にお知らせ願うならと思っておりますが。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）わかりました。後でよろしいですか。

○議長（宮田勝則君）今、わかりますか。提示できますか。

会計管理者。

○会計管理者（中村義光君）基金の残高でございますが、2月末現在で一般会計の基金の合計は18億1,211万9,000円となっております。そのうちの財政調整基金ですが、10億7,461万2,000円です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）坂本です。

17ページで、4番の土木費で、宅地耐震化推進事業補助金というものがございすけれども、西原村で断層とかそういったのがわかっているとかありますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）今の予算関係じゃありませんけれども、断層の位置ですか。

○3番議員（坂本隆文君）すみません。予算関係が11億円上がっております。これは、盛り土とかそういうのをされるという感じだったんですけれども、そのところで断層とかが入っている宅地とかがありはしないかと。そういう場合もこういうので対処するのかどうかをお聞きしたいんですけれども。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時19分）

（午後 2時20分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日置村長。

○村長（日置和彦君）断層は、大きな断層として布田川断層がございす。布田川断層上にも今まで家が建っておったということでございまして、今回の地震、震度7という地震でありますけれども、大学の先生あたりが調査なされて、震度7程度の地震の発生する確率は1,000年に1度ぐらいのパターンではなかろうかなと言われております。

それには、結局、布田川断層帯は大峯山が9万年前噴火して、西原から空港の台地までつくったというようなことで、布田の向こうの山の上は畑です

よね。あれからなだらかにあったということで、あそこは段差があって今60m下がったと。今回2m下がっておりますので、60mを2mで割ると30回、あのような地震が9万年かけて30回あったということで、30回を9万年で割りますと3,000年ということになりますので、計算上はそういった形であって、だから先生方も1,000年単位の地震ではなかろうかなということで、今現在はそこの断層の近くで家を建てることはできないということはおありませぬ。

そのほかに、今回新たに出ノ口断層、それから北向山断層が大切畑ダムの近くまでやってきておるといふことも言われております。今回の地震でその断層の爪跡が地表まで出てきておるといふことで、新たな断層があるということでもありますけれども、一番はやはり布田川断層帯ではなかろうかなといふふうに思っております。今のところ、先ほどお尋ねの件は、そこに家を建てることはできないということにはなっておりませぬ。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに歳入について質疑ございませんか。

5番議員、西口君。

○5番議員（西口義充君）24ページ、いつもこの議会の中でふるさと納税寄附金の話が出ておりますけれども、今回も予算を10万円ほど見てあります。納税災害復興復旧寄附金は1,000万円ほどありますけれども、10万円というのはどこから出るんですか。もうふるさと納税を諦めるのか、もうやめるのか、そういう金額じゃないのかというような感じがしてなりません。ほかの地域におきましては、やはり頑張っている地域もあります。

きょうの新聞にもふるさと納税が載っておりました。その中で、納税に対してのいろんな問題点もたくさんありますけれども、やはりするのか、しないのか。これは、このままでいくと本当にこの予算は何なのかという不安がありますけれども、企画は今後、どのようなことを考えておられるのか、ちょっと課長、お願いいたします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）先ほど平成28年度の補正の予算の中で申し上げましたふるさと納税につきましては、災害復興復旧寄附金に全部置きかえたということでございまして、平成29年度においても、そちらのほうの災害復興復旧の寄附金に計上させていただく予定でございまして。この10万円につきましては、あくまでも一応納税の当初の予算といえますか、それをそのまま計上させていただいておって、前年度並みの予算をただここに掲載しておりますけれども、これが一般的に災害の復興復旧の寄附金ではないということをおっしゃられた場合は、そちらのほうに歳入ということをお計上させていただいておる分でございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

また、1,000万円につきましては、一応例年もございまして、あくまでも西原村に対しまして災害に対しましてのふるさと納税寄附金ということで、

指定寄附金ということで、一応こちらのほうに計上させているような状態でございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）5番議員、西口君。

○5番議員（西口義充君）西原村は農村の村でありますね。やはりいろんな全国的な、西原村は特にカライモが有名でございますけれども、何かやる方法があるのじゃないかなと常に思っております。行政のほうで人が足りないのはわかっております。そこを何とか村のために、地域の農業の育成のためにも何らかのことを考えて、もっともっと西原村を知っていただくのも大事じゃないかなと思うんです。

災害におきまして、西原村は余り報道されませんが、やはりここはいろんな村長の考えがあつてのことであつたんじゃないかと思ひますけれども、やはり農産物におきまして、西原村は銘柄がありますので、情報発信は必要と思ひます。今後とも頑張つていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ありがとうございます。

西原村におきましては、ご存じのように甘藷、里芋、そういった根物の野菜が産物でございます、また畜産につきましても、やっぱりあか牛ということでございます。あか牛につきましても、牛肉についての取り扱いについても、1社だけ村内にあります畜産の企業と申しますか、そちらのほうから申し入れがあつてございまして、平成29年度におきましては、畜産でありますあか牛の取り扱いの今検討中でございます。これについては、直接、村が取り扱うんじゃないで、萌の里あたりを經由してその販売をするならというふうに検討させていただいております。

あと、西原村の産物と申しますとほかにも多々あるかと思ひますけれども、ただ窓口になっております販売店を一応、萌の里とミルク牧場、山田牧場、その他、たんぼぼですかね。そういったところをお願いした窓口業務をさせていただいております。

そのほか、いろんな産物を取り扱っていただくということで、幾分か相談をいたしておりますけれども、産物に対しましてのクレームあたりが来ましたときの対応もそちらのほうでしていただくような状態で、一応対応ということでお店のほうにもお願いはしておりますので、これから先も一応そういった方向でお願いをしていきたいということですが、なかなか拡大には至っていないと。販売産物の拡大には至っていないのが現状でございます。ただ、平成29年度からは牛肉の取扱店を萌の里を窓口にして扱っていくならというふうに検討はしているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに歳入についての質疑ございませんか。

それでは、次に歳出について28ページから最終ページまでの質疑をお受け

します。質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

34ページですけれども、本年度から当初予算で自衛隊家族会活動補助金として3万円計上していただきました。家族会の関係者の一人として大変ありがたく思っております。自衛隊家族会は全国の自治体にございまして、本村も40名ぐらいの会員がおります。自衛隊は、今、大変厳しい状況にありまして、PKO活動、PKOは5月に撤収しますけれども、安全保障関連法案の成立と、これから自衛隊隊員の確保が大変厳しく、気になるところでございます。熊本地震においても、本村は災害派遣として自衛隊が頑張っていたいただきました。私どもは、自衛隊の家族会は、自衛隊の後方支援として、これからも一生懸命自衛隊をサポートしていきたいと思っております。

ちなみに、本村からことしは4名の優秀な自衛隊員が入隊予定でございます。また、一昨年は航空自衛隊というふうな優秀な自衛隊員も誕生しております。自衛隊に大変ご理解ある自治体の首長として、よければ村長、一言お願いいたします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）自衛隊の皆さん方には、国内外と色々な多方面にわたって、特に私どもには災害救助関係で地震後も大変お世話になったところでございます。今回の3万円という少ない額かと思われまますけれども、予算をつけさせていただいたところでございます。この活動補助金、家族会でありますけれども、よその町村もされておるといこともございまして、いずれ早い段階でしなくちゃならないと。本来なら、もう少し早くするのが当然であったかもしれませんが、今回3万円の予算をつけさせていただきました。

今、議員が申されましたように、本村からもかなり優秀な隊員が西原村出身として出ていただいております。今後も家族会が中心となって、そしてまた自衛隊に入隊される方々の募集も兼ねた形でやっていただければありがたいというふうに思います。今回、3万円ということではありますけれども、今後の家族会の皆さん方が、上野議員さんが家族会の長は何というのかな、長をなされておるといことでもありますので、どうか今後ともよろしくお願いいたします。（「ありがとうございます」の声）

○議長（宮田勝則君）7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

67ページですけれども、青年就農給付金2,400万円上がっております。これは、1人当たり150万円の国からの補助がありますけれども、夫婦の場合、230万円ありますけれども、これの予算だと思います。

農業委員会として申し上げますと、大変今、西原村にも青年新規就農者、



これがふえております。特に、今現在では河原のほうに2名、新規就農が掲載されております。大変これはいいことだと思います。なぜならば、やはり西原村の河原の特に棚田、そういうところを今後維持していく上には青年就農給付金、あるいは新規就農者が非常に必要だと思います。特に河原のほうを見ますと、高齢化あるいは狭い農地、あるいは農地的に耕作不可能な場所もだんだんこれからふえると思います。

そういう意味で、こういう中山間の補助はありますけれども、そういうところに村としても何らかの補佐をしてあげないと、これから特に河原のほうはこういうふうな過疎化に対しまして農地が荒れ、耕作放棄地、そういうふうな面で非常に不備な面だと私は思います。ですから、この狭い農地でもっと収入が上げられるような何かそういうような手だてを今後、村としても補佐しながら、そういうふうな経営体事業につきまして補佐はできないか、今後、そういうようなところも行政のほうで何かお考えかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）確かにおっしゃいますとおり、青年就農給付金につきましては17経営体、20名の方の新規就農の補助でございます。新たな作物あるいは補助ということで、その上、66ページにもございますけれども、苗の補助とかいろいろこういうところを行っているところでございますが、ほかにいろいろ補助ということになりますと、こういう大変な時期でもございますし、今後、農業委員会のほうも平成29年度には改正されまして、活動推進委員という方も出てきますので、そういう活動の中で、できれば一緒に進めていただければと今のところでは考えているところです。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番議員。

○7番議員（山下一義君）1週間ほど前の新聞に、農業の中間管理機構、これを見まして、PTという組織が今立ち上がっております。これはどういうことかといいますと、やはり農地が狭い。特に河原の上あげ地区のような段々畑ですね。そういうところにも、今後、作物の収入を上げられるような、収入を上げて今の現状を保つような、そういうふうな組織改革が今なされております。国としましても、県としましても、そういうふうな施策を今とられております。ですから、一度行政としましても、そういうふうな内容を県のほうにも相談して、何かいい方法がないか検討してもらいたいと私は思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）求められていますけれども、執行部、何か今ので検討できますか。何らかの回答しますか。回答を求めますか。村長。

○村長（日置和彦君）山下議員、農業関係に詳しくて、農業をなされておるといことで、農業のことが気になってのご質問ということでございます。農業就農給付金、これはこれで新しい農業者の方々に元気を与えるんじゃないかな

ろうかなというふうに思います。ほかに何かないかということでもありますけれども、今の村の現状を考えますときに、単費での補助等は大変厳しゅうございます。何かの補助金等があれば、そういったところを模索しながら、こういうところがありますよということで補助対象になるようなことがあれば、担当課のほうで調べておつなぎをするならばと思いますので、当面はなかなか単費での補助等は大変厳しゅうございますので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下君。

○7番議員（山下一義君）7番議員です。山下です。

総合体育館のほうの予算の計上が上がっておりませんが、私も前日、災害防災に関する避難所に関しましては一般質問をさせていただいたわけですけれども、今後、仮設住宅等の、何年か先には撤去されると思います。その予定地として、防災を兼ねた総合体育館を兼ねたあその予定地です。そういうところを、村として今後どのようにあその予定地を考えておられるのか。今までどおりの防災を兼ねた総合体育館をつくる予定があるのか。あるいは予算計上、今後いろいろありますけれども、どういうふうな考えでおられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）これは予算じゃなくて政策的な問題ということで私のほうから答弁させていただきます。

4万8,000㎡、一昨年、買わせていただきました、総合体育館建設用地ということで。そして本来ならば昨年、造成工事に入るとということで国から社交金を2億円交付していただくということで決定をしておりました。ところが、昨年4月の地震によってその計画は延期ということにせざるを得ないということで、ごらんのとおり仮設住宅の用地となっております。

しかしながら、いずれは総合体育館も建設しなくちゃならないというふうに思っております。もう土地もあることだし、そういうことも踏まえてやっていきたいと思っておりますけれども、まずは我々は今何をすべきか。要するに、あそこに入っておられる方々が、家を建てるのに困難な方もおられますので、そういった方々の災害公営住宅を建設すること、そして、それぞれの、もともとの集落に帰って家を再建される方もおられると思っておりますので、そういったところのいろんな事業が先ほどから出ております。地がけ事業からいろんな事業が出ておりますので、そういった事業で宅地の再生、これは我々行政がやっていかなくちゃならないと。家を建てるのはそれぞれが建てられますので、そのことがまず最初ではなかろうかなというふうに思っております。

総合体育館建設も、体育館として利用する中で、避難所としても利用するというので、室内には軽い運動ができるような施設もつくと。そして、

常時飲料水のタンクをつくる。発電施設をつくって蓄電をする。あるいは防災倉庫をつくる。そして、ヘリポートをつくるということで、本来ならば早いときにできておるといふならば今回の地震に役立ったと思いますけれども、それをいつごろつくるかというのは今後検討してまいりたいというふうに思っております。今すぐは到底無理な話でございますので、そういった住民の方々が生活の拠点づくりをなされたときにするならばと。やはりこれは、地震はそう多くは来ないかと思っておりますけれども、風水害等いろんな問題がありますので、そういったことも考えながらやっていきたいと。

それに、もう一つは、熊本空港が防災の拠点空港ということでございますので、そこと連携した防災の拠点づくり、それをつくるならばというふうにも思っております。そしてまた、南海トラフ大地震があったときに、熊本空港が防災拠点空港であるならば物資の中継所としても活用できるような、そういったことも兼ねた総合体育館もつくるならばというふうに思っております。いずれにしても、やはり今後、何年か後にはそういった計画も、また再度お話をさせていただくならばというふうに思っております。

先月の初めだったかな、国土交通省のほうに参りました。これは何かのついでだったです。ついでに行き、私はその担当の方々のところに行ってきました。実は、社交金のほうはその前の一昨年前からいただいておりますので、このまま中断すれば、その交付金返納ということも考えられますので、これは一応中断して諦めてはおりませんと、いずれ、また再度お願いに伺いますということだけは申し上げてきました。担当の方も、もちろんわかっておりますということでございましたので、そのうちには何年か後には、総合体育館建設の話をごさうさん方にまたお示しをしていきたいと。そして、私が言う完全復興は総合体育館ができたときというぐらいはまりでいきたいなというふうに思っておりますので、またその節は、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに。

1 番議員、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番議員、堀田です。

有害鳥獣、70ページに関連して質問したいと思います。

今回の震災で人間はかなりダメージを受けました。しかしながら、有害鳥獣、鹿、イノシシですね。今回の震災で耕作を放棄せざるを得なかったところということで、我々の河原の近所も家のそばまでイノシシの足跡が縦横無尽に我が物顔で走っております。

今回、有害鳥獣対策補助金ということで、捕獲隊に30万円、鹿捕獲補助金36万円、イノシシ198万円等、鳥獣被害対策実施隊活動補助金1万2,000円と、鳥獣被害対策補助金に5万円ということで計上してありますが、幾つも項目が分かれておりますが、その内容といいますか、多分、捕獲隊というのは猟

友会あたりに対する補助金が30万円だろうと思いますが、鹿とイノシシに分けて、捕獲補助金と書いてありますが、その内容というのをちょっと教えていただけませんか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）有害鳥獣対策に対しましては、1番目の捕獲隊と書いてあります30万円につきましては、おっしゃるとおり猟友会への補助でございます。その次の有害鳥獣（シカ）捕獲補助金につきましては、一応補助金額がそれぞれ違いまして、鹿につきましては1頭1万2,000円掛ける約30頭分見込んでおります。これは、平成28年度当初に見込んでいた頭数でございます。それから、その下のイノシシでございますが、捕獲補助金につきましては1頭当たり1万1,000円掛ける180頭を、これも平成28年度に予定していた頭数です。これもどんどん頭数がふえてきておりまして、去年は職員のほうもそうですけれども、猟友会の方たちも被災されまして、猟銃の保管場所だったりとか、大変猟友会の方たちも困っておられました。猟銃を警察に預けられた方もいらっしゃるというふうな話も聞いております。

それで、やはりおっしゃるとおり苦情はどんどん出ているというお話も聞きながら、何とかできる、罾でもかけられる方はいらっしゃいませんかとお願いをして、やっとならぬ罾のほうをにかけていただきまして、三十数頭だったかと思いますが、捕獲ができたかと思えます。ことしにつきましては、年々頭数もふえてきておりますし、おっしゃるとおり大分集落までおりてきておりますので、平成28年度予定していた頭数。これは年々増加させていただいております。その頭数を予定しております。

それから、その下の鳥獣被害対策実施隊活動補助金というのは、それぞれが共済のほうに入っておられます。それに対しまして2分の1の補助を行っているものでございます。それから、有害鳥獣対策の補助金につきましては、こちらは事務費ですね。5万円は事務費でございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）今のお話で、捕獲の実績はかなり上がっておる。でも、ふえているということで、今後、かなりの捕獲があるかと思えます。

今、全国でせつかくとったということで、ジビエということで、そういう有害動物の料理店とかそういうのが自治体で運営されているところがございます。実際、この間、ミルク牧場に行きましたら、ジビエのウインナーというのがあって、単独でされているのかどういふふうでされているのかわからなかったんですが、今後、やはりそういうのを、害になるものを村の利益というふうには、ジビエ関係の補助金とかいろいろあるんではなかろうかと思えますけれども、今すぐどうこうせえということじゃないですけれども、希望としましては、そういうふうにはせつかくとったイノシシ、鹿を料理ということで、結構ニーズもあって、テレビで見た自治体は結構人気があつて繁栄し

ておりましたので、そのあたりも今後推進していただければと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上君。

○2番議員（村上高志君）2番議員、村上です。

111ページのにしはらオーガニック施設修繕費についてお尋ねいたします。どのような工事内容ですか。お願いします。オーガニック、堆肥センターです。（「ページが違う」の声）

○議長（宮田勝則君）村上議員、ページ数は何ページになりますか。

○2番議員（村上高志君）101ページじゃないかな。

○議長（宮田勝則君）101ページ。

産業課長。

○産業課長（海東義朗君）オーガニックセンターの工事費のみですか。それとも修繕費もですか。（「修繕費です」の声）修繕費ですね。修繕費のほうにつきましては、オーガニックセンターにつきましては、ブレスですね。オーガニックセンター本体の壁だったり屋根だったりのブレスがたるんだり切れたりしている部分の交換、あるいは増し締め等がございます。それから、計量器の修繕につきましては、まず肥料等を運んでこられたときの計量器が地震によって壊れておりますので、その修繕費でございます。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）ブレスに関しましては、壁等、天井等の修繕に対して差がありますので、工事の金額的なものもいろいろ変わってくるかと思えます。天井等になってきますと危険性もありますし、壁以上の危険性がありますけれども、今後そういう危険性を十分気をつけて工事を行ってください。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

42ページの委託料です。固定資産地図システムデータ修正業務委託料とあります。これは、毎年委託してつくり直しているのかというのが1点と、固定資産税についてちょっとお尋ねします。住民の方からよく聞くことが、家屋を解体したら固定資産税が上がるというようなことを聞きます。更地にすれば固定資産が上がるということをよく言われます。私も完全に理解しているわけではないんですけれども、特例措置の申告をすれば2年間は200㎡までは6分の1の控除があって、そのまま済むというようなことだと思います。200㎡以上の場合はどうなるのかと。

それから、宅地に家を建てた場合のメリットと更地にした場合のデメリットの説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）まず1点目ですけれども、固定資産の地図システムデータ修正業務というのは、これは随時、地図データが修正されますので、その分の修正分ということで随時、毎年やっております。

それから、被災された家屋自体を申請すればそのまま宅地として見るというのが去年の9月ごろに来まして、それを広報誌のほうに載せているところなんです。被災住宅用地の特例措置についてということで、3番目の質問を先に説明しますけれども、まず宅地にされた場合、家を建てましたらば200㎡以下につきましては小規模住宅用地としまして評価額の6分の1が課税標準額になります。固定資産は、あくまでも課税標準額に税金をかけていきますので、そういう特例があります。それから、それより大きい200㎡から300㎡までが3分の1、残りについては全額が課税標準額というふうな形になります。要するに住宅を建てればそれだけ特例があつて、固定資産税は安くなるという方式になっております。それで、その措置を、今回の被災において家が建ってなくても、その特例は申請されれば2年間は受けられるというふうに国のほうから指示がありましたので、当村のほうもそのような形で事務を進めているところでございます。

それと、4番目の質問の、そこに家を建てなければというふうな形のお話、6倍になるというお話がありましたけれども、先ほど言いました住宅の特例措置自体は、確かに申請を毎年していただいている方で2年過ぎた後にまだ住宅が建っていなかった場合には、それは宅地の雑種地としての評価になりますので、その分については税金は高くなるということになります。ただ、これはまだ国から正式に来ておりませんが、2年が3年に延びることも考えられますので、そのときにはそのときでまたすぐに広報誌等、防災無線等でご連絡したいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）もう何人かは既に更地にして、ドングリを植えたり、木を植えたりしておられる人がおられるんです。じゃ、2年後は雑種地となるということですか。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）現況課税になりますので、ドングリとか木を植えられれば、それは山林です。山林評価になります。畑にされれば畑評価になります。

○議長（宮田勝則君）ほかに。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

ページ数は32ページ、ここの委託料で、村内防犯灯管理委託ということでありますけれども、最近、夜、歩いている方がおられますけれども、歩道と

かそういうところに亀裂が入ったりして、ちょっと段差があったりなんかして、防犯灯が消えているところもありはしないかなど。そしたら、そこでつまずいてけがしたりとかされることもあると思うんですね。それで、防犯灯をきちんと確認されているのか、されていないのか。それが一つ。

それと、私たちが見てすぐどここの防犯灯が切れていますよということでもわかるように、一つ一つの管理されるように番号をきちんと打ってもらっておけば、例えばAの1番なら1番、Aの2番と、ずっとそれで管理されておけば何番が切れていますよということで、それと木がさわっているとか、そういうことでわかると思うんですね。そういう管理の仕方を現在されているのか、されていないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今は、村内の業者の方に取りかえとか点検もしていただいているという状況で、また、あるいは職員が地元とか通勤とかの間で気づいた分についても教えていただくと。それから、地区の方から連絡があった場合はそれを見て修繕、取りかえとか、蛍光灯が切れているという場合は取りかえ等もお願いしているという状況です。番号管理までしているかというのは、なかなかちょっとわかりませんが、その場所の角から何番目とか、そういう形で教えていただいて、それを順次交換なり点検しているというような状態であると思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）昼、交換に行かれるわけですよね。そしたら、間違っていたら、要するに違ったところをかえておるような状況にもなりますし、番号をきちんと振ってもらっておけば、どここの番号ですよと、何番ですよということと言うほうもわかるんですよね。だから、管理番号をきちんとやっぱりそれはつくらなくちゃならないんじゃないかなと思うんですけども、管理番号をつくりませんか、作りませんか。聞きたいと思います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今までずっと立てていった分が、番号はある程度つけている、こちらの連番じゃなくて整理的につけている部分もあると思いますので、全体的になると結構な数になりますので、それはこちらでまた検討させていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今、検討すると言われたことは、するということですか、しないということですかと言ったわけですから、検討だったらしないということもあり得るわけですね。そうでしょう。何でこんなことを言うかといったら、やはり住民の方がもしけがされたときに、そこが切れておったとか、そういうふうになったときに、じゃどこが責任とるかということですよ。そういうこともあって考えて、なるべく住民の人がわかりやすいよ

うにやってもらえないかということですから、やるということで、どうですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）道路の欠陥があつてけがした場合は村が責任とります。防犯灯が暗いからけがしたときは、これは村の責任とるところはないと思いますけれども、今おっしゃった番号をつけるということは、管理しやすいことはもう十分わかっております。今の検討するのも前向きにできるように検討をするということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）72ページなんです、観光費で12番の揺ヶ池水質調査ということで6万円ほどついておりますが、お池さんのほうは、昨年、一昨年、水がこしたりとか濁ったりしていたときもございます。そのとき、水質検査はどうだったのかなと、そこを聞きたい。

なぜ、こんなことを言うかということ、多くの方が来てくんで帰っておられます。最近、私が何度か行ったんですが、今は水ありません。水がない状況に今なっているけれども、他県のほうから水を汲みに来られるそうなんです。そういう方は、来られて、あそこの神社にお参りして帰られるんですが、でもわざわざそういうところに来られているから、やはり何らかの形で皆さん方にもお示ししておかんと、来て、なくなっておるとということで、わざわざ来られるというのも、今までは観光としても来られておったと思いますので、そういう面も何かの形で、ホームページとかそういうものにも載せられるとか考えられないですか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ありがとうございます。

ご心配していただいて、お池さんの水につきましては、村長のほうの答弁にもありましたように、やはり我々が小さいころから見ておりました湧水でございます。昨年、地震後からは水が一部濁ったり濁水したりということで、水道課のほうで水の検査は行っていただいて、負担金をこちらのほうで出すということでございますけれども、平成28年度におきましては、途中からは水の検査はやっていないと。ただ、いつ濁水から湧水になるかということをお我々は期待しながらここにも予算を上げておりますし、また新年度の中でいつも毎年行っております4月7日につきましては、お池さんの大祭をやっているわけでございます。これも例年どおり行うということでございます。一応、我々といたしましては、できるだけ復帰することを願いながら、今後も備えたいというふうに思っております。

水の検査につきましては、ご心配をされておりますけれども、我々も飲料水の適合という言葉は使っておりません。お池さんの水については検査は行っておりますということだけしか、今まで掲示板のほうもそのようにさせて



いただいております。適合といいますと、大雨のときなんかは、やっぱりどうしても周りから流水して検査が不都合なときもございました、今まで過去にはですね。そういったことがありますので、看板につきましては、あくまでも検査は行っておりますということで、霊水でございますので、後は本人さんの判断に基づいてということでご理解をしていただくならというふうに思っております。

また、今、喝水しているからホームページのほうに登載ということでございますが、これは本当にありがたい言葉でございます、我々も早速そちらのほうの検討で、今しばらくは喝水しておりますという方向でホームページのほうにも掲載させていただけるならというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今、喝水しているからということで、来られた方には水上さんのほうで、何か自分のところで、水が余り出てないんですが、少し出ているからということで、汲んで帰ってもらっていますということをおっしゃったんですね。水上さんからすると、あそこについておられるわけじゃないけれども、いつもそういうふうにして、来られた方がお参りされたりとか、そういうところで来られるものですから、目についたときには行ってからお話をされているということですので、そういう面も考えて、今後、あそこも西原村で祭っておるわけですから、きちんとした形でしてもらいたいと。

それと、建屋の横に小さい建屋というんですかね、それがあつたんですね。あれが、何か今度の地震で壊れかけていると。横ですよ。それをこの前、人吉市か何か来られた方がそれを建てかえたいということでおっしゃられたらしいんですよ。それで、水上さんのほうから、そういうふうにおっしゃられたから一応西原村の役場のほうに言ってくださいということで、言っておきましたので、その人は何かボランティアで建てかえたいということをおっしゃられたということですから、また来られるかもしれませんので、そのときにはよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに。

8番議員、林田君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。数件、お伺ひいたします。

まず初め、39ページ、目16震災復興費となっております。693万2,000円の新しい項目かと思ひます。これに、集落支援員の報酬ともなっておりますので、どういうことを、何かされるのかなということと、委託料で熊本震災追悼式委託料、これがもう1年になりますので、いつごろで、どういったふうに計画されているのかなということをお伺ひいたします。

それと、もう一つは、続けてよろしいですか、議長。1件1件がいいですか。

○議長（宮田勝則君）いいですよ。

○8番議員（林田直行君）いいですか。

次が55ページ、56ページとなりますが、民生費、児童福祉費の地域子育て支援拠点事業というもの、子育てひろばといいますか、これは被災して解体しましたかね、あの施設は。そういうことで、今、保育園に間借りといいますか、入ってやっているのですね。そういう施設関係はどうやっているのか。それが見えないということで、そういった場合、保育園の今後、小さい子どもがおりますので、待機児童あたりの状況はどうなっているのかということです。

それと、もう一つ、次が57ページ、これの真ん中の熊本地震災害救助費の被災者住宅応急修理工事費となっておりますが、これは大体57万円か幾らか、詳しいお話をさせていただくならということと、63ページの工事請負費ですね。これが、災害廃棄物の仮置き場、グラウンドのことだと思いますが、それで、鉄板撤去工事費及び舗装取り壊し工事費、災害廃棄物の仮置き場の復旧工事となっておりますので、グラウンドの置き場を何月ごろやめて復旧をされるんじゃないかと推測しておりますので、その点を詳しく説明願いたいと思います。

それから……

○議長（宮田勝則君）林田君。余りに多過ぎますので。

○8番議員（林田直行君）ならば、今までのところで、大体わかりますか。よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）まず、第1点目、集落支援員報酬関係、熊本地震追悼式ということで、総務課長。

○総務課長（西山春作君）集落支援員につきましては、昨年度といいますか、平成28年度の途中から今、復興支援推進室のほうに来ていただいている、山の暮らし再生機構から派遣というか、協定を結びまして、今こちらのほうでいただいております。集落支援員については、特別交付税の交付税措置の対象にもなるということですので、それで報酬として組んでいるところでございます。

それから、その下の委託料の追悼式につきましては、予定としては4月15日にちょうど1年を迎えるあたりということで、追悼式をさせていただくならということで予算を計上させていただいております。こちら、そのくらいだったでしょうか。

○議長（宮田勝則君）今、39ページの2点につきまして総務課長が答弁いたしました。

林田議員。

○8番議員（林田直行君）支援をいただいている方は大体何名ぐらいかということと、追悼式はどういうような形というか、計画はどうなっている。ただ、

何といたしますか、戦没者のような感じですか、どうなのかという感じですが、それをちょっとお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）集落支援員につきましては1人です。

それから、追悼式については、内容的にはまだ詳しくまでは詰めておりませんが、形としては前回の慰霊祭のような形で厳かに行うというようなことを考えております。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

それでは、ページ55、子育てひろば関連の質疑が入っております。

住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

ひろばにつきましては、委員会のほうでもいろんなご指摘をいただきまして、12月の議会で上野議員様のほうからもご質問がありました。今、解体に入っております。ひろばにつきましては、当初、保育園にあったということで、今また保育園に戻ったという形ではございますが、やはり一つの空間の中で子育て支援を行っているといろんな相談もできないということで、委員会のほうからご指摘がありました。

今後、今、住民課のほうでいろんな考えをやっているのは、民間のこうのとりの保育園さんのほうが子育てひろばをやってもいいという前向きなお言葉をいただいております。村内のこうのとりの保育園の近くの施設というか、理事長の施設なんですけれども、その施設をひろばにというふうに今後検討していきたいというふうな方向で今考えております。

もう一つは、独自で施設をつくるという方向もございますが、いろんな部分で財政面その他部分で考えた場合に、やはり同じ子育て支援ならば委託をしてやったほうがコスト的にも安くつくんじゃないかなというふうに思っております。ただ、今、子育てひろばには3人の先生方をお願いしているわけですので、こうのとりの保育園のほうも人間がないということで、そのあたりでその方が来ていただければ一番いいということで、いろんな協議をしながら、ひろばについては今後考えていきたいというふうに思っております。できるだけ早い時期に、ちゃんとした形で、見える方向で考えたいと思いますので、今後とも議員の皆様とご相談しながら進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）待機児童についても言えますか。

○住民課長（藤吉昌也君）待機児童につきましてはですけども、一応、公立保育園、私立保育園の受け付けは住民課のほうでやらせていただいておりますので、4月1日、一応入所につきましては、待機児童は0でございます。人間のほうが確定、人間は数的には出せませんが、180ぐらいだったと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）それでは、保育園長。

○保育園長（園田久美代君）子育てひろばにおきましては、現在、保育園に開設しておりますけれども、現在、子どもたちがちょうど182名おります。ということで、本来は子育てひろばの場所は0歳児が利用しておりました。0歳児が後半になってくると入所が多いということで。でも今回、被災を受けたということで、場所的に本当に必要な場所じゃないかなと、私もその思いはありましたので、個人的なあれになるんですけれども、うちの孫が生まれたときに、ちょうど被災の後に生まれたんですけれども、その2カ月後に子育てひろばに行ったらなかったと。

どこも行くところないですよという言葉を聞いたときに、ここの山河の館の2階にあるよって言ったら、何か行きにくいといって、狭いとか何かそんなん言っていたんですけれども、その言葉を聞いたときに、本当にお母さん方が家庭で見られているお子さん、保育園に来ている子はお預かりします、じゃ、家庭で見ている方はと、それはちょっとできない部分でしたので、その部分におきまして、子育てひろばの方とも相談して、村長にもすぐ申し上げたら、できるかということをしつこく言われたので、即答でどうにかやりたいですということで開設をしたんですけれども、今は毎日十四、五人ぐらいの親子の方が見えています。

本当にすごく利用されている分が多いということで、本当に大切な場所だなということをしつこく確信しておりますけれども、現在、保育園のほうが来年度も定員割れといいますか、180に対して160名の入所。徐々にふえていきます。0歳の申し込みがかなりあっております。徐々にふえていきますけれども、来年度においては定員割れの見込みをして、子育てひろばとしての活動はできるかなという思いではしておりますけれども、今後としては、やっぱりきちんと形で、村でするのか、民間という話も出ておりますけれども、そういう形できちっと子育てひろばセンターということをしつこく、私のほうからお願いしたい部分があります。

それと、待機児童というか、先ほど言われましたけれども、来年度は先ほども言いましたように定員割れでの入所になりますけれども、逆に言えば、子育てひろばのほうが利用できるというところで、来年度は160ぐらいからのスタートにはなりますけれども、徐々に180近くになると思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）今の答弁でよろしいですか。

続きまして、ページ57、熊本地震災害救助費、被災者住宅応急修理工事費について質疑が入っております。

住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

今回、補正でも50件ほど落とさせていただいておりますが、住宅の応急修

理ということで、半壊以上の方について57万6,000円費用が出るというやり方でございますが、この受け付けが4月13日までということになっております。その他のいろんな受け付けにつきましては3月の広報に載せておりますが、ただ、完了につきましては明確にまだうたってありませんで、平成29年度中ということで、今、受け付けしても平成29年度中に終わればよいということでございます。実際、いろんな部分で業者さんがいないとか材料がないとかというふうで完了期間のほうは延ばしてあるところでございます。

平成28年度で、今のところは約500件ぐらいの受け付け申請があっております。完了が340ぐらいだったと思います。まだ3月いっぱいまでには終わらないというのが現状でして、一応、今100件の予算措置をさせていただいておりますが、3月31日までに終わらない平成28年度分の応急修理については、今後6月の補正で対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田議員、今のでよろしいですか。（「はい、わかりました」の声）

次に、63ページ、廃棄物処理に関する村民グラウンドの件であります。住民課長、答弁を求めます。

○住民課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

廃棄物処理の工事請負費ですが、4,277万9,000円ということで予算計上させていただいております。一応、グラウンドにつきましては、秋をめどに完全撤去のほうを目指していきたいと考えております。それ以降、グラウンド整備をしまして、来年度、平成30年ですね、からはグラウンドが使えるように整備をしていきたいというふうに考えております。

ただ、この事業費につきましても、査定の段階の工事関係の事業費でございまして、今実際、仮置き場の復旧工事につきましても、土木単価の見直しにつきまして単価自体が上がっております。一応、それも明確ですので、全体的に再度、また国のほうと協議をいたしまして、新しい工事請負費、単価、工事関係の費用につきましては、ご提示をさせていただきたいと思ひますので、その節はよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）今の説明で十分です。引き続き、1点ぐらいいいですか。

76ページですが、集落復興事業で1億円ですか、上がっておりますが、これは今被災されている地区のいつも説明のやっている案件ではないかと思ひますが、大体予定されている地域といいますと、余り言われんならよございまして、大体計画があるから予算が上がっておるのだと思ひますが、どういう進行状況かちょっとお伝え願えればと思ひます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

(午後 3時28分)

(午後 3時29分)

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

村長。

○村長（日置和彦君）1億円だったですね。これは、要するに布田川断層帯、ひどかった6集落の小規模住宅地区改良事業、これが9,000万円上がっておりますけれども、この6集落の分であって、その下の都市防は大切畑地区の分であります。

ただ、今ここで予算を上げておりますけれども、この事業でこのままいくのか、これは国が半分、町村が40%ぐらいあります。到底、財政が圧迫はしないかということもありますので、ここで上げておりますけれども、この事業を別な事業でやることも、もしもその事業があればそちらのほうに変わることもあり得るといってございまして、今いろんな地形調査とかボーリングとかいろんなことをやっておりますので、そこの中でまた判断しなくちゃならないというふうに思っております。今現在は、先ほど言いましたように、地震のひどかった6集落、それに都市防は大切畑地区に、そういったところにするならばということで考えておるところでございまして、先ほど言いましたように、まだ変わる要素がいっぱいございまして、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）ほかに歳出について。

1番議員、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

ページ数の7ページ、債務負担行為に記載してありますが全体的にいけます。この中に、自動体外式除細動器、俗に言うAEDのレンタル料が示してあります。今回、歳出のほうに民生費、教育費、全部レンタルという形で設置してあります。AEDが各学校、保育園、その他の施設、役場にも当然あります。今回の震災においてAEDが使われたのか、使われなかったのか。実際、私のおりました河原小学校は玄関先にAEDの箱はありましたが、中に入ってなかった。たまたま電池の交換時期ということでしたけれども、たまたま職員室にはありましたので、避難所のほうにそっちで持っていきました。ということで、やはりあっても電池が切れたりとかそういうことだったら全く宝の持ち腐れということと、だから1点が、震災時に使用した経緯があったかなかったか、1点です。

あと、設置場所。設置はしてあるけれども、先ほどはなかったという。あっても、今度は使える職員がいるかいらないか。実際、うちの役場では平成18年ごろ、普通救命講習ということでAEDの使い方を習得した職員がかなりおります。その後、もう10年以上たったということで、新しい職員もおりま

すし、保育園にしてもしかりですね。新しい職員が入ってきたということで、いざ使おうとしたときに使えなかったら何もならないということで、実際、そういう訓練を今現在、やっておられるのか。また、今後やる見通しがあるのかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（園田久美代君）AEDにおいては今回の震災では使用しておりません。しかし、今回、防災訓練の一つとして、子どもたちの引き渡し訓練をしました。その事前に復興庁から見えたときに、AEDの、正直、使い方を知っている先生というのが前からいらっしゃった先生ぐらいなんですけれども、たまたま見たときパッドの期限が切れていたんですよ。そういうことで、これじゃいけないということで、そしたらケースごと、あるいはもう交換時期がやがて来ますよということだったんで、じゃことしからきちっとした形でレンタルをしようということで、こういうふうに債務負担行為のほうで上げさせていただきました。

来年度は、保育研修の中にAEDの計画を入れておりますので、今後また職員にはしっかり伝達していきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ということで、保育園は今後そういうことになることではしたが、両小学校、中学校もあるかと思いますが、そのあたりも学校への指導をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

88ページになります。学力検査委託料というものが数万円出ておりますけれども、震災後、学力のほう、また精神的なものが変わっているのか、変わっていないのか、大変心配しておりますけれども、こちらのほうの調査というものはされましたでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）学力については、定期的な学力テストがあつておりますので、これにつきましては、学校において、もともとが県平均よりも下がったところも若干あつたわけでありまして、その後、震災以降、上がったかということ、そこもそうじゃない。ただ、中学校の場合は震災以降も若干上がったということです。

それと、心のチェックリストがありまして、これは定期的にやっておりますので、今後も定期的に養護教諭のほうでやらせていただいているところであります。心のチェックの項目は二十数項目あるんですが、やはりそのときの気分でかなり違うのかなというデータも出ております。河原のほうは割と人数も少ないですので、事細やかにチェックを一人一人呼んでやっているところで

もありますし、養護の先生も今1人来ていただいて2人おられますので。山西のほうは、チェックリストをもとに担任の先生を中心にやっているように聞いております。そういったことで、定期的なチェックをやっている。

ただ、東北とか中越とか阪神・淡路、その辺での3年後、5年後、いろいろなデータが来ておりますけれども、かなり心配はしていましたが、今のところ、そういった事例からして、うちの場合、心配する必要はないとは言えませんが、震災前に不登校だった子は不登校という感じでありますので、震災を受けてどうのこうのということは、今のところ大きな動きはないということでもあります。

ただ、背景には、やはり大人社会がしっかりしているということがあるというふうに思います。大人社会が不安定になると、やっぱりその辺は不安定になるのかな、特に家庭とかですね。ですから、今、大人社会が持ちこたえて、精神的に心の面でも持ちこたえているのかなというふうには思っています。以上です。

○議長（宮田勝則君）歳出に対しまして、ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西君。

○4番議員（中西義信君）過去にです。数字というより、企画のほうになるのかな。馬頭山のところのはらっぱさんが使用されているところが、平成29年で何か契約をやめて解体するとかしないとか話があったような状況はあれからどうなったかなと。ことし、平成29年になるからと思って。産業課で何かそういう話があったと思うんですけども。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）契約は、去年の段階で大体ことしの3月までという予定でしたけれども、途中で、向こうが道路が行き来ができないということで、向こうのほうから解約の申し出がございまして、そのまま契約は解約をしたという状態になっております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）当時の記憶では、その後、解体をすとかしないとか何か話があったような記憶があったからちょっと質問しましたけれども、今後、そのまま残すということですか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今もトイレあたりもちょっと使えないような状態もありますので、あそこはもう解体する予定というので、まだ予算的には上げておりませんが、その方向でと考えております。

○議長（宮田勝則君）ほかにございませんか。

それでは、歳入歳出を一括して質疑をお受けします。質疑ございませんか。

4番議員、中西君。

○4番議員（中西義信君）またがってあれなんですけれども、繰越明許が64億



円、中央簡易水道が2億2,000万円あります。合計で66億円。通常予算が平成29年度110億円ですけれども、通年を考えますと約40億円前後で、それからデジタルを引けば三十六、七億円になりますかね。すると、約75億円ぐらいが災害関連になるのかなと思います。それを合算しますと約140億円ぐらいのしかかってくるわけなんですけれども、対応というのはいかなものなんでしょうか。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 今回の地震、当初から被害総額約400億円ということは言っておりましたけれども、それぞれの事業関係で工事費を含めて、経営体事業、全てのことがかなりのしかかっております。土木関係は、当初、提案理由のときに申し上げたとおり、15億円のうちの10億円ぐらいは発注済みと。農業土木のほうを震災を合わせて、7億5,000万円のうち約2億円が発注済みということで、それがかなりの繰り越しということでございます。

建設業者等も、今は村内業者だけでは到底できませんので、菊池郡市、熊本市東部あるいは阿蘇郡では高森町あたりから業者に来ていただいてやっております。阿蘇郡の業者は、解体工事も含めて当初から来ていただいている業者もおられます。しかしながら、やはり1社で何本も受注されております。おかげで、不落はきのうかおとといごろ入札もしておりますけれども、それもまた不落、なかったということで、今までの発注では全てが落札をしておるということで、そこら辺は順調に進んでおりますけれども、やはりいろんな事業等含めて繰り越しせざるを得ないと。

極端に言うと、今ごろ発注したなら事故繰りまでありはしないかということも、今ごろそんなことをまだ言うわけにはいきませんが、そういったことも起きはしないかということでもあります。阿蘇の九州北部豪雨のときは、阿蘇市あたりはかなりの事故繰りがあったということも聞いておりますけれども、事故繰りだけはうちは避けていきたいなというふうに思っております。

当初予算が110億円と、その中でまた繰り越しということでもありますけれども、事業関係は今からふんどしのひもを締めて、しっかりとやっていきたいというふうに思っております。今のところ、それ以上、完全にできますということを言いたいところでもありますけれども、平成29年度予算も繰り越し、平成30年度に繰り越しすることもあると思いますので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

- 議長（宮田勝則君）税務課長より訂正がありますので。  
税務課長。
- 税務課長（佐藤光弘君）当初、中西議員より、きょうの条例改正で予算には影響ないかということでご質問がありましたけれども、グリーン化特例が1年間延長しておりますので、軽自動車税については影響しております。以上です。
- 議長（宮田勝則君）これより本案を起立により採決します。  
議案第16号、平成29年度西原村一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。  
よって、議案第16号は原案どおり可決されました。  
以上で本日の議事日程は全部終了しました。  
本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は15日午前10時より議事日程第4号のとおり行います。  
本日はこれをもって散会いたします。

午後 3時46分 散 会

第 4 号 ( 3 月 1 5 日 )

## 平成29年第1回西原村議会定例会会議録

平成29年3月15日、平成29年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成29年3月15日（水曜日） 議事日程第4号

- |       |              |  |
|-------|--------------|--|
| 日程第 1 | 議案第17号       | 平成29年度西原村国民健康保険特別会計予算について                |
| 日程第 2 | 議案第18号       | 平成29年度西原村介護保険特別会計予算について                  |
| 日程第 3 | 議案第19号       | 平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について               |
| 日程第 4 | 議案第20号       | 平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について              |
| 日程第 5 | 議案第21号       | 平成29年度西原村工業用水道事業会計予算について                 |
| 日程第 6 | 議案第22号       | 工事請負変更契約の締結について（災補道第2463号 田中高遊線道路災害復旧工事） |
| 日程第 7 | 議案第23号       | 工事請負変更契約の締結について（災補道第2461号 田中高遊線道路災害復旧工事） |
| 日程第 8 | 同意第 1号       | 西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて                |
| 日程第 9 | 組合議会報告       |  |
| 日程第10 | 委員会の閉会中の継続審査 |  |
| 日程第11 | 委員会の閉会中の継続調査 |  |

1、応招議員 (10名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 3 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

|      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 堀 田 直 孝 君 |
| 2 番  | 村 上 高 志 君 |
| 3 番  | 坂 本 隆 文 君 |
| 4 番  | 中 西 義 信 君 |
| 5 番  | 西 口 義 充 君 |
| 6 番  | 上 野 正 博 君 |
| 7 番  | 山 下 一 義 君 |
| 8 番  | 林 田 直 行 君 |
| 9 番  | 桂 悦 朗 君   |
| 10 番 | 宮 田 勝 則 君 |

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

|         |           |
|---------|-----------|
| 議会事務局長  | 吉 田 光 範 君 |
| 議会事務局書記 | 坂 園 まゆみ 君 |

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

|        |        |
|--------|--------|
| 村長     | 日置和彦君  |
| 副村長    | 内田安弘君  |
| 教育長    | 曾我敏秀君  |
| 総務課長   | 西山春作君  |
| 企画商工課長 | 高本孝嗣君  |
| 教育課長   | 塚元利文君  |
| 会計管理者  | 中村義光君  |
| 税務課長   | 佐藤光弘君  |
| 産業課長   | 海東義朗君  |
| 住民課長   | 藤吉昌也君  |
| 保育園長   | 園田久美代君 |

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第17号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○住民課長（藤吉昌也君）おはようございます。議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚あけていただきますでしょうか。

平成29年度西原村国民健康保険特別会計予算。

平成29年度西原村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,838万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算に過不足が生じた場合における款内での、これらの経費の各項間の流用。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきまして、主なものについてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額1億5,344万1,000円、同じく目2退職被保険者国民健康保険税560万9,000円でございます。これらの現年度分につきましては、平成



29年1月下旬の調定を基準に収納率及び震災による所得等の減を考慮いたしまして算出しております。

8ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費負担金1億6,330万3,000円でございます。これは平成29年度の給付見込みとしまして、計上の分の国庫負担金としまして、約32%が国庫負担金として入ってまいります。その分の予算として計上させていただいております。

同じく国庫支出金の項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金7,719万9,000円、内訳としまして普通調整交付金に5,615万4,000円、特別調整交付金が2,104万5,000円ということで、これにつきましては見込み額及び過去3年の実績に基づきまして予算の計上をさせていただいております。

9ページをお願いいたします。

款4 療養給付費等交付金、項1 療養給付費等交付金、目1 療養給付費等交付金2,113万4,000円でございます。この交付金につきましては、前期高齢者65歳から74歳までの加入率が全国よりも高い保険者に対しまして、医療費の不均衡の調整を図るために、支払基金のほうから交付されます。

すみません、今の訂正を申し上げます。先ほどの交付金につきましては、これは支払基金のほうから毎年給付見込み額に対してまして交付されるものです。訂正をお願いいたします。

款5 前期高齢者交付金、項1 前期高齢者交付金、目1 前期高齢者交付金2億7,080万4,000円でございます。これが先ほど申しました前期高齢者の65歳から74歳までの方で全国平均よりも高い保険者に対しまして、医療費の不均衡を調整するための交付金であります。これにつきましても、社会保険診療基金のほうから交付されます。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金761万9,000円でございます。これにつきましては、3カ年の実績を考慮いたしまして予算の措置をさせていただいております。

続きまして、款6 県支出金、項2 県補助金、目1 財政調整交付金4,053万7,000円でございます。これにつきましては県の調整交付金は、毎年項目が変わってきておりますが、その中で3年間の実績に応じまして予算措置をさせていただいております。

款7 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金1,645万7,000円、目2 の保険財政共同安定化事業交付金1億8,600万円の予算を計上しております。これにつきましては、保険者の財政安定を図ることを目的に国保連合会のほうが主体となり実施する事業でございます。それぞれの事業の交付基準の医療費に対しまして交付されます。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金5,745万4,000円でございます。これにつきましては、保険基盤安定繰入金など法定内の繰り入

れを一般会計からお願いしております。

歳入の主なものについては以上でございます。

次に、歳出のほうをお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

11ページの総務費に関しましては、事務的経費でございます。

次、12ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費5億円、目2退職被保険者療養給付費2,500万円でございます。これにつきましては、3年間の実績をもとに、今回、計上させていただいております。

13ページをお願いいたします。真ん中になります。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費6,000万円、目2退職被保険者高額療養費300万円でございます。高額療養費につきましても、過去3年間の実績を考慮して予算計上をさせていただいております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

ちょうど真ん中ぐらいになりますが、款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金9,919万2,000円でございます。これにつきましては、後期高齢者連合会に対しまして交付金を交付する費用に充てるもので、これにつきましては、社会保険料診療基金が保険者から徴収するものでございます。

15ページをお願いいたします。

款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金4,293万3,000円でございます。これにつきましては、国の算定基礎のもとに試算して計上した金額でございます。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金3,048万円、目2で保険財政共同安定化事業拠出金2億2,381万6,000円でございます。これにつきましては、高額共同事業保険財政安定化事業の財源としまして、国保連合会へ納付する金額でございます。これは連合会のほうから見込み額で来ております。

款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費472万8,000円でございます。この中の主なやつとしましては、13委託料の430万円、特定健康診査等事業に対する委託料を主なものとして計上させていただいております。

17ページの予備費でございますが、今回は計上する財源がございませんので、1,000円のみ計上をしております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

申しわけございません、1カ所訂正をお願いしたいと思っております。9ページ、

款5前期高齢者交付金の目1で前期高齢者交付金の予算額が2億7,780万4,000円でございます。訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

17ページの過誤納還付金ですね、これ昨年よりもかなり多く計上してありますが、どういう意図からですか。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）罹災証明関連の申請関連等々がまだ変化しております、平成28年度の還付金が発生した場合は、歳出のほうから還付していくという形になりますので、それを見込んだところで少し多目に入れさせていただきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番、山下です。

ページ数は13ページになります。目3ですけれども、一般被保険者療養費、これに装具及び柔道の施術費に300万円、それに下にありますから310万円ありますけれども、これの内訳をちょっと教えてほしいんですけれども。目3の19の負担金、補助及び交付金のところです。装具及び柔道のほうが入ってくるでしょう。13ページです。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

一応、例年と大体同じ金額ぐらいで予算措置をさせていただいております。装具というのが通常保険適用じゃないコルセットとかなんとかでございます。10割負担していただいて、3割の費用負担の方については7割をお戻しするというので、これは窓口の償還のほうでお戻しをするというのが装具関係でございます。

柔道整復師というのは整骨院とかなんとかも保険適用にございますので、その費用につきましてでございます。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）これは、そしたら剣道とか柔道もありますけれども、柔道だけに適用される予算なんですか。

○議長（宮田勝則君）内容の説明を少し補足してください。

○住民課長（藤吉昌也君）柔道整復師という言葉でございまして、一応、整骨院でいろんな施術をされますね、その方の正式な免許をお持ちの方という考え方で、マッサージとかなんとかは保険適用がききません。それについては

お支払いができないということでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかにございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）11ページをお願いします。

13番の委託料で、都道府県化に伴う自庁システム改修委託料と、その下の連携対応委託料ということで、都道府県化というのを初めてお聞きしますので、今後、健康保険が村独自じゃなしで、県に移行されるということはある程度は聞いておりますが、どのようなことかちょっと説明をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）ご説明いたします。

平成30年4月に向けて都道府県で国保が一本化になるということでございますが、内容的には今の内容とそう変わりません。事務的な部分というのは、もうほとんど今の事務については町村でやると。保険税につきましても、標準で均衡を保つために定めなさいということになってはいますが、その徴収あたりにつきましても町村でやれということで、いろんな町村、熊本県の市町村で均衡がとれる分の今協議をやっております。

内容につきましては、4月の町村の理事会のほうと総会のほうで、ある程度の道筋が決まるということで聞いております。なかなか都道府県と言うて、ここは後期高齢みたいに一本化になるということじゃございませんもんですから、なかなか難しい部分があるということでございます。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）そうした場合、システムの改修、連携どうのと書いてありますが、もうそれは統一すると理解していいかなと思ったもので、もうあとは村で、業務は単独じゃないというわけですか。特別会計単独じゃなしで、全体の会計でやるというような平成30年から理解でいいのかな。事務手続は地元がやってというような感じですか。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）そのあたりがどうなるかということですが、基本的には今の業務と変わらないということでお聞きしております。

内容につきましても、システムというのがいろんな熊本県内の保険者データがわかるということで、これ移動関係も。それと最終的に、今レセプト関係につきましては、うちのほうが管理やっていますけれども、その管理につきましては一本化になると。その情報を見ることができるという部分で、情報については共有じゃございませんが、一括管理してその町村が見るというやり方をとるということでお聞きしております。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）まだ、もやもやでございしますが、なら一応対応は地

元だと。すると、金もですか。この会計のほうも地元というような感じに理解していいですか。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）今のところ、私たちはそういう判断をしております。ただ、財政的に町村によって違いますものですから、そのあたりの均衡をどうするかという部分で今後検討するというところで聞いております。

先ほど、保険税につきましても、うちは3方式でやっていますが、4方式でやられている部分もあるということで、そのあたりを今後どういうシステムにやっていくかということで、今現在、詰めているところでございます。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）まだ検討中ということで、注視しながら見ていきたいと思えます。

そういうのも、いつも法定外を一般会計からうち入れようか入れないかで大きく、今際々の財政でございまして、今後一緒になったらどうなるのかなというところがありましたので、お尋ねいたしました。どうも、終わります。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）すみません。今、法定外という繰り入れという件がありましたけれども、基本的にはその町村で責任を持ちなさいということで、給付費が上がれば保険税も自然と上がるという形になってきますので、余り今と変わらない状況にあると。

○議長（宮田勝則君）ほかにございせんか。

4番議員、中西君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

仮設団地の件です。大半の方が国保加入と、そういうのは把握というのとはされているんですか。

○議長（宮田勝則君）関連は関連ですけれども、どこに誰がおるかという、これ調べるのに時間かかると思えますので。

住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）すみません。人間と言ったら失礼ですが、誰が入居されていてどういう方がいらっしゃる、いろんな介護とか、いろんな支援が必要という方については把握していますが、それがどの保険かというのは正直言って把握はしておりません。

○議長（宮田勝則君）中西君。

○4番議員（中西義信君）どうも失礼しました。

きのうの一般会計も含めて、ずっと気になっているのが、やっぱり予防といますか、今後、去年の7月過ぎから徐々に入居されたと思えますけれども、やはりこれから梅雨や夏を迎えて、そういった何といますか、病氣じ

やありませんけれども、ストレスも含めてどういった形で対応して、想像の世界でしゃべるのも申しわけありませんけれども、やっぱり不安がとてもあって、どこで聞いていいのかというのもあったりしたものですから、公営住宅をつくらなければいけないという一般質問で答弁もあっております。やっぱりそういうのを考えると、その間、弱られる方が出てくるのではないかということをととても危惧してちょっと質問しました。すみませんでした。

○議長（宮田勝則君）ほかにございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）14ページの出産育児一時金、前年並みに504万円ほど見てありますけれども、昨年が253万4,000円の減で、非常に出生率が低くなっているというような報告がありました。お祝い金というか、生まれたときに42万円のお金がありますけれども、村独自でもっと出生率を上げるというか、そういうことで、その子どもが生まれたときのお祝い金といいますか、そういうのを上げるというようなことは考えていくことはできないのか、そういうのはほかの県はどうなっているのか、内容的にわかれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）今回、上げているのは国民健康保険者だけの方ということで、予算的には12名分でございます。ただ、国保の加入の方、お子さんにつきましては社会保険のほうが圧倒的に多うございます。今、年間60から70ぐらい子どもの方が出生されている状況だと思っておりますので、この祝い金につきましては、今のところ、これはちょっと私の判断ではどうすることもできませんので、一応、国保の出生に対しての育児金ということで考えていただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）国保の会計とは別ですけれども、関連はしておりますので、政策のほうですので、この辺は一般質問等でやっていただければ、ある意味検討されて答弁できるかと思っておりますけれども、現在、村長、何かありますか。ない。一応そういうことですので、一般質問等でやっていただければと思います。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第17号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第18号、平成29年度西原村介護保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○住民課長(藤吉昌也君) 議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、平成29年度西原村介護保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして、1ページでございます。

平成29年度西原村介護保険特別会計予算。

平成29年度西原村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,539万1,000円と定める。

2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明申し上げます。

6ページをあけていただきたいと思います。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料1億1,665万7,000円でございます。これにつきましては、1月時点の被保険者及び熊本地震に伴います収入減を考慮して算出しております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億1,055万8,000円でございます。これは平成29年度の給付見込み額を支出予算の介護サービス諸費、高額サービス諸費、特定入居者サービス費等を合計した額に、施設介護15%、居宅サービス等20%の国庫負担率を乗じて計上しております。

同じく、国庫支出金で項2国庫補助金、目1調整交付金5,680万円でございます。これにつきましては、平成29年度の給付見込み額を国が定めた調整

率及び昨年の予算で減額させていただきました1月から3月までの保険料の免除分及び利用料の減免分を含めまして、予算のほうに計上させていただいております。

款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金1億7,495万6,000円でございます。これにつきましては、2号被保険者である40歳から60歳までの保険者の保険料で、平成29年度の給付見込み額をもとに算出しております。支払基金のほうから介護給付費標準給付費として28%にて、一応算出をしております。

7ページをお願いいたします。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金9,251万6,000円でございます。これにつきましても国庫支出金と一緒に、県の負担金率、施設分17.5%、居宅サービス等12.5%の負担に乘じまして予算を計上させていただいております。

続きまして、款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金7,810万5,000円でございます。これにつきましては、介護サービス費等に市町村負担の法定分であります12.5%を乗じて一般会計のほうから繰り入れをしていただいております。

目2 その他一般会計繰入金1,500万8,000円でございます。これは、事務的経費にかかる一般会計からの繰り入れ分でございます。

主な歳入については、以上でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費750万2,000円でございます。主に、これにつきましては、委託料の中にあります地域包括支援センター運営業務委託料190万円と今回第7期の介護計画の見直しをしなくてははいけません。その計画の委託料としまして、399万6,000円の委託料を計上させていただいております。

10ページをお願いいたします。

10ページの款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等諸費5億7,756万円を計上させていただいております。これにつきましては、平成29年度の支払い見込みといたしまして、介護サービス給付費5億6,400万円、予防サービス給付費として1,356万円を計上させていただいております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項3 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス等費1,440万円でございます。これにつきましては、利用者の自己負担1割を超えた分につきましては、その超えた部分が給付対処されるものでございます。これにつきましても、平成29年度の給付見込み額にて計上をしております。



款 2 保険給付費、項 4 特定入居者介護サービス等費、目 1 特定入居者サービス等費3,120万円でございます。これにつきましては、低所得者が施設等へ入所されたときの食事、居住費の一部を負担するものでございます。これにつきましても、平成29年度の給付見込み額について計上させていただいております。

款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費、目 2 介護予防ケアマネジメント事業費ということで516万円と120万円、これにつきましては、平成29年度から実施される事業でございます。平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業といまして、これにつきましては全市町村、平成29年度 4 月までに実施しなければなりません。

その中で主な内容といたしましては、今まで給付費で払っておりましたが、要支援 1、2 の方につきましては、今回、地域資源事業のほうでいろんなサービスを提供いたしまして、お支払いをするということでございます。

昨日も申しましたが、介護の西原村認定者が約350名いらっしゃいます。その中で要支援 1、2 に認定されている方が約50名でございます。このサービスについては、その要支援 1、2 の方が対象になるということでございます。

この中で委託料176万1,000円を計上させていただいておりますが、これにつきましては、内容といたしましては、介護予防の集中機能訓練という形でございます。集中訓練といいますので事業内容としましては、運動機能訓練とかそのあたりを中心に今、熊本リハビリテーションのほうに委託という形で考えております。場所につきましては、今選定中でございますので、この事業については、平成29年 6 月から開始予定というふうな形で今思っております。

それと、負担金の中で訪問型サービス事業費60万円、これにつきましては、今現在、介護要支援 1、2 の方はそのままその事業を使えるということですので、そのままの事業者がお使いになったサービス事業につきましては、そこで払うと。

通所型サービス事業というのが、今回、また新たに279万9,000円組ませていただいておりますが、内容としましては、介護予防運動、生活機能向上のための訓練、レクリエーションとか入浴等のサービスを提供すると。今、のぎく荘のほうでやっていただいております二次予防事業をそのまま移行して、この通所サービス事業、名前「A」という形になりますが、「A」という形で一応 4 月から事業実施をやっていこうというふうに考えております。

あくまでも今、要支援 1、2 の認定をお持ちの方については今までのサービスを使っていたら、今までの給付費で払っていくと。新たに認定時期が来ましたときに、また要支援 1、2 の認定を受けたときには地域支援事業

のほうで事業を展開していくというやり方でございますので、今年度は認定時期によって、その事業の該当者の数が変わってくるというふうでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

12ページ、款3地域支援事業、項2一般介護予防事業費、目1介護予防事業費230万円、これにつきましては、委託料の中でミニデイサービス事業委託料と地域介護予防活動支援事業委託料ということで、2つ上げさせていただいております。介護の要支援を受けないために、国保については高齢者全員が対象と、今やってミニデイと地域介護予防活動支援事業につきましては、これはサロンということでお考えをいただきたいと思います。介護に上がらないように、いろんな展開をしていくこととお考えをいただきたいと思います。

続きまして、13ページのほうをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項4地域包括支援センター管理費、目1一般管理費1,023万5,000円でございます。主な内容につきましては、委託料で包括支援センター運営管理委託料として940万円計上させていただいております。

歳出については、以上でございます。

15ページに債務負担行為ということで、包括支援センターのサービス等のリース料を計上させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたが、税務課長より退席の申し出がっております。退席を許したいと思いますが、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）お疲れさまです。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

介護保険会計、今ずっと説明がありましたが、昨年度よりやはりサービス料の高騰、仕方がないと思います。やはり震災でかなりの方が、認定が今ふえているというところでもあります。その中で、今回、地域支援事業ということで、国のほうも見直しで平成30年までだったかな、ずっと段階的に変えるということで、同じ住民課のされる仕事の中でも、民生費の中の児童福祉においては、やはり働けというほうの方面で、女性が働きやすい環境ということで、児童福祉に力を入れる。

片やこの介護保険においては、この間の先週の新聞に載っておりましたように、県内の病床数を減らす、できるだけ医療費を負担しないようにということで、じゃどうするか、じゃ介護保険のほうで、サービスで家庭介護、見守り、最期はみとりという、昔のような家庭の中で最期を終えていくような、

見かけはいいような話をしますが、かえってそういうことはできないということで、非常に矛盾を感じ、またここで歳入においては、交付金及び補助金あたりである、これをしたらしますよと。今現在行っているサービスのほとんど、社会福祉協議会に委託している仕事は、この介護保険から来たものがほとんどであります。

その中で、この予算執行、担当部署、非常に難しいと思います。その中で、やはり保険料というのも非常に大事な部分になります。今ちょうど税務課長が退席されましたが、今の状況におきましては、その収納、非常に難しゅうございます。その中で、やはり迎える未納者の時効、滞納者の時効、これは何もしないと時効を迎えるということになりますが、収納を努力しなさいというのは、努力しなければならないというのは担当者、重々わかっていると思いますが、時効中断を怠ると職務を怠ることになりますので、介護保険におきましては、その時効の中断ということで、どういうことをやって時効の中断というのをして、時効を中断しているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）すみません。今のところ、私がそういうところを把握しておりませんので、調べまして、またご説明させていただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）よございませうか。

堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）藤吉課長、結構、国保税徴収されとったので、おわかりかと思っておったんですけれども、一応、時効の中断というのは、民法上を適用しまして、本人の納付のするか、しないかという意識をとるだけでもいいです。それと強制執行、3つのやり方があるとは思いますが、今の状況では本人が納付するかしないかというところで、文書の承認というところの時効の中断をしていただければいいのかなと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませうか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）今年度の予算を見ますと、収入といいますか、繰越金がないというような感じで、とうとう介護保険のほうも財政が圧迫してきたかなという予算で私どもは受けとめておりますが、今後の何といいますか、介護者がふえると思いますが、この予算で見れば大変だと思いますが、となれば法定外というか、そういう感覚も考えられないかなとも思いますので、その点においてどう考えておられますか、お尋ねします。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

法定外繰り入れにつきましては、昨年は前半戦の給付見込みが少なく、

やっぱり地震の影響と介護認定給付費のほうが上がったということで、補助金につきましても、補助金申請が1月ということで、大体11月ぐらいまでの給付費に対しての見込みでやってしまいますので、なかなか、そのあたりの思った以上に給付費が伸びたという点で1,500万円の不足が生じたわけでございます。

ただ、本年につきましては、そのあたりは十分見越して、予算措置というか補助金あたりの申請もやらせていただきたいというふうに考えております。

財源不足にはならないように、今後、補助金等も適切に申請をやらせていただきたいと思っております。

一応、委託料のほうで第7期の介護計画の見直し、これ3年に1回、介護保険のほうは保険料を見直すこととなっております。本年につきましては、来年度からの保険料を平成29年度で計画を立てるわけですので、その中でやっぱり3年間の推移あたりを考慮しながら、どうしてもやはり現在の保険料ではちょっと無理かなというふうに思っていますので、やっぱり保険料を上げたくはないんですが、上げることが必要かなというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかにございませんか。

4番議員、中西君。

○4番議員（中西義信君）12ページです。

地域支援事業、今後何かふえるのではないかと考えております成年後見人制度の関係です。

報酬と、もう一つは申し立て手数料等載っていますけれども、現状、これ昨年以来だんだんふえる状況にあるのか、それとトラブル等はないのかを、ちょっと伺いたいんですが。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）今のところ、介護保険で成年後見を利用したことはございません。ただ、いろんな、今言われますとおり、やはり認知症とかなんとかでやっぱりわからなくなる、今後、やっぱり成年後見という形の利用が出てくることもあるかもしれませんので、予算措置だけさせていただいております。

特に、後見につきましては、あくまでも村長申し立てということで、家族が成年後見人になられた分につきましてはカウントしておりませんので、あくまでも村長申し立てがあった場合ということでお考えをいただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第18号、平成29年度西原村介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時02分)

(午前11時13分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第3、議案第19号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○住民課長(藤吉昌也君) 議案第19号についてご説明申し上げます。

議案第19号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただいて、1ページでございます。

平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。

平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,804万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容についてご説明申し上げます。

6ページをあけていただきたいと思います。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保

険料3,014万6,000円、目2 普通徴収保険料1,494万8,000円でございます。後期高齢者の保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出した額に特別徴収分の保険料額については67%、普通徴収分につきましては33%の割合で計上させていただいております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金544万5,000円でございます。これは広域連合で算出した額を一般会計から繰り入れをお願いしております。

目2 保険基盤安定繰入金2,403万4,000円でございます。これも広域連合のほうで算定しました金額で、低所得者に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であって保険者について保険料の均衡を一定割合に減額し、負担を減額する目的で一般会計から繰り入れをいただいております。

次に、目3 療養給付費繰入金8,231万6,000円でございます。これは、後期高齢者連合会で算出した額で、医療費の総額相当の12分の1を一般会計より繰り入れを行っております。

続きまして、歳出のほうに入らせていただきます。

8ページをお願いいたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金1億5,606万6,000円でございます。主な内訳は、保険料の負担金4,509万5,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が2,403万4,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金が8,231万7,000円となっております。これも後期高齢者医療連合会に納付するものでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第19号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第20号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君)議案第20号につきましてご説明いたします。

議案第20号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして、1ページお願いします。

平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算。

平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,440万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年度3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いします。

第2表、地方債。

起債の目的、地方公営企業災害復旧事業債(西原村中央簡易水道事業熊本地震本復旧工事)、限度額1,500万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率)、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

主な内容につきまして、ご説明いたします。

7ページの歳入予算をお願いします。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益の水道使用料に570万円、前年比マイナス100万円を計上しております。平成28年度に徴収しました3期分の平均にて算出しております。目2その他営業収益には、30件の新規加

入分として加入金324万円を見込んでおります。

項2 営業外収益、目1 補助金、節1 他会計補助金として、県道堂園小森線道路拡張工事に伴います水道管布設時の消火栓設置補助金23万円を予定しております。

款2 繰越金には、前年度より426万円減の874万円を計上しております。

あけていただきまして、8ページをお願いします。

款6 村債、項1 村債、目1 災害復旧事業債、節1 地方公営企業災害復旧事業債1,500万円、これは秋田原配水池に新たに加圧施設を設けるための工事費分でございます。

9ページの歳出予算をお願いします。

款1 水道事業費、項1 営業費用、目1 業務費につきまして、主なものは節2 給料から節4 共済費までは担当職員の人件費でございます。節11 需用費では消耗品費にメーター器機購入費75万6,000円、光熱水費に水源地、配水池電気代740万円、修繕費に水道施設修繕費100万円等でございます。

次の10ページの節13 委託料には水道施設保守点検委託料40万円、漏水調査委託料150万円、シルバー人材への水道メーター検針委託料122万4,000円を計上しております。節15 工事請負費には、県道堂園小森線の道路拡張工事に伴う水道管布設工事に500万円を予定しております。

目2 災害復旧費、節11 需用費、応急復旧修繕費として300万円、節13 委託料に熊本地震関係調査等委託料として200万円、節14 使用料及び賃借料として応急復旧配管等のリース代として300万円。11ページ、節15 工事請負費に秋田原配水池配水ポンプ施設工事費及び熊本地震本復旧工事費としまして2,000万円、節16 原材料費に応急復旧配管材料費として100万円、節19 負担金、補助及び交付金へ復旧応援負担金として100万円を計上いたしております。

項2 営業外費用、目1 企業債償還金として昨年と同じ1,924万9,000円を計上しております。平成29年度末の地方債の現在高見込み額は、19ページに記載しております。

続きまして、目2 消費税相当額に250万円、項3 予備費に506万円を計上しております。

以上でございます。ご審議方をお願いします。

それから、昨日、村営水道の加入金について調査をということで議長のほうからありましたので、西原村中央簡易水道給水条例の中で、第34条の中に加入金というところがございます。その中の第2項に「加入金は原則として、土地1筆又は1ヶ所につきメーター口径に対応する加入金を納めることとする。」、それから第3項に「既納の加入金は、還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更等で給水期間が短期である場合、その他村長が特に認めた場合は、この限りでない。」ということがうたわれております。また、これにつきましては、大津菊陽水道企業団ですかね、それから南阿蘇村、益城町



さんも同じ条例ということでした。

以上、報告させていただきます。

すみません。7ページの款1 水道事業収益、項1 営業収益、目1 給水収益、5,700万円のところを570万円と発言したそうで、修正のほうよろしく願います。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂 悦朗君）桂でございます。

この予算に対して、ちょっと質問じゃないんですが、今後、平成29年度幾らで、今小森水道にしても大切畑とかそういうふうに、簡易水道さん、今度合併を考えておられる、今回被災されて合併をしなくちゃならないというのは今年度中に決めなくちゃならないですね。中央簡易水道さんに合併することになれば、水量は大丈夫なのかなというのがありますし、将来的ですから、今すぐというわけじゃないんですが、まずそこをちょっと水量は大丈夫なのかなと、そういうところまで含んだときに。それをまず最初に聞きたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）以前は、たしか給水量が給水人口を超えた時期がございまして、それで認可申請を十数年ぶりにいたしまして、正確な数字は忘れちゃいけないけれども、四千数百名ということで、新しい給水人口が1つ出ております。

今後、合併に続きまして、基金を利用した、確かに小森、万徳等が加入されれば、そのための人口1,000名以上がふえてくるかと思っております。それぞれに今のところ水源は持っておられますので、何とかその辺を利用したところで大丈夫ではなかろうかと思っております。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、水源の話がありましたので、じゃ現在の水源を利用して合併ができるのかということも問題になるんじゃないかなと思うんですが、その点は大丈夫なんですか、村長。

以前、本来であればボーリングをしないといけないと、村営水道の場合は。これが上水道になるわけですから、今湧き水から取り出しているそれでもいいのかということになるわけです。それができないということになれば、ボーリングをしてでもやっぱりやらなくちゃならないというふうになるんじゃないかなというふうに思います。

それと村営水道の水圧と、今、小森水道の水圧というのは違っていると思います。そうなれば今度、配管もかえなくちゃならないわけです。今後、小森水道さんも今月中に多分、合併するのかしないのか、そういうものも決

定されなくちゃならないものですから、やはりきちんとしたことを組合さんのほうにも言っとってもらわないと、そこらあたりが後でできませんでしたとかなったら困りますので、そこら辺ちょっとお聞きしたんですが。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）合併につきましては、今、小森水道にしろ、万徳水道にしろ、水源は持っておられます。ですから、現在も水道法に基づいて、ちゃんと滅菌して、湧水、あるいは今万徳のほうはちょっとボーリングの水を利用させていただいておられるということで聞いておりますが、配水池のほうでちゃんと滅菌はされていると。

水質検査につきましても、村のほうと一緒に各水道組合さんの水質検査は行っております。ですから、その辺は適用されておりますし、合併に際しては、こちらのほうも再度、認可申請、県のほうに小森水道、それから万徳水道を加入しますよという認可申請、それから皆さんの議会にお諮りした上での加入となりますので、すぐにといいわけにはなかなかまいりませんが、それに向かつての準備というのは必要になってくるかと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今、大丈夫ということですから、そのまま今回、多分、今月か来月には小森水道さんのほうも協議されて、それを判断しなくちゃならないということで会議がある模様ですから、そういうところで村のほうも将来的に合併ができるということであれば、組合さんのほうにも、そういうふうな話をできるかなというふうにも思っておりますので。

今後、大切畑地区も10軒ほどしか残らないから、あそこも別にあるわけですよ、組合さんが。そしたら10戸できるかなということで心配されているところもございまして、そういうところは指導してもらえれば助かると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）3番議員、坂本です。

先日、村長が「ゆうすい」の件で発表されましたけれども、書いたのが私でありまして、議事録を見て書かせていただきまして、自分がそういうふうな勘違いをして、大変申しわけございませんでした。

今度の「ゆうすい」にその訂正文を書かせていただきたいと思いますけれども、今の内容のことを文書でもって簡単に書きたいと思っておりますので、産業課と協力して書いていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）協力お願いしますということですので、産業課長。

○産業課長（海東義朗君）そのようによろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第20号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第21号、平成29年度西原村工業用水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君) 議案第21号につきましてご説明いたします。

議案第21号、平成29年度西原村工業用水道事業会計予算書、自平成29年4月1日から至平成30年3月31日、西原村。

2ページをお願いいたします。

平成29年度西原村工業用水道事業予算書。

総則。

第1条、平成29年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりと定める。

(1) 給水事業所数8カ所。(2) 年間総給水量18万7,975<sup>m</sup>³。(3) 1日平均給水量515<sup>m</sup>³、(4) 主要な建設改良費0円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益1,598万円。第1項営業収益913万6,000円。第2項営業外収益684万3,000円。第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用1,598万円。第1項営業費用1,133万3,000円。第2項営業外費用45万円。第3項特別損失1,000円。第4項予備費419万6,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入、資本的支出はございません。

議会の議決を経なければ、流用することができない経費。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費391万5,000円。(2) 交際費は0でございます。

利益剰余金処分。

第6条、繰越利益剰余金のうち300万円を次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金0。(2) 利益積立金0。(3) 建設改良積立金300万円。

たな卸資産購入限度額。

第7条、たな卸資産の購入限度額は8万円とする。

平成29年度3月8日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

15ページをお願いします。

平成29年度西原村工業用水道事業予算説明書。

収益的収入及び支出。

収入。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1料金収入913万5,000円の計上。

本年度の給水事業所も冒頭にありましたように8カ所でございます。1日の給水量といたしましては、平成28年度より515tを予定しております。超過料等については当初予算では加味しておりません。

また、平成26年度予算より会計制度の変更により企業会計となり、歳入項目に項2営業外収益、目3長期前受金戻入、節1長期前受金戻入として172万9,000円を計上。目4雑収益、節1雑収益として507万5,000円を企業負担収入ほかとして計上しております。

16ページをお願いします。

支出の水道事業費用につきましては、目3総係費が前年比91万円の減額につきましては、職員の人事異動によります減額でございます。

17ページでございますが、目4減価償却費が前年比155万5,000円減の329万9,000円。

款4予備費も前年比96万5,000円の減額の419万6,000円を計上いたしております。

主なものとしては、以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、平成29年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第22号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君) 議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定のより議会の議決を求める。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、災補道第2463号、田中高遊線道路災害復旧工事。

2、契約金額4,502万448円(税抜き額4,168万5,600円)。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大林310番地、会社名、肥後木村組株式会社、代表者、代表取締役澤村奈古。

4、契約前の工期、平成28年10月17日から平成29年3月24日まで。変更後の工期、平成28年10月17日から平成29年6月30日まで。

今回、提案させていただきました議案につきましては、平成28年10月の第4回臨時議会におきまして議決いただきました村道田中高遊線の道路災害復旧工事につきまして、工期の変更が必要となりましたので、工事請負契約の変更をお願いするものでございます。

添付しております箇所図をごらんください。

現場は田中高遊線のもとホテル入り口付近から延長127m区間の道路までの、のり面の吹きつけモルタルが崩落し、のり面下にあります落石防護柵が道路側に出されている災害でございます。

今後といたしましては、現在、崩落しているのり面の吹きつけモルタルを取り壊し、現場、吹きつけのり砕工にて復旧し、下部には同じく落石防護柵を設置する工事でございますが、現在の進捗率は30%ほどで、仮設防護柵の

設置、のり面の吹きつけモルタルの撤去は既に済んでおりますが、ホテルの所有者がかわりまして、ホテルを解体するとのことで、解体用大型クレーンの進入路と、現在、のり面に大きな転石が多数発生し、上部のホテル側の用地を借地しての施工となり、災害復旧でのり面工事のための仮設道路との工事用用地の調整に時間をよりかけたことにより工期の変更を行うものでございます。

以上でございます。審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第22号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第23号、工事請負変更契約の締結について（災補道第2461号 田中高遊線道路災害復旧工事）を議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、災補道第2461号、田中高遊線道路災害復旧工事。

2、契約金額5,880万6,000円（税抜き額5,445万円）。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社名、有限会社堀田建設、代表者、代表取締役堀田賢司。

4、契約前の工期、平成28年10月17日から平成29年3月24日まで。変更後の工期、平成28年10月17日から平成29年11月30日まで。

この議案につきましても、平成28年10月の第4回臨時議会におきまして議

決をいただきました議案第22号と同じく村道田中高遊線の道路災害復旧工事でございます。

添付しております箇所図をごらんください。

現場は、堀田工務店作業場先から布田川方面に向かい、1つ目のヘアピンカーブまでの復旧延長485.5mの災害復旧工事でございます。

内容としましては、コンクリートブロック積み2カ所、路盤、舗装のやり直し、側溝の敷設がえ新設、ガードレール等の設置等でございます。

現在、復旧工事の進捗率といたしましては10%ほどで、議案第22号ののり面工事用の仮設防護柵を道路に設置されており、工事は一部撤去工事、支障木の伐採までしかできておりません。さきに議案第22号で申しあげましたように、復旧工事用地の調整によるのり面復旧工事において、布田川方面にありますリース会社の通行もありまして、全面通行どめすることができず、のり面復旧工事を先に完了し、仮設防護柵の撤去後でないと工事ができないものでございます。以上の理由により工期の変更をお願いするものでございます。

以上でございます。審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第23号、工事請負変更契約の締結について（災補道第2461号 田中高遊線道路災害復旧工事）を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

日程第8、同意第1号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、同意第1号についてご説明いたします。

同意第1号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字小森17番地。

氏名、河上勝彦。

生年月日、昭和26年10月9日。

提案理由。

監査委員、河上勝彦氏が平成29年3月31日に任期満了となるため、再度選任いたしたく提案するものでございます。

次のページに履歴書を添付させていただいております。よろしく願いいたします。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりました。

これより同意第1号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第1号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第9、組合議会報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いいたします。

8番議員、林田君。

（8番議員 林田直行君 登壇 報告）

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

益城、嘉島、西原環境衛生組合より定例会がございましたので、ご報告を申し上げます。

平成29年2月22日に組合議会の定例会がありまして、平成28年度の一般会計補正予算（第3号）、それに平成29年度一般会計予算についてご報告申し上げます。

まず初め、補正予算ではありますが、歳入歳出それぞれに1億549万6,000円を追加し、3億3,116万6,000円とするということになっております。一応、歳入が、財産収入が3,735万円で補正額マイナス158万8,000円、国庫支出金



1億8,824万4,000円でプラス2,228万4,000円です。それから組合債が1億8,820万円、マイナス1億1,320万円となっております、歳入の合計が12億2,567万円となっております。歳出の補正で衛生費が10億9,361万4,000円で1億549万6,000円の増となっております、歳入歳出とも12億2,567万円となっております。

以上、補正予算でございまして、平成29年度の一般会計予算を申し上げます。

歳入、分担金及び負担金としまして4億3,706万3,000円、使用料及び手数料としまして6,320万円、財産収入としまして3,319万9,000円、繰入金1,000円、繰越金5,000万円、諸収入665万9,000円、国庫支出金3,228万2,000円、歳入合計6億2,240万4,000円。歳出のほうですが、議会費240万4,000円、総務費4,357万1,000円、衛生費5億6,592万5,000円、公債費750万4,000円、予備費300万円、歳出合計が6億2,240万4,000円となっております。

なお、西原村の分担金といたしまして、均等割が4,370万6,000円、人口割が4,271万円で、西原村の分担金合計が8,641万6,000円となって全体の19.78%となっております。

一般会計の報告を終わります。

続きまして、同じく環境衛生組合に関するのですが、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会のことを一部報告いたします。

協議会の事務所を一応、事務局を会長のところに置くとなっておりますが、今度はそれを改正いたしまして、御船町大字御船847番地3、昔の法務局支部ですか、に置くということでございます。

なお、前年度が用地選定の年度となっておりますが、震災が起きましてできませんでしたので、平成29年度におきまして用地選定をするということとなっておりますので、ご報告申し上げます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ね等ありませんか。

（「ありません」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

4番議員、中西君。

（4番議員 中西義信君 登壇 報告）

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

所属しております阿蘇広域事務組合の経過についてご報告申し上げます。

阿蘇広域組合も、臨時会も一般通例の定例会もございましたけれども、西原村の負担そのものはし尿関係と湯の里荘の関係でございまして、ほぼ通年どおりでございまして、昨日の一般会計予算に載っている負担金程度で、通年どおりの金額でございまして。

本日は、去年の地震によりまして大変問題になっております湯の里荘の移転改築事業の経過について報告いたします。

去年の西原村の定例会後の12月19日に阿蘇広域の管理者の阿蘇市長及び日置村長初め関係3町村長、そして関係3町村の議員で上京を行い、陳情を行いまして前向きな回答をいただいた件でございますけれども、平成28年度の災害復旧事業の採択を受け、移転改築事業が実施できることになりまして、そのため早急な場所の選定が必要となりました。候補地といたしまして南阿蘇村の5カ所が上がり、ことしに入りまして1月18日及び23日に高森、南阿蘇、西原村の3町村長と広域議員で協議をいたしました。

結果、地元南阿蘇村さんのご意向をまず優先し、南阿蘇村両併の民有地を購入して建設するという案を決定いたしました。場所は、国道325号線沿いで、これまでと違って道より北にあるような場所です、ちょうど南阿蘇村と高森町の境界付近にある民有地を購入いたすこととなりました。

したがいまして、若干の民有地購入のための6,000万円がふえましたけれども、総事業費として7億1,984万円でございます。国庫補助金が4億5,903万1,000円でございます。災害復旧債で2億4,290万円を予定しております、充当率100%、交付税のほうが何とか85%を出していただけるような話を伺っております。交付税算入のほう若干まだ時間かかっておりますけれども、大体そういうところで行う予定です。それと一般財源が5万3,000円となっております。

今後、今現在、申請と登記を行っておられるところで、平成29年に工事を着工し、できれば平成30年4月から湯の里荘を再開できればというところでやっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第10、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

産業教育常任委員会委員長、林田直行君から委員会において審査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申し出のとおり閉会中の継続審査申し出がっております。

事件、理由については記載のとおりです。

お諮りします。委員長からの申し出どおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査にすることに決定しました。

日程第11、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、上野正博君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長、林田直行君、以上の方から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申し出書のとおり閉会中の継続調査申し出がっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 0時16分）

（午後 0時22分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって平成29年第1回西原村議会定例会を閉会します。

午後 0時22分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

9 番議員 桂 悦 朗

1 番議員 堀 田 直 孝